

# 第4次

## 枚方市ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと

希望を持って暮らせるまちをめざして

令和3(2021)年3月

枚 方 市



## はじめに



母子家庭や父子家庭、寡婦（かふ）のいわゆるひとり親家庭等は、子育てや家事、仕事といった多くの役割をひとりで担わなければならない、その負担はとて大きなものがあります。

本市では、ひとり親家庭や寡婦の方々の生活の安定を図るため、平成 18 年 3 月以降、3 次にわたり「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、さまざまな自立支援施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

しかし、令和 2 年 5 月に実施しました「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」の結果でみると、ひとり親家庭等を取り巻く環境は、低賃金や不安定な雇用状況など、依然として厳しい状況がうかがえます。さらに、新型コロナウイルス感染症が市民にもたらす影響の長期化などの懸念が見込まれる中、本市としても、こうした課題と向き合い、さらなる対策を講じる必要があります。

そのような中、この度、現計画が令和 2 年度で最終年度を迎えることから、これまでの取り組みの検証を行うとともに、アンケート調査の結果等を踏まえながら、「第 4 次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたしました。

この第 4 次計画では、「ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち」を基本理念に掲げ、日々の生活や子育てに不安を抱いているひとり親家庭等の皆さまが安心していきいきとした生活を送ることができるよう、さまざまな関係機関・団体、事業者等との連携を深めながら、地域一体となった取り組みを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等を通じて、貴重な御意見をくださいました多くの方々に、心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

伏見隆



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって . . . . . 1

1. 計画策定の趣旨 . . . . . 1
2. 計画の位置づけ . . . . . 1
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 計画の対象及び用語の説明 . . . . . 2
5. 計画の策定方法 . . . . . 3

## 第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況 . . . . . 4

1. ひとり親家庭等の現状 . . . . . 4
2. アンケート調査からみる枚方市のひとり親家庭等の実態 . . . . . 13

## 第3章 第3次計画の主な取り組みと第4次計画に向けて . . . . . 49

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進 . . . . . 49
2. 就業支援の推進 . . . . . 52
3. 養育費の確保及び面会交流の支援 . . . . . 54
4. 経済的支援の充実 . . . . . 55
5. ひとり親家庭等を支える環境の充実 . . . . . 57

## 第4章 計画の基本的な考え方 . . . . . 59

1. 基本理念 . . . . . 59
2. 基本的な視点 . . . . . 59
3. 施策目標 . . . . . 60
4. 施策の体系 . . . . . 63

## 第5章 施策の推進方向 . . . . . 64

- 施策目標1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進 . . . . . 64
- 施策目標2. 就業支援の推進 . . . . . 69
- 施策目標3. 養育費の確保及び面会交流の支援 . . . . . 72
- 施策目標4. 経済的支援の充実 . . . . . 75
- 施策目標5. ひとり親家庭等を支える環境の充実 . . . . . 78

## 第6章 施策の推進に向けて . . . . . 83

1. 計画に基づく情報発信 . . . . . 83
2. 計画の推進と進行管理 . . . . . 83

## 参考資料 . . . . . 86

1. 用語解説	86
2. 枚方市社会福祉審議会への諮問	89
3. 枚方市社会福祉審議会からの答申	90
4. 枚方市社会福祉審議会条例	91
5. 枚方市社会福祉審議会規則	93
6. 枚方市社会福祉審議会(本審)及び児童福祉専門分科会委員名簿	95
7. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過	97

### コラム

- 子どもの育ち見守りセンター「となとな」の開設～子ども家庭相談担当と母子・父子自立支援員との連携による相談支援の事例～ ..... 67
- 関係機関との連携による支援事例～配偶者暴力相談支援センター等との連携～ ..... 74
- ひとり親のみなさんへのメッセージ～母子・父子自立支援員より～ ..... 81

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭が安心して子育てができる環境と経済的な安定を得ることをめざし、ひとり親家庭及び寡婦（かふ）の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開するため、「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとし、平成18年3月に第1次計画、平成23年3月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画を策定し、ひとり親家庭等自立支援のためのさまざまな施策を推進してきました。

国においても、平成25年3月に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行、ひとり親が置かれている困難な状況等を鑑み、就業の支援について特別の措置を講じることとされ、平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正により、父子家庭についても支援対象として法律上明記されました。さらに、近年、子どもの貧困が社会問題となるなか、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正と、それを踏まえた「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもの現在及び将来における生活の向上を目的に、ひとり親に対する就労支援を含む総合的な支援の推進が掲げられました。その他、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給要件や支払い回数の見直し等、ひとり親家庭等の子どもへの支援に主眼を置いた施策の充実が図られてきたところです。

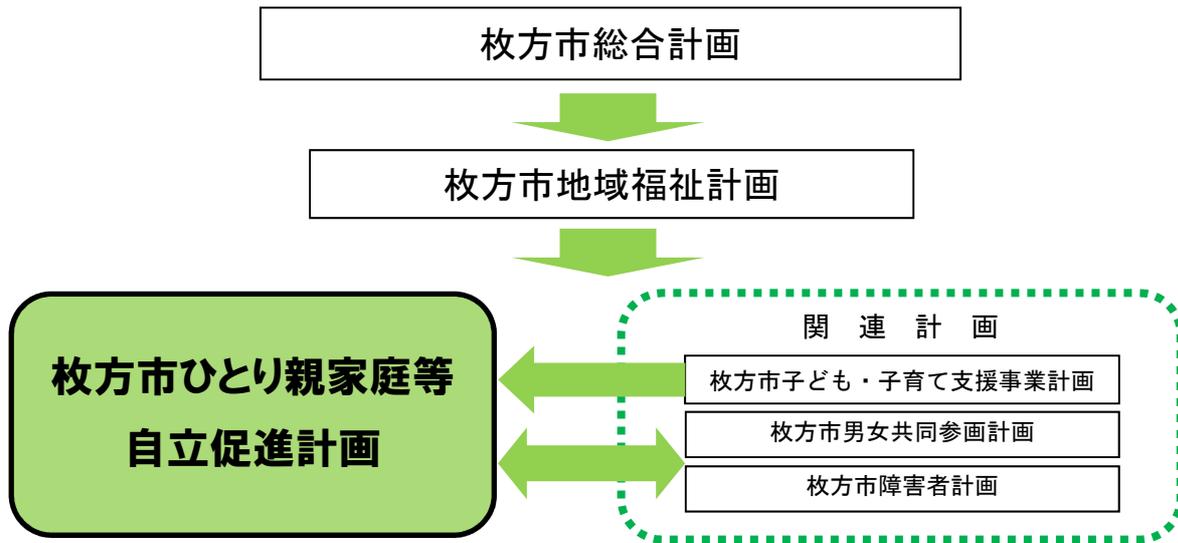
しかしながら、低賃金や不安定な雇用条件などの就業面や、子育てとの両立などの生活面において、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、とりわけ養育費については、子どもの健やかな成長にとって重要なものですが、その取り決めや履行の確保に際し、多くの課題があるのが実情です。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響による収入の減少や孤立化など、ひとり親家庭等が直面する生活課題を見極めた適切な対応が求められています。

このような背景や、本市におけるひとり親家庭等の生活実態を踏まえながら、令和2年度で終期を迎える第3次計画を引き継ぎ、令和3年4月を始期とする「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（以下「第4次計画」という。）」を策定し、ひとり親家庭等の自立を促進する施策を総合的かつ計画的に推進し、ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりを進めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和2年厚生労働省告示第78号）」を踏まえ策定する、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」です。また、「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」、さらに、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」などの本市行政計画の趣旨を踏まえつつ、「枚方市男女共同参画計画」、「枚方市障害者計画」等の関連計画と連携し整合性を図った、ひとり親家庭等の施策の方針を定める計画と位置づけています。

図表 各種計画との関連



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 4. 計画の対象及び用語の説明

本計画の対象は、母子家庭、父子家庭、寡婦（かふ）とします。  
また、この計画で使用している用語の説明は、次のとおりです。

母子家庭（母子世帯）…現に児童（20歳未満）を扶養しており、配偶者のいない女子  
とその児童からなる家庭

父子家庭（父子世帯）…現に児童（20歳未満）を扶養しており、配偶者のいない男子  
とその児童からなる家庭

寡 婦（か ふ）…配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童  
（20歳未満）を扶養していた（母子家庭）ことがあり、その児童全員が  
20歳に達した方

ひとり親家庭…母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）

ひとり親家庭等…母子家庭（母子世帯）、父子家庭（父子世帯）及び寡婦

ひとり親…母子家庭（母子世帯）の母及び父子家庭（父子世帯）の父

## 5. 計画の策定方法

---

### 1. 計画策定における体制

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関であり、学識経験者、社会福祉事業従事者等で構成する「枚方市社会福祉審議会」及び「枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議をいただきました。また、本市庁内の検討体制として、ひとり親家庭等相談支援、子ども・子育て支援、母子保健、健康福祉、学校教育等の関係部署で構成する「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会」を設置し、庁内横断的に検討を行いました。

### 2. アンケート調査等の実施

計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態及び支援のニーズを把握するため、令和2年5月に「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました（13ページ参照）。

また、ひとり親家庭等の支援に携わる関係機関における支援の実態や支援上の課題を把握し、関係機関同士の連携や、効果的な相談支援体制のあり方など、今後の支援の方向性を検討するうえでの参考とするため、「ひとり親家庭等への支援に関する関係機関等調査」を実施しました。

### 3. パブリックコメント等の実施

計画案について広く市民のご意見をうかがうために、令和2年12月25日（金）から令和3年1月14日（木）までの期間で、市ホームページへの掲載や公共施設への意見箱の設置等によるパブリックコメントを実施し、合計5件のご意見をいただきました。

なお、計画案についての市民説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止しましたが、計画案の概要について説明を行う動画を配信し、市民への周知を図りました。

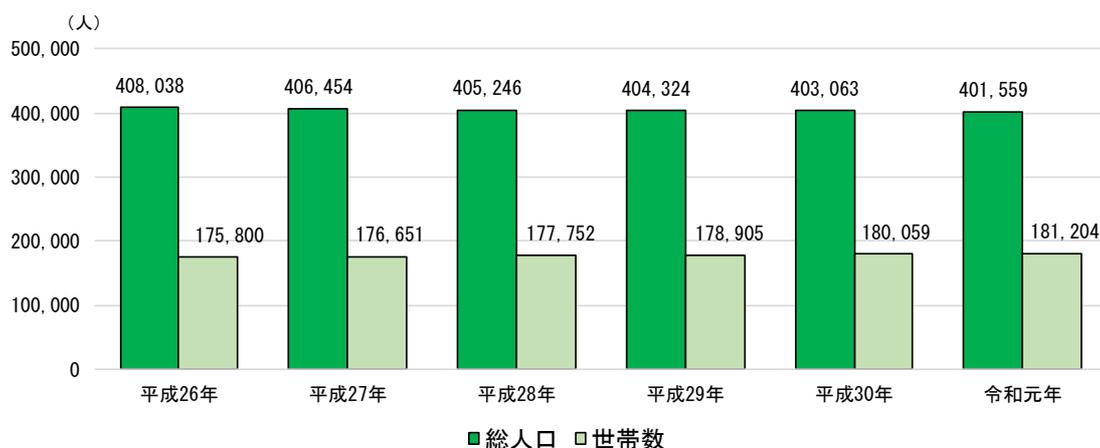
## 第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

### 1. ひとり親家庭等の現状

#### 1-1. 人口・世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にあります。令和元年で人口は401,559人、世帯は181,204世帯で、1世帯あたりの人員は年々減少し、令和元年では2.22人となっています。

図表 人口・世帯数の推移（枚方市）

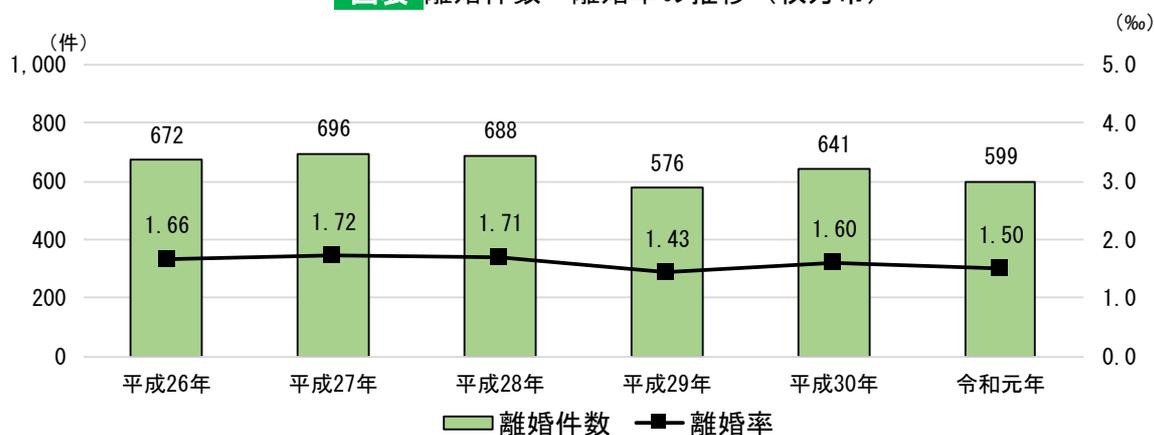


資料：枚方市統計書（各年10月1日現在）

#### 1-2. 離婚件数及び離婚率の推移

本市の離婚件数は減少傾向にあり、令和元年は599件となっています。人口千人あたりの「離婚率」も減少傾向にあり、令和元年では1.50%と前年から0.1ポイント低くなっています。また、大阪府及び全国との比較では、離婚率は低い割合で推移しています。

図表 離婚件数・離婚率の推移（枚方市）



資料：人口動態統計

注：離婚率とは、人口千人あたりの1年間の離婚件数

図表 離婚件数・離婚率の推移（大阪府及び全国との比較）

（単位：件、％）

	枚方市		大阪府		全国	
	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率	離婚件数	離婚率
平成27年	696	1.72	18,101	2.08	226,215	1.81
平成28年	688	1.71	17,279	1.99	216,798	1.73
平成29年	576	1.43	16,931	1.96	212,262	1.70
平成30年	641	1.60	16,243	1.88	208,333	1.68
令和元年	599	1.50	16,282	1.89	208,496	1.69

資料：人口動態統計

注：離婚率とは、人口千人あたりの1年間の離婚件数

### 1-3. ひとり親世帯数の推移

国勢調査におけるひとり親世帯数をみると、平成27年の母子世帯数は2,421世帯、父子世帯は247世帯で、「世帯数」及び「総世帯に占める割合」はともに平成17年をピークに減少しています。「総世帯に占める割合」は、平成22年度までは大阪府、枚方市ともに全国よりも高い数値になっていましたが、平成27年度は、枚方市においては全国と同じ割合でした。

なお、この母子・父子世帯数には他の世帯との同居のケースはカウントされていないので、児童扶養手当受給者数よりも少ない数値となっています。

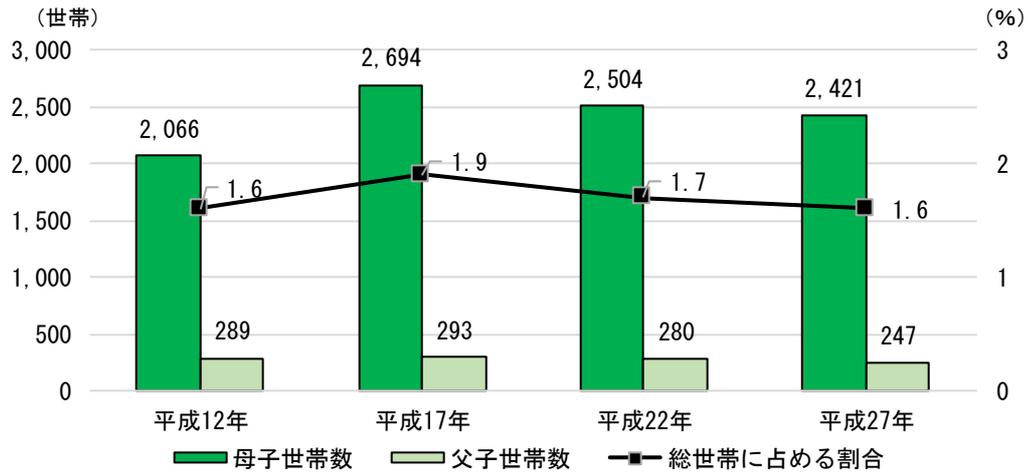
図表 ひとり親世帯数の推移

（単位：世帯、％）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	総世帯数	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,331,797
	ひとり親世帯総数	713,277	841,333	844,661	838,727
	うち母子世帯数	625,904	749,048	755,972	754,724
	うち父子世帯数	87,373	92,285	88,689	84,003
	総世帯に占める割合	1.5	1.7	1.6	1.6
大阪府	総世帯数	3,485,910	3,654,293	3,832,386	3,923,887
	ひとり親世帯総数	63,167	77,775	72,928	70,756
	うち母子世帯数	56,138	70,402	66,519	64,842
	うち父子世帯数	7,029	7,373	6,409	5,914
	総世帯に占める割合	1.8	2.1	1.9	1.8
枚方市	総世帯数	147,934	155,551	163,983	167,201
	ひとり親世帯総数	2,355	2,987	2,784	2,668
	うち母子世帯数	2,066	2,694	2,504	2,421
	うち父子世帯数	289	293	280	247
	総世帯に占める割合	1.6	1.9	1.7	1.6

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

**図表** ひとり親世帯数の推移（枚方市）

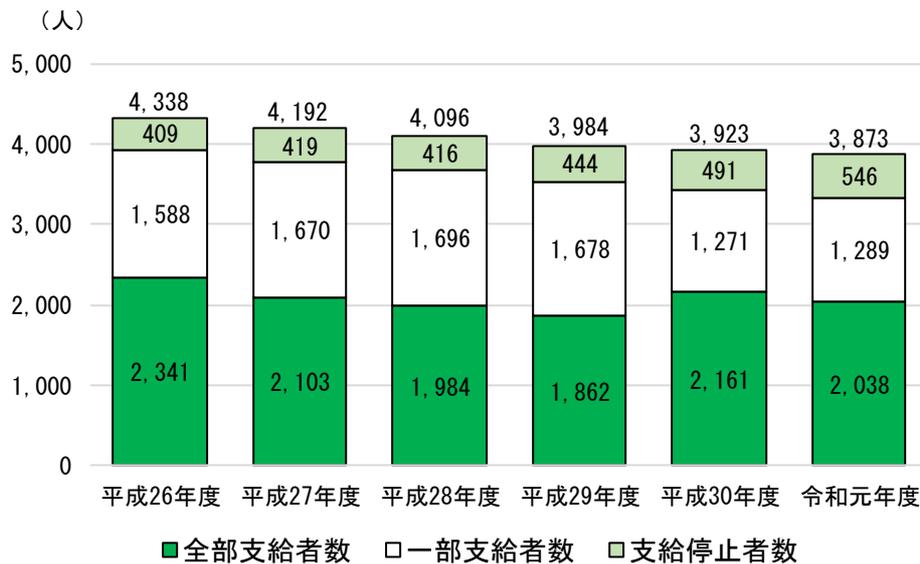


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

### 1-4. 児童扶養手当の受給者数の推移

児童扶養手当の受給資格者数は減少傾向にあります。内訳では、児童扶養手当の受給者（全部支給者と一部支給者の合計）は減少している一方で、支給停止者数は増加する傾向にあります。

**図表** 児童扶養手当の受給資格者数の推移

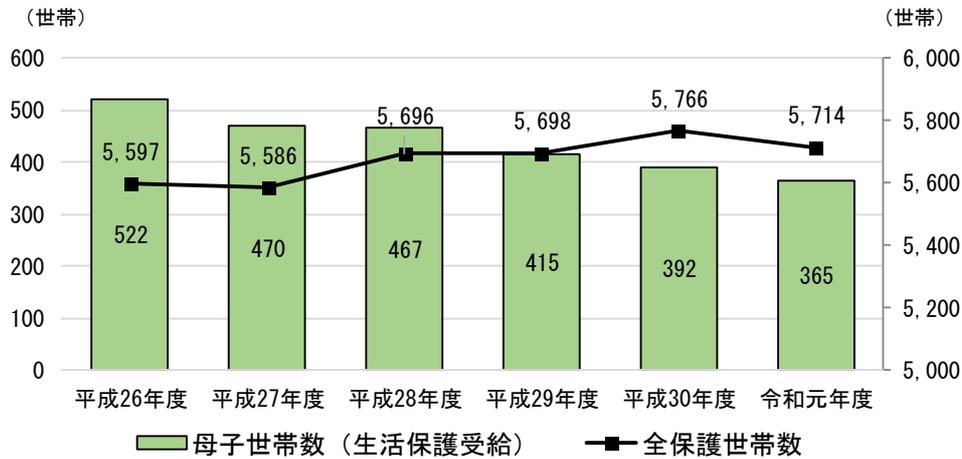


資料：市民生活部（各年度12月末日現在）

### 1-5. 生活保護受給母子世帯数の推移

生活保護を受けている母子世帯数は、令和元年度末時点で365世帯となっており、全保護世帯数が緩やかに増加しているなかにおいて、減少傾向となっています。

**図表** 生活保護受給母子世帯数の推移



資料：健康福祉部（各年度3月末日現在）

### 1-6. 雇用の状況

#### (1) ひとり親世帯の就業状況(全国)

国が平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査においては、母子世帯、父子世帯とも前回（平成23年度）より正規職員・従業員の割合が増加しましたが、依然として母子世帯の母の「正規の職員・従業員」としての就業は、半数に満たない状況です。

また、就業率については母子世帯については81.8%と前回から若干増加しましたが、父子世帯については、85.4%と、前回の91.3%から減少しています。

**図表** ひとり親世帯の就業状況（全国）

（単位：％、円）

		平成23年度		平成28年度	
		割合	平均年間収入	割合	平均年間収入
母子世帯	就業率	80.6	/	81.8	/
	正規の職員・従業員	39.4	2,700,000	44.2	3,050,000
	パート・アルバイト	47.4	1,250,000	43.8	1,330,000
父子世帯	就業率	91.3	/	85.4	/
	正規の職員・従業員	67.2	4,260,000	68.2	4,280,000
	パート・アルバイト	8.0	1,750,000	6.4	1,900,000
	自営業	15.6	/	18.2	/

資料：平成28年度全国ひとり親世帯等調査

**(2)ハローワークによる職業紹介等の状況**

全国のハローワークにおける職業紹介状況について、令和元年度の「有効求職者数」は、平成27年度との比較で12.3%減少していますが、「有効求人数」は、10.3%増加しています。「有効求人倍率」も、平成27年度の1.23倍に対し、令和元年度では1.55倍となるなど、雇用環境は改善傾向にあります。

この状況は、大阪府でも同様の傾向が見られますが、ハローワーク枚方管内（枚方市・寝屋川市・交野市）における「有効求人倍率」については、平成27年度の0.60倍に対し、令和元年度は0.88倍と、改善は見られたものの、全国、大阪府と比較すると低い数字となっています。

一方、ハローワーク枚方管内における「母子世帯」の「新規求職者数」は923件と、全国、大阪府と同様、減少傾向にありますが、マザーズコーナーをはじめ、ハローワーク枚方における職業相談・紹介等の取り組みのもと、「紹介就職率」は増加傾向にあります。

また、ハローワーク枚方による生活保護受給者等就労自立促進事業については、市役所内に設置されたハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」において、市とハローワーク枚方で一体的に実施しており、令和元年度の支援対象者297人のうち、「児童扶養手当受給者」は21人で、「就職者数」が15人、就職率は71.4%となっています。

**図表** 職業紹介等の状況（全国・大阪府・ハローワーク枚方管内）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 国	有効求職者数（人）	1,955,341	1,844,891	1,770,695	1,716,557	1,714,280
	有効求人数（人）	2,414,540	2,569,726	2,726,327	2,782,421	2,662,984
	有効求人倍率（倍）	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55
	紹介件数（件）	8,930,511	8,013,093	7,183,880	6,359,825	5,807,501
	就職件数（件）	1,891,057	1,796,235	1,714,583	1,607,693	1,473,691
	紹介就職率（%）	21.2	22.4	23.9	25.3	25.4
大 阪 府	有効求職者数（人）	152,770	143,070	137,211	132,201	132,586
	有効求人数（人）	188,751	202,625	222,833	234,890	230,712
	有効求人倍率（倍）	1.24	1.42	1.62	1.78	1.74
	紹介件数（件）	860,468	767,550	681,215	580,220	509,359
	就職件数（件）	123,804	117,381	113,477	104,554	91,107
	紹介就職率（%）	14.4	15.3	16.7	18.0	17.9
ハ ロ ー ワ ー ク 枚 方	有効求職者数（人）	10,307	9,647	9,674	9,262	9,303
	有効求人数（人）	6,232	6,907	8,138	8,543	8,155
	有効求人倍率（倍）	0.60	0.72	0.84	0.92	0.88
	紹介件数（件）	54,752	50,395	47,842	39,979	35,074
	就職件数（件）	8,780	8,183	8,353	7,691	6,868
	紹介就職率（%）	16.0	16.2	17.5	19.2	19.6

資料：ハローワーク枚方 提供

注：有効求職者数と有効求人数は月平均値

図表 母子世帯の就職状況（全国・大阪府・ハローワーク枚方管内）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全 国	新規求職者数（人）	223,195	207,820	192,277	176,954	163,700
	紹介件数（件）	361,077	317,449	280,584	242,952	212,167
	就職件数（件）	90,018	83,100	77,134	70,127	61,526
	紹介就職率（%）	24.9	26.2	27.5	28.9	29.0
大 阪 府	新規求職者数（人）	17,138	15,545	14,427	12,653	11,486
	紹介件数（件）	31,327	26,370	23,925	19,494	16,960
	就職件数（件）	6,055	5,359	5,112	4,557	3,896
	紹介就職率（%）	19.3	20.3	21.4	23.4	23.0
ハ ロ ー ワ ー ク 枚 方	新規求職者数（人）	1,233	1,153	1,058	1,035	923
	紹介件数（件）	2,596	2,284	1,976	1,859	1,554
	就職件数（件）	480	440	401	409	304
	紹介就職率（%）	18.5	19.3	20.3	22.0	19.6

資料：ハローワーク枚方 提供

図表 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

(単位：人)

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	対象者数	就職者数	対象者数	就職者数	対象者数	就職者数
生活保護受給者	215	166	149	127	184	113
児童扶養手当受給者	22	16	26	15	21	15
住居確保給付金受給者	1	0	2	3	6	3
生活困窮者	72	58	96	59	86	58
生活保護相談・申請段階の者等	0	0	1	0	0	0
合 計	310	240	274	204	297	189

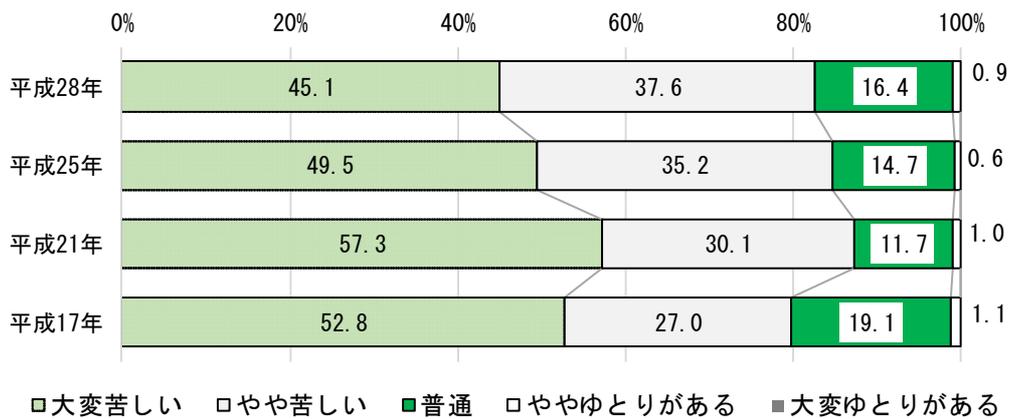
資料：ハローワーク枚方 提供（枚方市分のみ）

### 1-7. 暮らし向きについての意識

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、暮らし向きについて「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）とする世帯が、母子世帯では平成28年において82.7%となっており、平成25年と比べてやや改善しましたが、全世帯との比較では、母子世帯の方が同年比で26.2ポイント高くなっており、平成25年と比べて全世帯との差は大きくなっています。

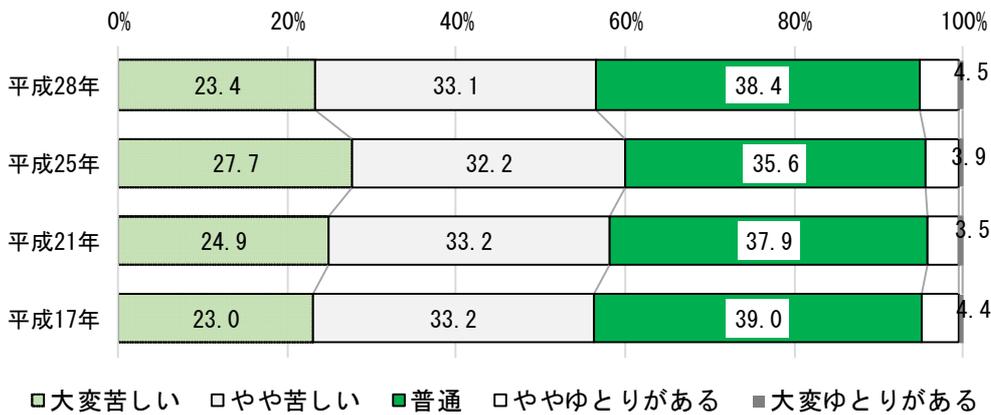
**図表** 暮らし向きについての意識（全国）

#### （1）母子世帯



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

#### （2）全世帯



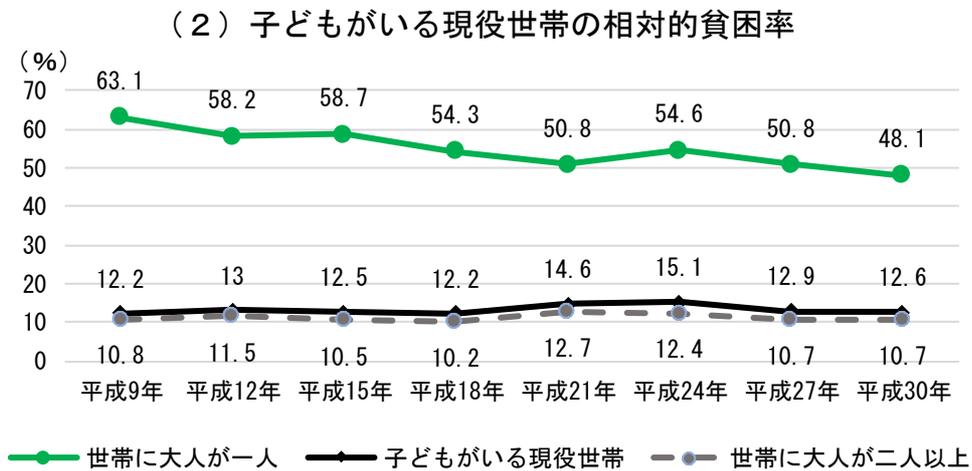
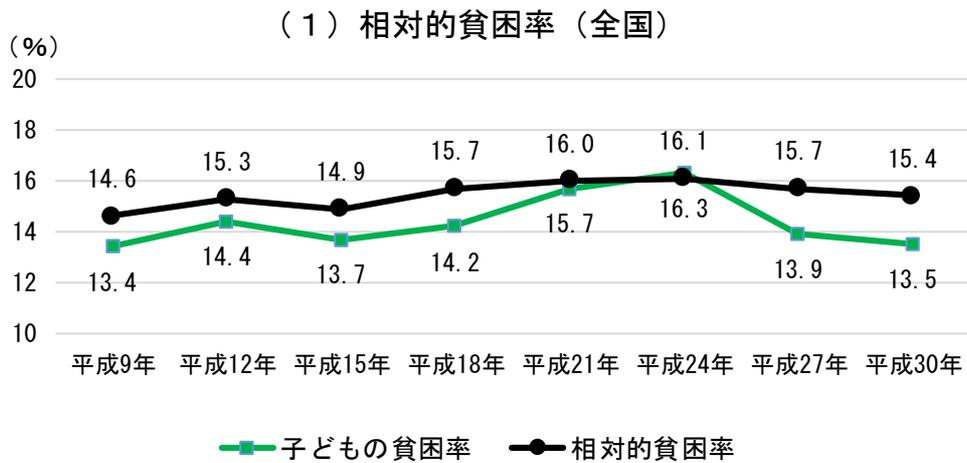
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

## 1-8. 子どもの貧困について

### (1) 相対的貧困の状況(全国) <国民生活基礎調査>

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」では、平成30年の全国の子どもの貧困率は13.5%となっています。平成27年の前回調査から0.4ポイント改善したものの、約7人に1人が貧困状況にあるといえ、依然として高い水準です。また、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と高い割合で推移しており、大人が2人以上の世帯との差が大きい状況です。

**図表** 相対的貧困の状況(全国) <国民生活基礎調査>



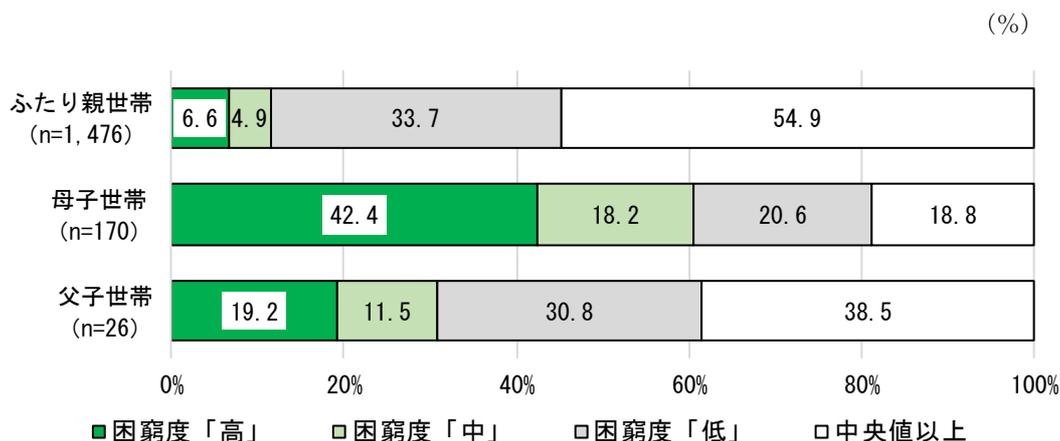
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注：1. 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。  
 2. 子どもの貧困率とは、相対的貧困状態にある世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合。

**(2)相対的貧困の状況(枚方市)＜枚方市子どもの生活に関する実態調査＞**

本市が平成28年度に実施した「枚方市子どもの生活に関する実態調査」では、回答のあった世帯所得を基に「等価可処分所得」を試算し、家庭の経済状況に係る困窮の程度を4つに分類しました。その結果、ふたり親世帯に比べ、母子世帯、父子世帯の困窮度は高い傾向にあり、特に母子世帯においては、困窮度「高」の割合が42.4%とあり、厳しい経済状況がうかがえる結果となりました。

**図表** 世帯構成別にみた困窮度（枚方市）



資料：「枚方市子どもの生活に関する実態調査」

注：等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

困窮度「高」…等価可処分所得の中央値（本調査では280万円）の50%未満

困窮度「中」…等価可処分所得の中央値の50%以上～60%未満の範囲

困窮度「低」…等価可処分所得の中央値の60%以上～中央値未満の範囲

中央値以上 …等価可処分所得の中央値以上

## 2. アンケート調査からみる枚方市のひとり親家庭等の実態

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態や支援のニーズを把握し、子育てをはじめとした生活支援、就業支援等、ひとり親家庭等に向けた支援策の推進方向を検討するための基礎資料とすることを目的に「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」を実施しました。

図表 調査方法・回収結果

調査対象	母子・父子家庭	寡婦（かふ）
調査地域	枚 方 市 全 域	
対象件数	3,879 件	109 件
調査方法	児童扶養手当受給者（支給停止者含む）、及びひとり親家庭医療助成対象者（原則、全世帯）に、郵送により配布・回収	枚方市母子寡婦福祉会の協力を得て枚方市母子寡婦福祉会員へ配布・郵送により回収。
調査期間	令和2年5月7日～6月30日	
有効回収数	1,712 件 (母子 1,640+父子 67+母子・父子不明 5)	66 件
有効回収率	44.1%	60.6%

- ・図表のタイトル・グラフの中に、「n」とあるのは、「回答者数」のことです。
- ・設問が複数回答の場合は、図表のタイトルの中に「複数回答」と示しています。そのあとに例えば「2つまで」と記載している場合は、○を付けることのできる選択肢数が2つまでであり、また特に記載がない場合はいくつでも選択肢に○を付けてよいことを示しています。
- ・集計数表は、小数点第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答比率を合計しても100%にならない場合もあります。
- ・複数回答の比率はすべての比率を合計すると100%を超える場合もあります。

### 2-1. 本人及び家族の状況について

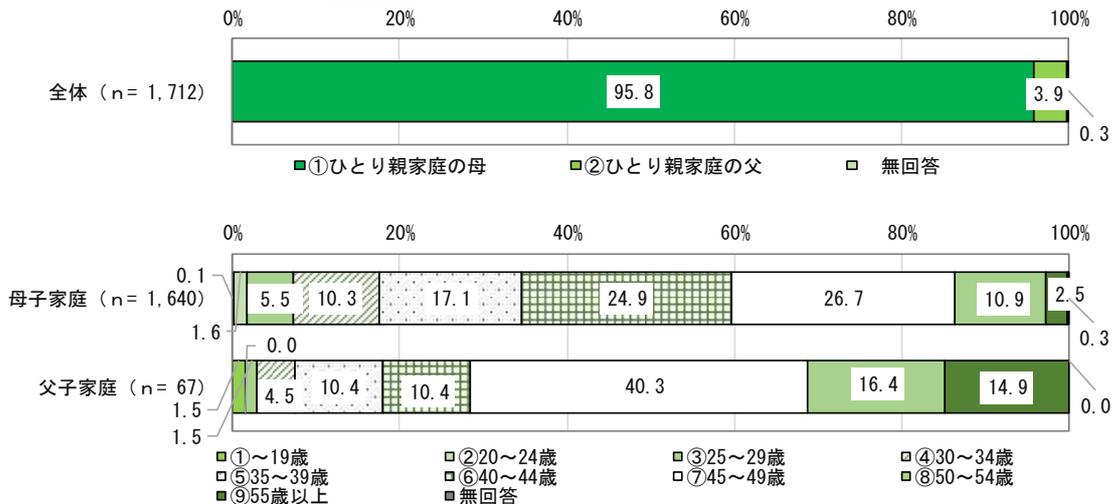
#### (1) ひとり親家庭の親及び寡婦の年齢

ひとり親家庭では、全体の95.8%が「母親」となっており、「父親」は3.9%となっています。

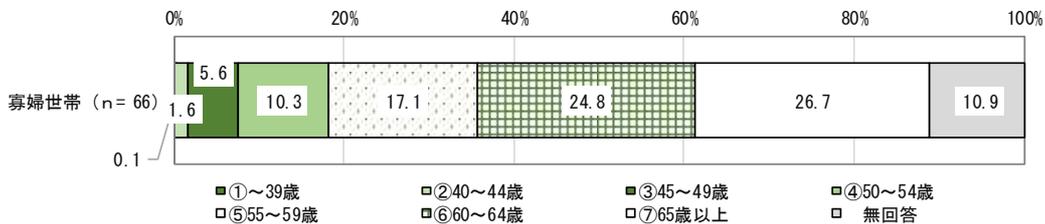
年代は、母子家庭では「45～49歳」が26.7%で最も多く、「40～44歳」も同程度の割合(24.9%)となっています。父子家庭では、「45～49歳」が40.3%で最も多くなっています。

寡婦世帯では、「65歳以上」が26.7%で最も多く、次いで「60～64歳」も同程度の割合(24.8%)となっています。

図表 ひとり親家庭の親の性別・年齢



図表 寡婦世帯の年齢



【前回調査との比較】

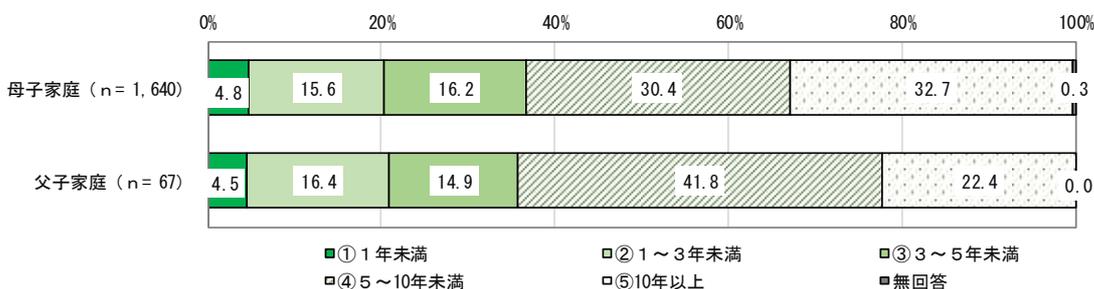
「母子家庭」の母について、前回調査では「40~44歳」が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては「45~49歳」が2.1ポイント増加し、最も多くなっています。「父子家庭」の父についても、前回調査では「40~44歳」が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては「45~49歳」が19.1ポイント増加し、最も多くなっています。

寡婦世帯については、前回調査・今回調査とも「65歳以上」が最も多いですが、前回調査より32.3ポイント低下しています。

(2)ひとり親家庭になってからの年数

ひとり親家庭になってからの年数は、母子家庭では「10年以上」が最も多く、32.7%となっています。次いで、「5~10年未満」が30.4%となっています。父子家庭では、「5~10年未満」が最も多く41.8%、次いで「10年以上」が22.4%となっています。

図表 ひとり親家庭になってからの期間



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、前回調査では「5～10年未満」が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては、「10年以上」が6.6ポイント増加し、最も多くなっています。「父子家庭」においては、前回同様「5～10年未満」が最も多く、11.5ポイント増加しています。

図表 第1子の年齢別にみた「ひとり親になってからの年数」

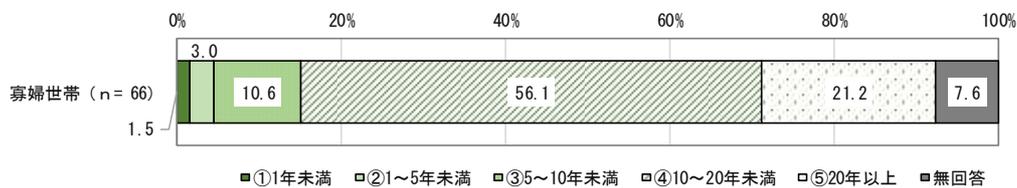
(単位：%)

	計	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
0～3歳 (n=72)	100	20.8	63.9	15.3	0	0
4～7歳 (n=197)	100	10.2	21.8	37.1	30.5	0.5
8～11歳 (n=285)	100	6.0	14.4	21.1	43.2	15.4
12～15歳 (n=401)	100	3.5	13.0	9.7	34.7	39.2
16～19歳 (n=466)	100	1.9	11.2	11.6	27.9	47.4
20歳以上 (n=220)	100	2.3	10.0	13.2	26.8	47.7

(3)ひとり親家庭であった期間(寡婦世帯)

ひとり親家庭であった期間は、「10～20年未満」が最も多く、56.1%となっています。次いで、「20年以上」が21.2%となっています。

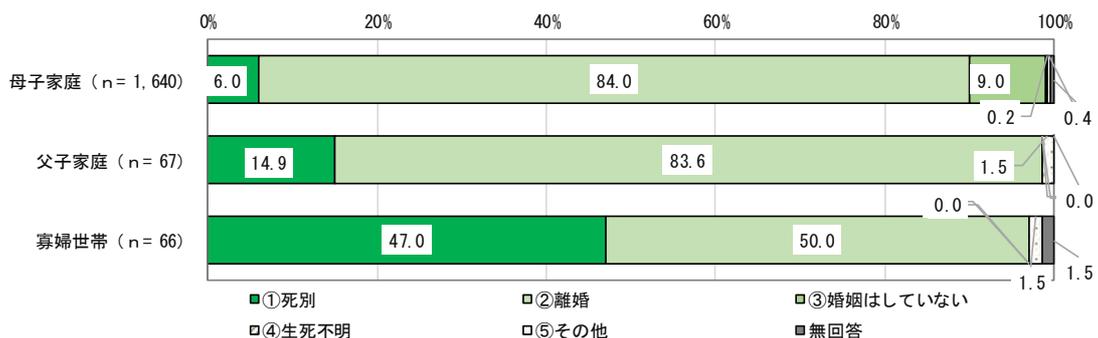
図表 ひとり親家庭であった期間(寡婦世帯)



(4)ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由では、母子家庭、父子家庭ともに「離婚」が最も多く、8割以上を占めています。(母子家庭:84.0%、父子家庭:83.6%)。母子家庭では、「婚姻はしていない」が9.0%を占めています。寡婦世帯では、「離婚」が50.0%、「死別」が47.0%となっています。

図表 ひとり親家庭になった理由



【前回調査との比較】

「母子家庭」では、前回調査では「離婚」に次いで、「死別」が多かったことに対し、今回調査では「離婚」に次いで、「婚姻はしていない」が多く、2.5ポイント増加しています。「父子家庭」では、「離婚」が10.9ポイント増加し、「死別」が9.3ポイント減少しています。

寡婦世帯では、前回調査では「死別」が最も多かったのに対し、今回調査においては、「離婚」が4.1ポイント増加し、最も多くなっています。

**図表** ひとり親家庭になった理由で「婚姻はしていない」を選択した人  
(未婚のひとり親)についてみた「親の年齢」など

【年齢】

(単位：%)

	全体	19歳まで	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	無回答
ひとり親家庭全体 (n=1706)	100	0.2	1.5	5.4	10.1	16.9	24.2	27.1	11.1	3.0	0.5
未婚のひとり親 (n=149)	100	0.7	10.1	14.1	18.1	15.4	16.1	16.1	4.7	4.7	-

【令和元年の年間総収入のうち、就労による収入】

(単位：%)

	全体	100万円未満	100万円～150万円	150万円～200万円	200万円～250万円	250万円～300万円	300万円～400万円	400万円～500万円	500万円以上	無回答
ひとり親家庭全体 (n=1608)	100	22.0	18.7	13.9	15.2	9.0	10.4	5.1	3.4	2.3
未婚のひとり親 (n=149)	100	35.5	12.1	8.5	12.8	12.1	7.8	3.5	4.3	3.5

【子どもに関する主な悩み】

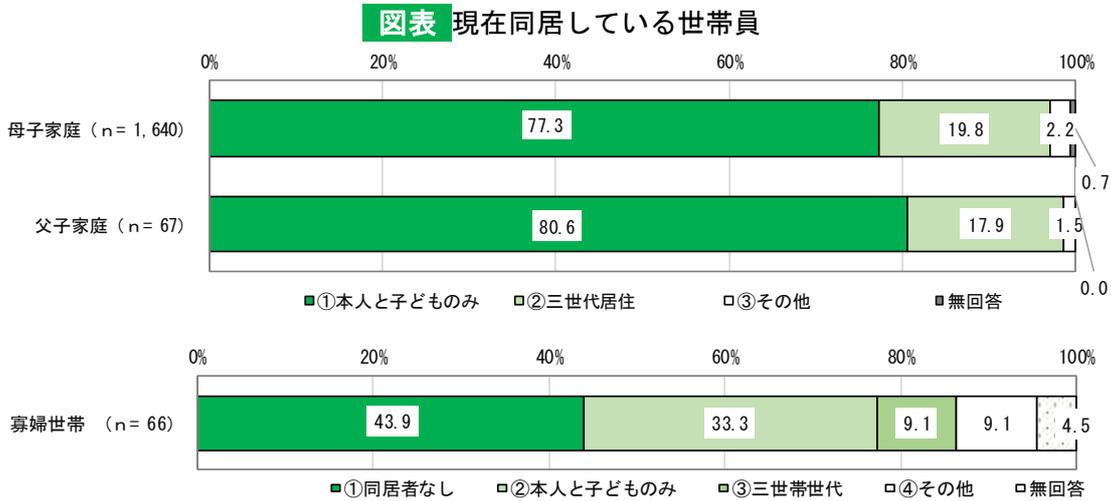
(単位：%)

	全体	しつけ	教育・進学 (経済的理由)	教育・進学 (その他の理由)	就職	非行・問題行動	健康	食事・栄養	不登校	ひきこもり	いじめ	特にない	その他	無回答
ひとり親家庭全体 (n=1706)	100	28.7	61.4	30.4	11.0	5.0	14.1	18.1	5.7	4.0	5.0	12.7	5.5	1.5
未婚のひとり親 (n=149)	100	35.6	51.7	19.5	6.0	3.4	10.7	24.8	3.4	3.4	6.7	19.5	5.4	0.7

### (5) 現在同居している世帯員

現在同居している世帯員は母子家庭、父子家庭ともに「本人と子どものみ」が最も多く、8割近くを占めています。(母子家庭:77.3%、父子家庭:80.6%)

寡婦世帯では、「同居者なし」が43.9%で最も多く、次いで「本人と子どものみ」が33.3%となっています。

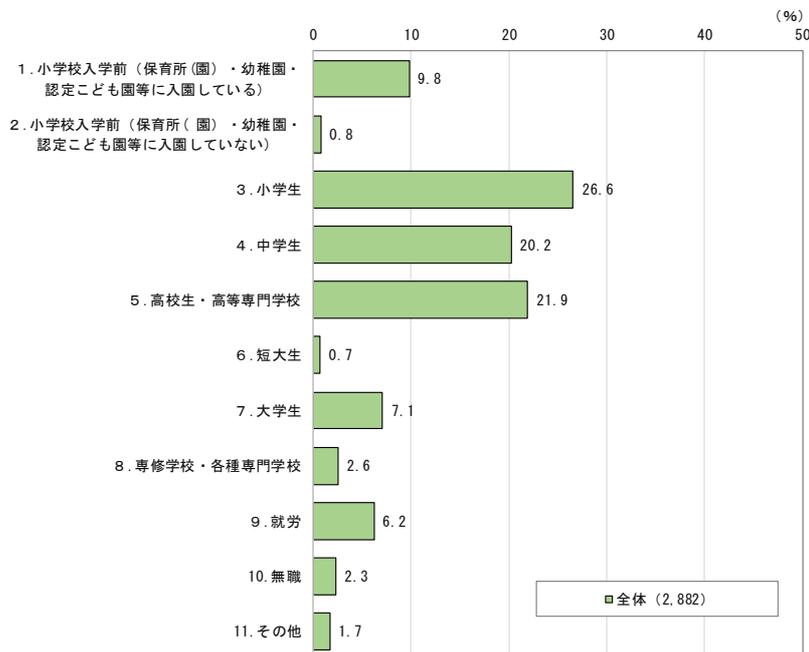


### (6) 同居の子どもの就学・就労状況(ひとり親家庭)

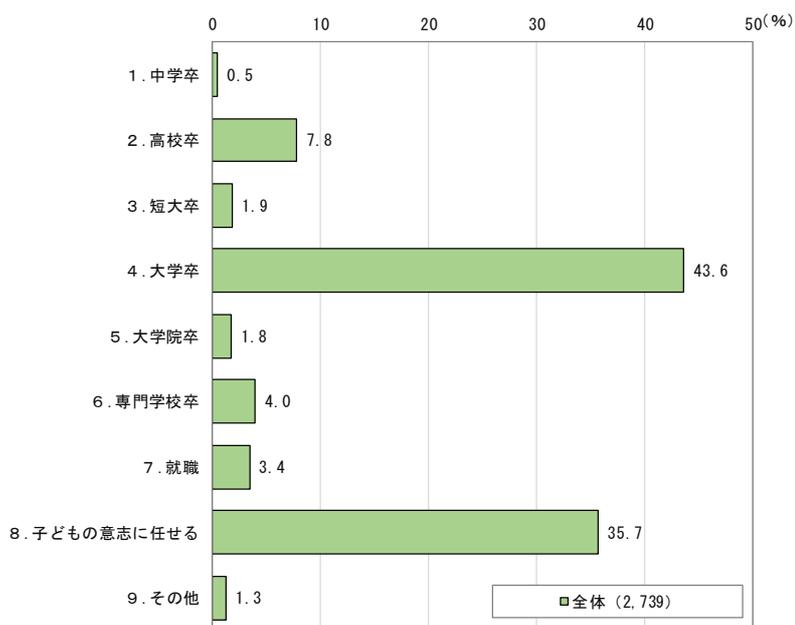
同居の子どもの現在の就学・就労状況については、「小学生」が26.6%で最も多く、次いで「高校生・高等専門学校」が21.9%、「中学生」が20.2%となっています。

進学希望については、「大学卒」が43.6%で最も多くなっています。また、「子どもの意思に任せる」と答えた人も35.7%見られます。

**図表 同居の子どもの就園・就学・就労状況 (複数回答)**



**図表** 同居の子どもに希望する（していた）進路等（複数回答）



**【前回調査との比較】**

進学希望については、前回調査と同様、「大学卒」に次いで、「子どもの意思に任せる」が多く、それぞれ7.2ポイント、5.3ポイント増加しています。

**2-2. 仕事と収入について**

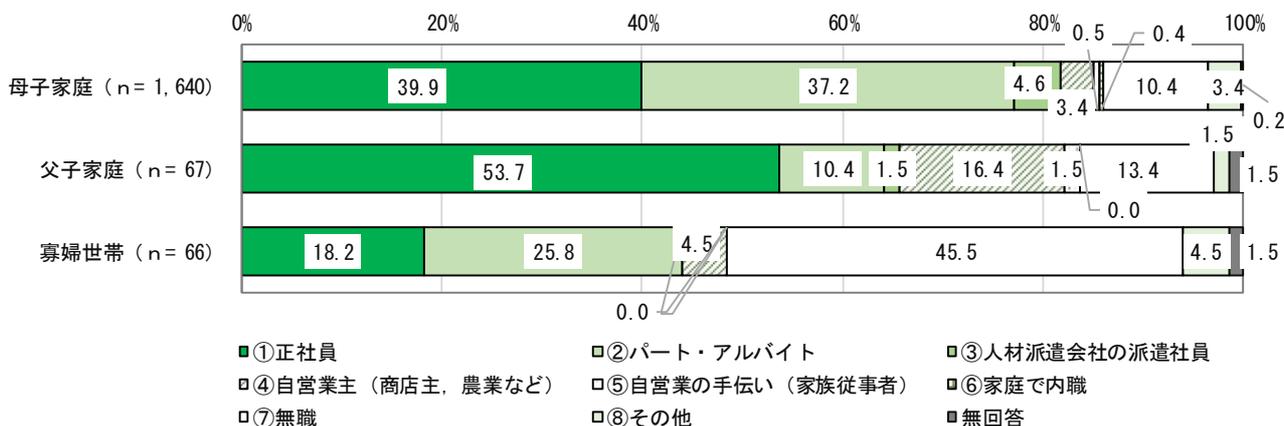
**(1)現在の就業形態**

現在の就業形態は、母子家庭では「正社員」が39.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が37.2%、「無職」が10.4%となっています。

父子家庭では「正社員」が53.7%で最も多く、次いで「自営業主」が16.4%、「無職」が13.4%となっています。

寡婦世帯では、「無職」が45.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が25.8%となっています。

**図表** 現在の就業形態



【前回調査との比較】

「母子家庭」について、前回調査では、「パート・アルバイト」が最も多くなっていたことに対し、今回調査においては、「正社員」が5.2ポイント増加し、最も多くなりました。「父子家庭」については、「正社員」が11.3ポイント増加、「パート・アルバイト」が10.8ポイント減少しています。

寡婦世帯でも、「正社員」の割合が前回調査から6.7ポイント増加しています。

図表 ひとり親になってからの年数別にみた「就業形態」

(単位：%)

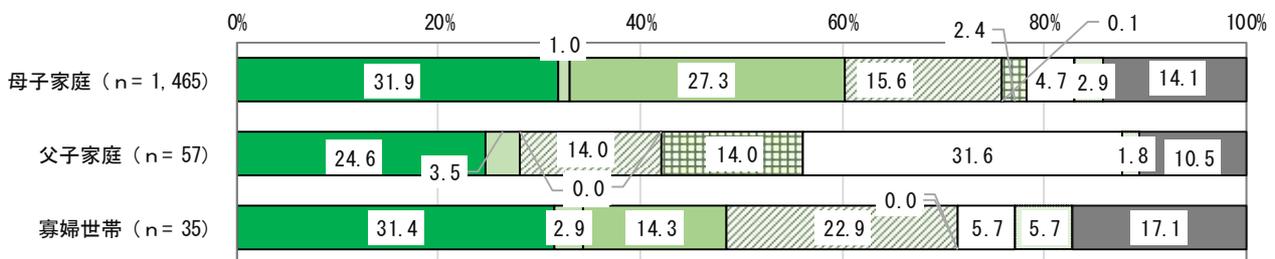
	計	正社員	パート・アルバイト	派遣社員	自営業主	自営業の手伝い	内職	無職	その他
1年未満 (n=81)	100	28.4	42.0	4.9	4.9	0	1.2	14.8	3.7
1～3年未満 (n=265)	100	31.3	44.5	5.3	3.4	0	0.8	10.9	3.8
3～5年未満 (n=275)	100	36.4	42.5	4.4	4.7	0.7	0	9.5	1.8
5～10年未満 (n=526)	100	43.2	33.7	3.6	4.2	0.4	0	10.8	4.2
10年以上 (n=552)	100	46.4	30.8	4.9	3.3	1.1	0.5	10.1	2.9

(2)現在の職種

就労している人の現在の職種は、母子家庭では「専門知識・技術を生かした仕事」が31.9%で最も多く、次いで「事務的な仕事」が27.3%、「営業・販売の仕事」が15.6%となっています。父子家庭では「製造・技能・労務の仕事」が31.6%で最も多く、次いで「専門知識・技術を生かした仕事」が24.6%、「営業・販売の仕事」および「運輸・通信の仕事」がともに14.0%となっています。

寡婦世帯では、「専門知識・技術を生かした仕事」が31.4%で最も多く、次いで「営業・販売の仕事」が22.9%「事務的な仕事」が14.3%となっています。

図表 現在の職種



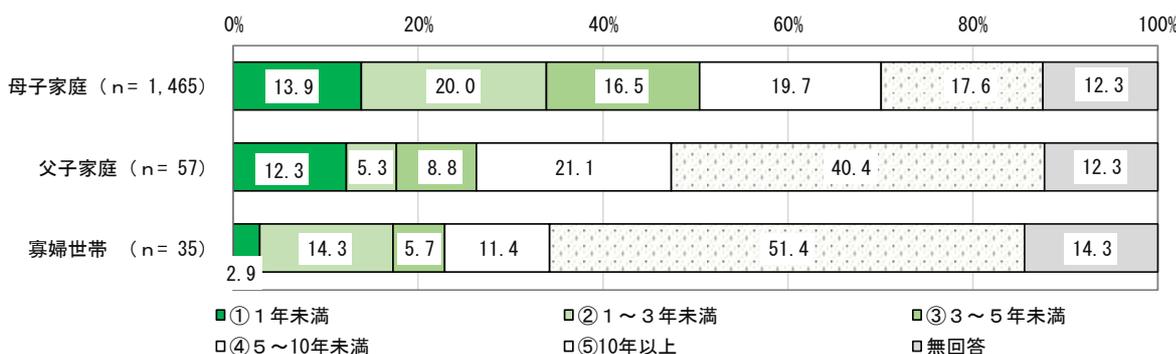
- ①専門知識・技術を生かした仕事（教員、介護職員、看護師、システムエンジニア）
- ②管理的な仕事（企業、団体の管理職員など）
- ③事務的な仕事（一般事務、経理事務、医療事務など）
- ④営業・販売の仕事（商店店員、セールス、外交員など）
- ⑤農林漁業の仕事（農業など）
- ⑥運輸・通信の仕事（タクシー等運転手、電話交換手など）
- ⑦製造・技能・労務の仕事（製造技能工、建設技能工など）
- ⑧その他
- 無回答

### (3)現在の仕事の勤続年数

就労している人の現在の仕事の勤続年数について、母子家庭では「1～3年未満」が20.0%で最も多く、次いで「5～10年未満」が19.7%、「10年以上」が17.6%となっています。父子家庭では「10年以上」が最も多く、40.4%となっています。

寡婦世帯でも、「10年以上」が最も多く、51.4%と半数以上を占めています。

図表 現在の仕事の勤続年数



#### 【前回調査との比較】

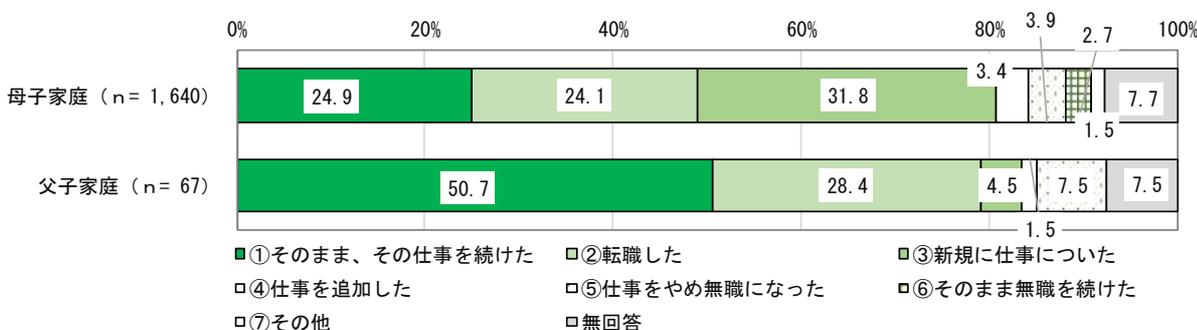
「母子家庭」について、「10年以上」が4.4ポイント増加、「1年未満」が4.1ポイント減少しています。「父子家庭」について、「10年以上」が17.1ポイント増加、「1年未満」、「1～3年未満」がそれぞれ4.4ポイント、14.7ポイント減少しています。「寡婦世帯」については、顕著な変化はありませんでした。

### (4)ひとり親家庭になる前後での仕事上の変化

ひとり親家庭になる前となった後での仕事上の変化については、母子家庭では「新規に仕事についた」が31.8%で最も多く、次いで「そのまま、その仕事を続けた」が24.9%、「転職した」が24.1%となっています。

父子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」が50.7%で最も多く、次いで「転職した」が28.4%となっています。

図表 ひとり親家庭になる前後での仕事上の変化（単一回答）



#### 【前回調査との比較】

「母子家庭」は、前回調査から顕著な変化はありませんでした。「父子家庭」では、「転職した」が7.2ポイント増加、「そのまま、その仕事を続けた」が9.9ポイント減少しています。

図表 ひとり親になった直後の転居の有無別にみた「仕事上の変化」

(単位：%)

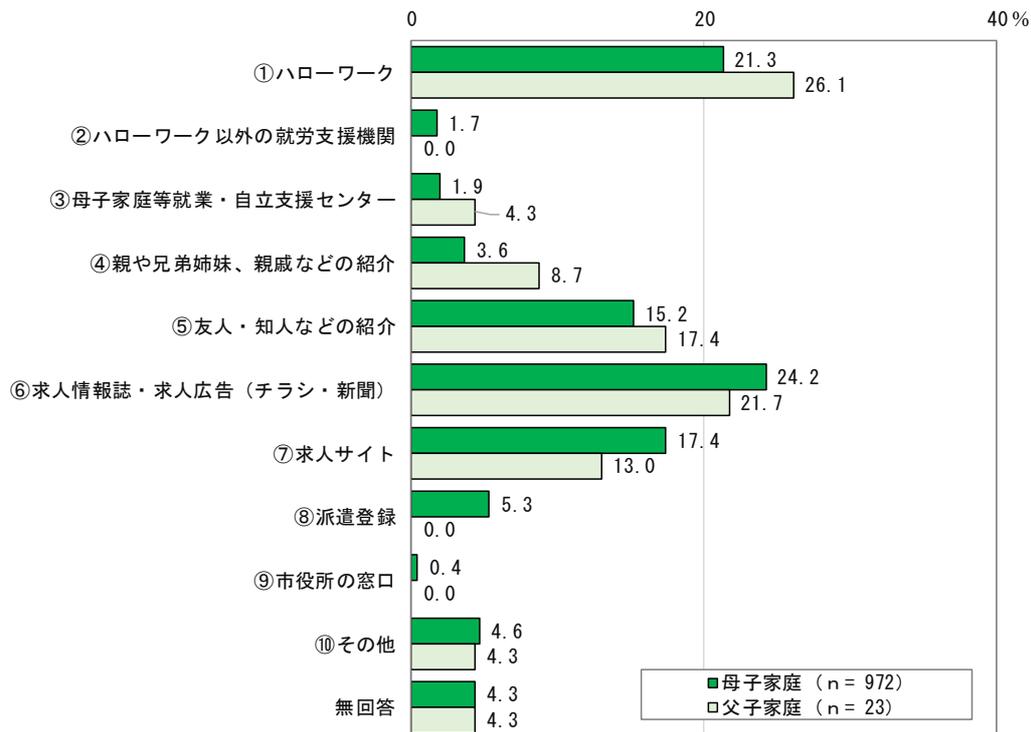
	計	そのまま仕事を続けた	転職した	新規に仕事に就いた	仕事を追加した	仕事をやめ無職になった	そのまま無職を続けた	その他
転居した (n=987)	100	22.9	27.5	37.6	3.5	4.8	2.3	1.4
転居していない (n=580)	100	36.7	25.0	25.5	3.6	3.8	3.6	1.7

### (5)仕事を見つけた方法

ひとり親家庭になった後「転職した」「新規に仕事について」「仕事を追加した」と回答した人に、仕事を見つけた方法についてきいたところ、母子家庭では「求人情報誌・求人広告(チラシ・新聞)」が24.2%で最も多く、次いで「ハローワーク」が21.3%、「求人サイト」が17.4%となっています。

父子家庭では「ハローワーク」が26.1%で最も多く、次いで「求人情報誌」が21.7%、「友人・知人などの紹介」が17.4%となっています。

図表 仕事を見つけた方法 (単一回答)



### 【前回調査との比較】

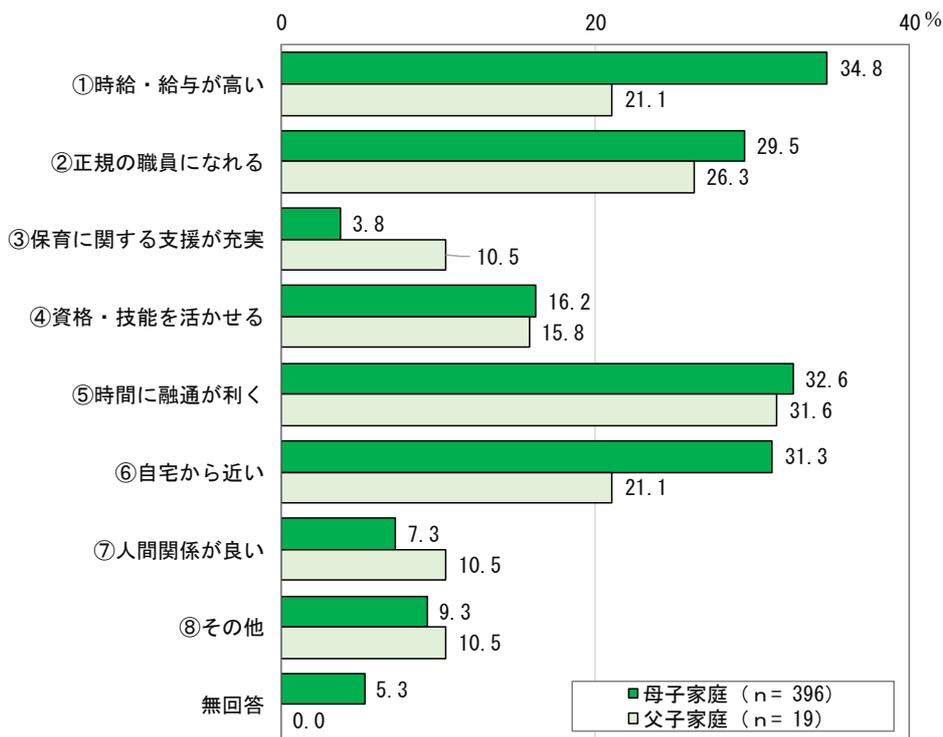
「母子家庭」について、前回調査では、「求人情報誌」、「ハローワーク」に次いで、「友人・知人等の紹介」が多くなっていたことに対し、今回調査では、「求人情報誌」、「ハローワーク」に次いで、「求人サイト」が前回調査より9.0ポイント増加し、3番目に多くなっています。

### (6) 転職した理由

ひとり親家庭になった後「転職した」と回答した人に、転職した理由についてきいたところ、母子家庭では「時給・給与が高い」が34.8%で最も多く、次いで「時間に融通が利く」が32.6%、「自宅から近い」が31.3%、「正規の職員になれる」が29.5%となっています。

父子家庭では「時間に融通が利く」が31.6%で最も多く、次いで「正規の職員になれる」が26.3%となっています。

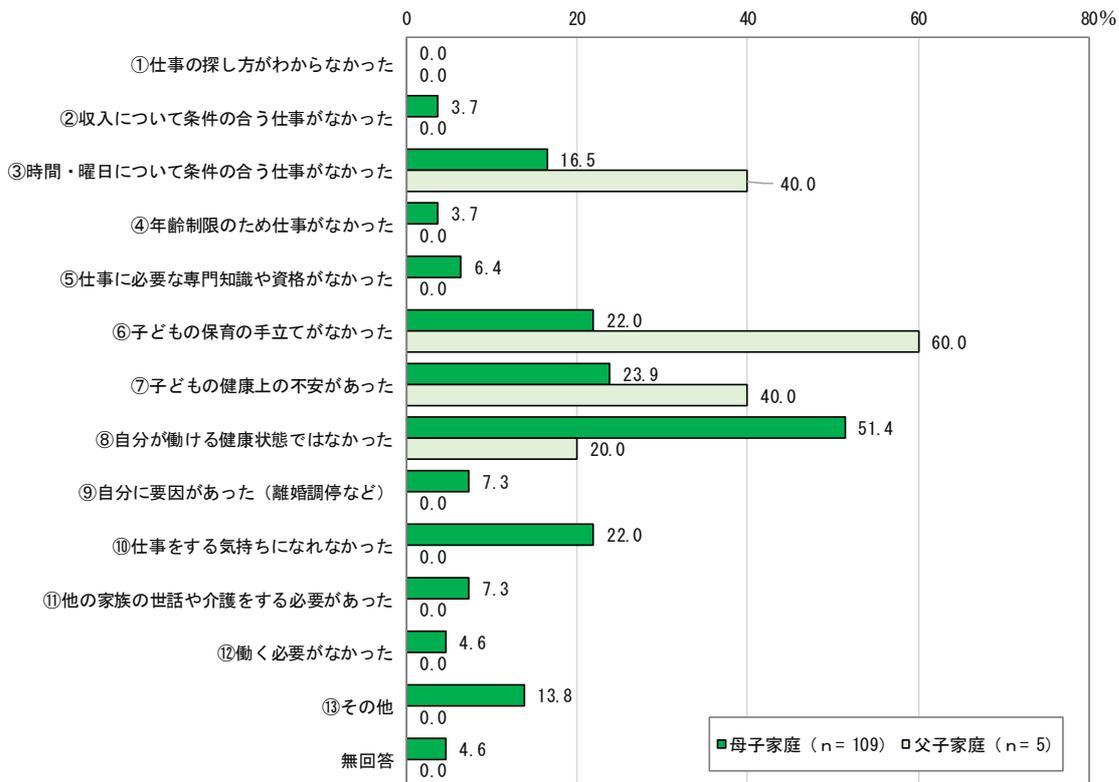
図表 転職した理由（複数回答）



**(7)ひとり親家庭になった直後、無職になった(または無職を続けた)理由**

ひとり親家庭になった直後、「仕事をやめ無職になった」「そのまま無職を続けた」と答えた人に、無職になった(または無職を続けた)理由についてきいたところ、母子家庭では「自分が働ける健康状態ではなかった」が51.4%で最も多く、次いで「子どもの健康上の不安があった」が23.9%、「子どもの保育の手立てがなかった」および「仕事をする気持ちになれなかった」が22.0%となっています。父子家庭では「子どもの保育の手立てがなかった」が60.0%となっています。

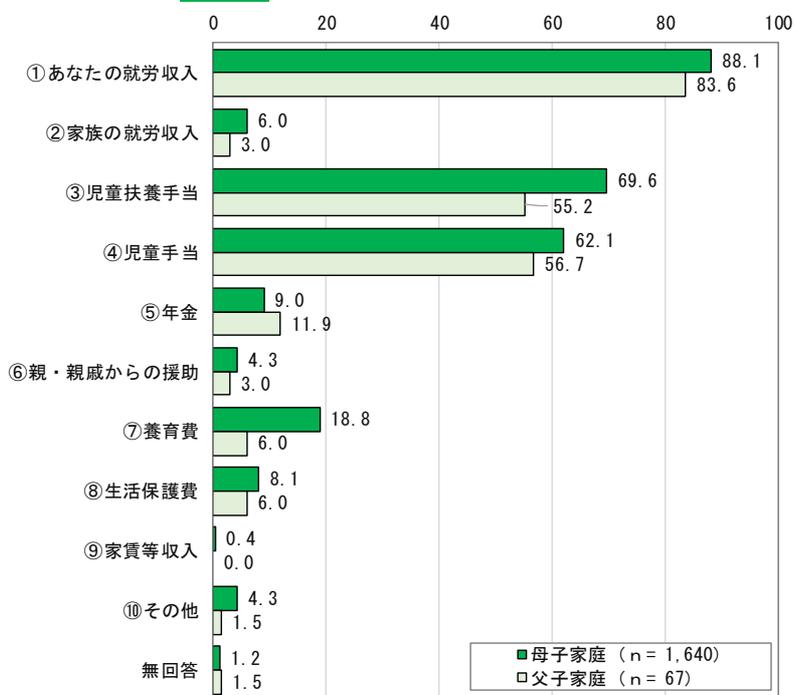
**図表** ひとり親家庭になった直後、無職になった(または無職を続けた)理由(複数回答)



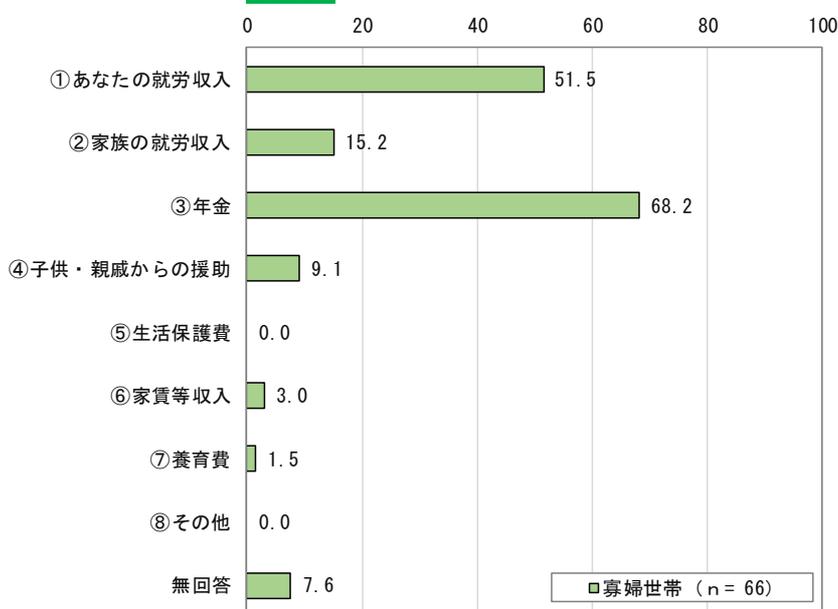
### (8)収入の種類

収入の種類については、「あなたの就労収入」が母子家庭で88.1%、父子家庭で83.6%と最も多く、次いで「児童扶養手当」が母子家庭で69.6%、父子家庭で55.2%、「児童手当」が母子家庭で62.1%、父子家庭で56.7%となっています。

**図表** 収入の種類（ひとり親家庭）（複数回答）



**図表** 収入の種類（寡婦世帯）（複数回答）



#### 【前回調査との比較】

「母子家庭」について、「あなたの就労収入」が2.0ポイント、「養育費」が2.3ポイント増加し、「児童扶養手当」が8.1ポイント、「児童手当」が3.0ポイント減少しています。

「寡婦世帯」では、「あなたの就労収入」が5.6ポイント増加しています。

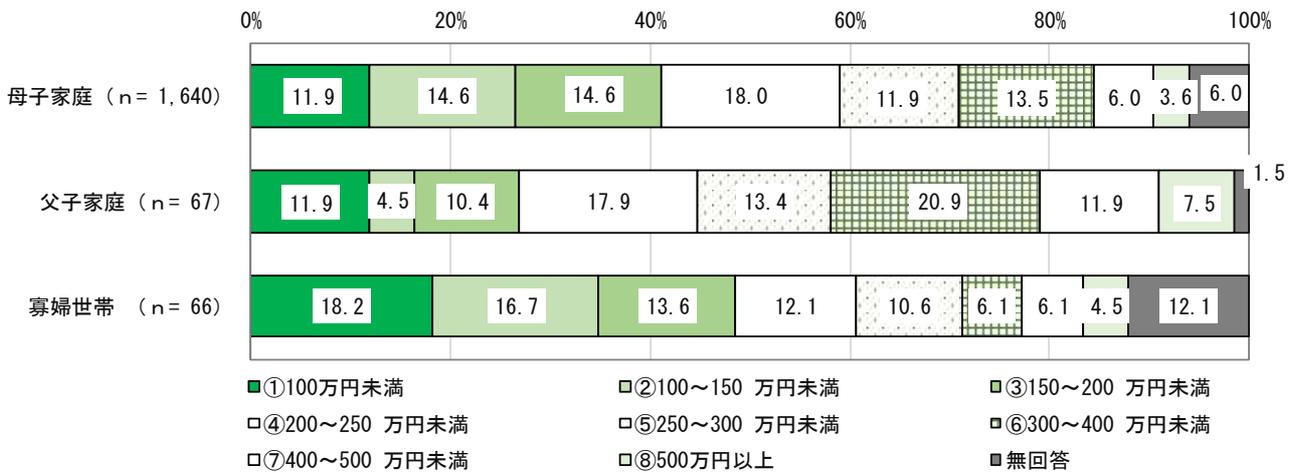
**(9)令和元年(1~12月)の年間総収入**

令和元年(1~12月)の年間総収入(税込)について、母子家庭では「200~250万円未満」が18.0%で最も多く、次いで「100~150万円未満」および「150~200万円未満」がともに14.6%となっています。

父子家庭では「300~400万円未満」が20.9%で最も多く、次いで「200~250万円未満」が17.9%、「250~300万円未満」が13.4%となっています。

寡婦世帯では、「100万円未満」が18.2%で最も多く、次いで「100~150万円未満」が16.7%、「150~250万円未満」が13.6%となっています。

**図表** 令和元年(1~12月)の年間総収入(税込)



**【前回調査との比較】**

「母子家庭」について、前回調査では、「100万円未満」が21.3%で最も多くなっていたことに対し、今回調査では「200~250万円未満」が5.9ポイント増加し、最も多くなっています。また、「100万円未満」は9.4ポイント減少しています。

「父子家庭」について、前回調査では「200~250万円未満」が18.2%で最も多くなっていたことに対し、今回調査では「300~400万円未満」が11.8ポイント増加し、最も多くなっています。

「寡婦世帯」について、前回調査では「150~200万円未満」が18.9%で最も多かったことに対し、今回調査では5.3ポイント減少し、3番目に多い比率となっています。

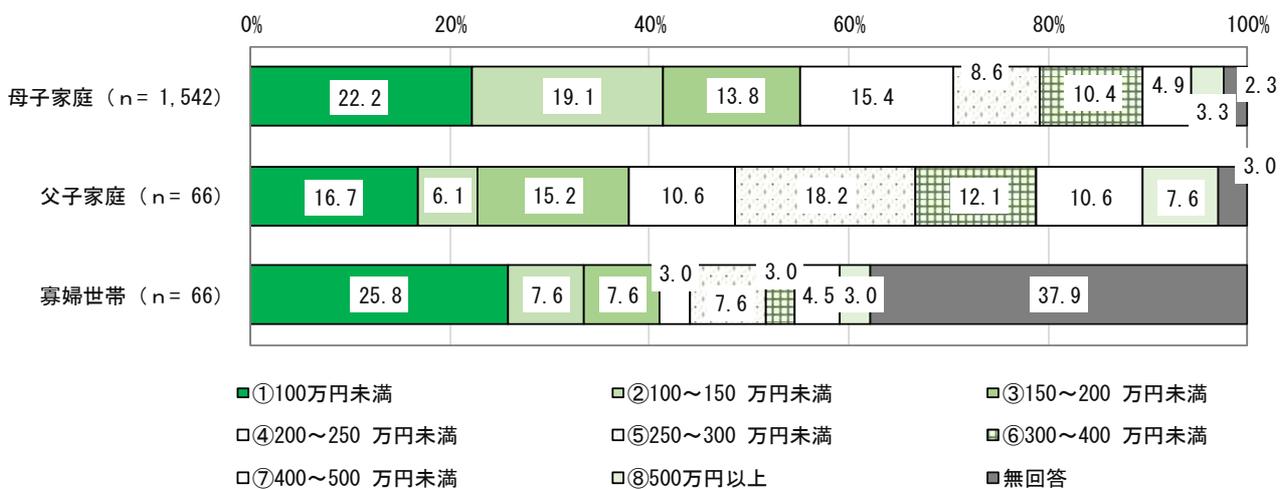
**(10)令和元年(1~12月)の年間総収入のうち就労による収入**

令和元年(1~12月)の年間総収入のうち就労による収入について、母子家庭では「100万円未満」が22.2%で最も多く、次いで「100~150万円未満」が19.1%、「200~250万円未満」が15.4%となっています。

父子家庭では「250~300万円未満」が18.2%で最も多く、次いで「100万円未満」が16.7%、「150~200万円未満」が15.2%となっています。

寡婦世帯では、「100万円未満」が25.8%で最も多く、次いで「100~150万円未満」、「150~250万円未満」、「250~300万円未満」が7.6%となっています。

**図表** 令和元年(1~12月)の年間総収入のうち就労による収入



**【前回調査との比較】**

「母子家庭」について、「200~250万円未満」が3.8ポイント増加、「100万円未満」が3.6ポイント、「100~150万円未満」が2.9ポイント減少しています。

「父子家庭」について、「250~300万円未満」が14.9ポイント増加、「100~150万円未満」が7.2ポイント減少しています。

**(11) 仕事をするための資格(ひとり親家庭)**

ひとり親ご自身が仕事をするために「すでに取得している資格」について、母子家庭では無回答(特になし)を除くと、「介護職員(旧ホームヘルパー)」が13.8%で最も多く、次いで「介護福祉士」が8.5%、「医療事務」が6.8%となっています。

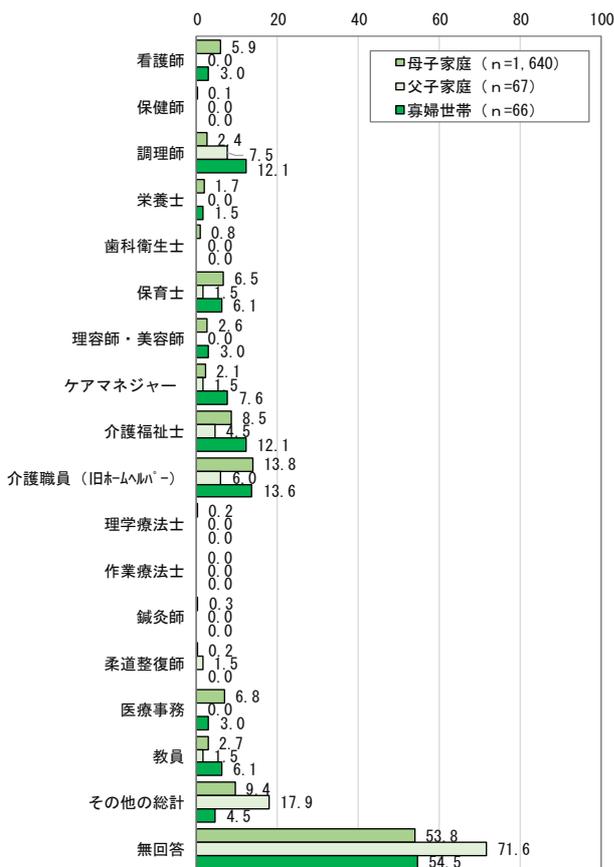
寡婦世帯では、無回答(特になし)を除くと、「介護職員(旧ホームヘルパー)」が13.6%で最も多く、次いで「調理師」が12.1%となっています。

父子家庭では無回答(特になし)を除くと、「調理師」が7.5%で最も多く、次いで「介護職員(旧ホームヘルパー)」が6.0%、「介護福祉士」が4.5%となっています。

「仕事するために今後取得したい資格」について、母子家庭では無回答(特になし)を除くと、「医療事務」が8.7%で最も多く、次いで「介護福祉士」が6.0%、「ケアマネジャー」が5.1%となっています。父子家庭では無回答(特になし)を除くと、「調理師」および「介護福祉士」がともに3.0%となっています。

寡婦世帯では、無回答(特になし)を除くと、「調理師」が3.0%で最も多くなっています。

**図表** 仕事をするためにすでに取得している資格(複数回答)



**図表** 仕事をするために今後取得したい資格(複数回答)



**図表** ひとり親になってからの年数別にみた「資格の有無」

(単位：%)

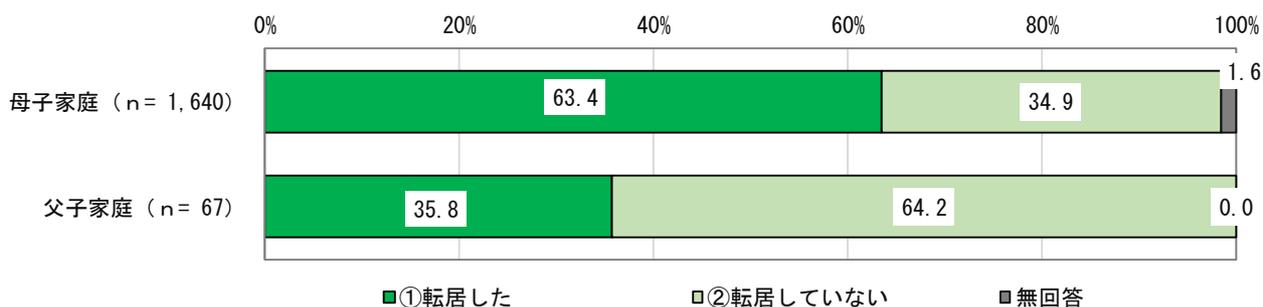
	計	資格あり	資格なし
1年未満 (n=97)	100	51.5	48.5
1～3年未満 (n=303)	100	49.8	50.2
3～5年未満 (n=327)	100	52.3	47.7
5～10年未満 (n=617)	100	54.0	46.0
10年以上 (n=663)	100	56.1	43.9

## 2-3. 住居について

### (1) ひとり親家庭になった直後の転居の有無

ひとり親家庭になった直後に転居したかどうかについては、母子家庭では63.4%が「転居した」であるのに対し、父子家庭では64.2%が「転居していない」となっています。

**図表** ひとり親家庭になった直後の転居の有無



#### 【前回調査との比較】

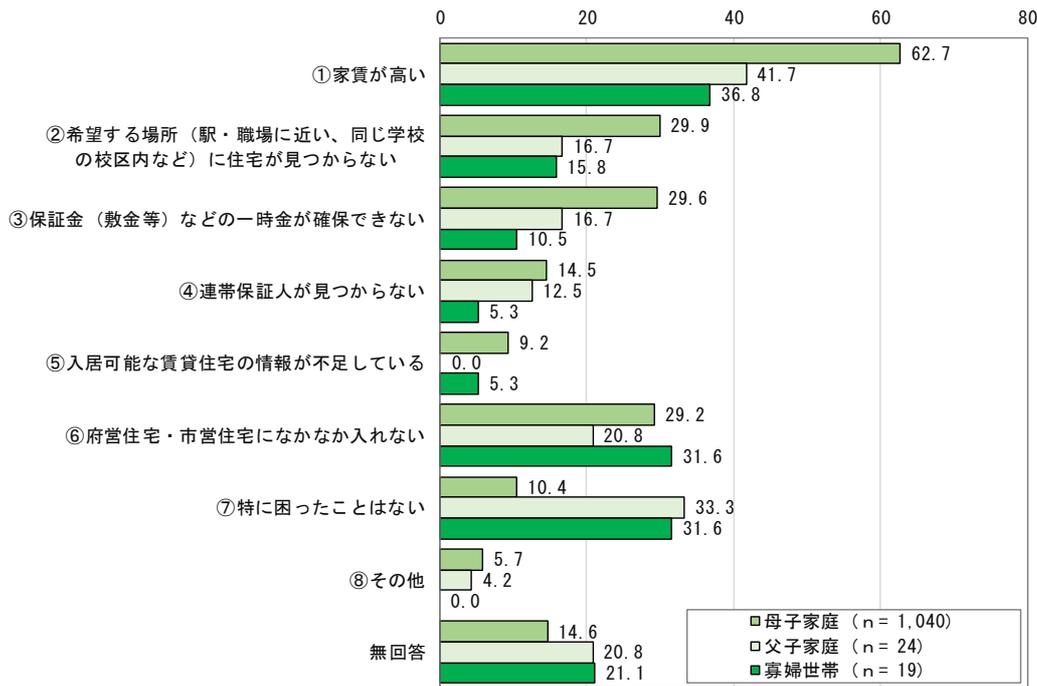
「母子家庭」について、前回調査から、特に、顕著な変化はありませんでしたが、「父子家庭」については、「転居した」が11.6ポイント増加し、「転居していない」が8.5ポイント減少しています。

### (2) 賃貸住宅を探す時や入居する時に「困っている」または「困った」こと

ひとり親家庭になった直後に「転居した」と答えた人に、賃貸住宅を探す時や入居する時に「困っている」または「困った」ことについてきいたところ、「家賃が高い」が母子家庭で62.7%、父子家庭で41.7%と最も多くなっています。「特に困ったことはない」と答えた人は、父子家庭では33.3%と約3割見られますが、母子家庭では10.4%に留まっています。

寡婦世帯でも、「家賃が高い」が36.8%で最も多くなっています。「特に困ったことはない」と答えた人は31.6%となっています。

図表 賃貸住宅を探す時や入居する時に「困っている」または「困った」こと（複数回答）



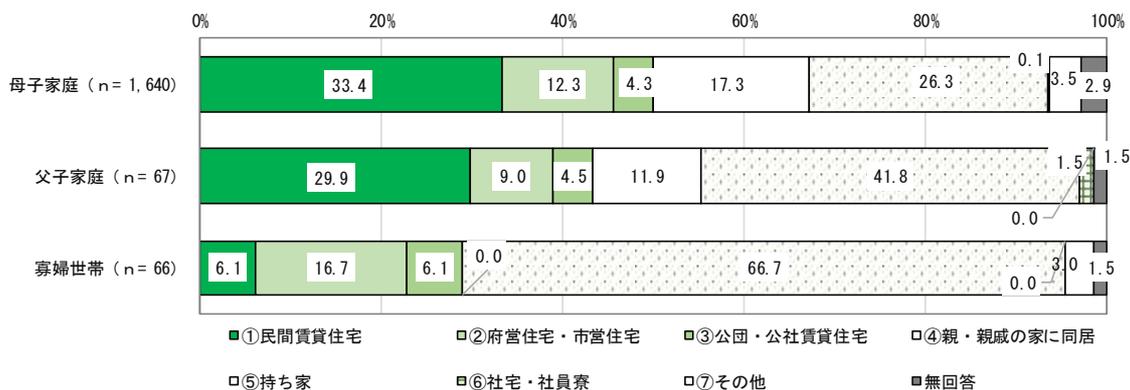
### (3)現在の住居の状況

現在の住居の状況について、母子家庭では「民間賃貸住宅」が33.4%で最も多く、次いで「持ち家」が26.3%、「親・親戚の家に同居」が17.3%となっています。

父子家庭では「持ち家」が41.8%で最も多く、次いで「民間賃貸住宅」が29.9%、「親・親戚の家に同居」が11.9%となっています。

寡婦世帯では、「持ち家」が66.7%で最も多く、次いで「府営住宅・市営住宅」が16.7%となっています。

図表 住居の状況

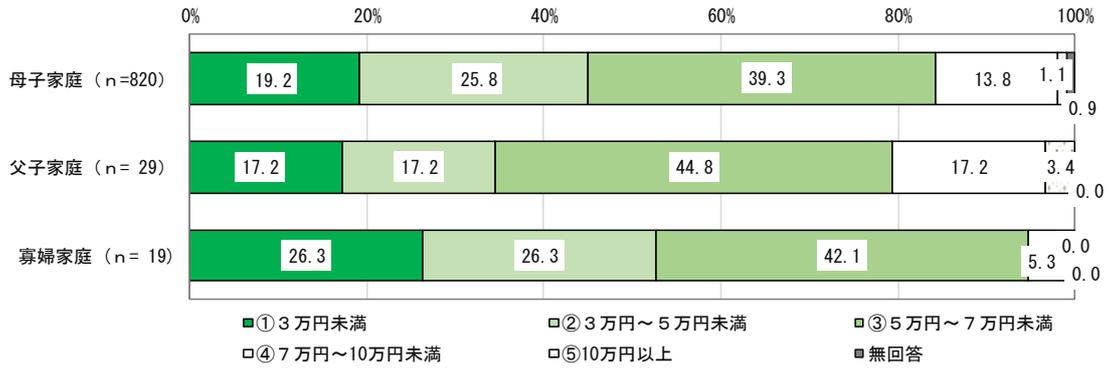


### (4)1か月の家賃

賃貸住宅（「民間賃貸住宅」または「府営住宅・市営住宅」、「公団・公社賃貸住宅」）に住んでいる人の1か月の家賃は、母子家庭、父子家庭ともに「5万円～7万円未満」が最も多く、それぞれ39.3%、44.8%となっています。次いで母子家庭で「3万円～5万円未満」が25.8%、「3万円未満」が19.2%となっています。

寡婦世帯でも、同様に「5万円～7万円未満」が最も多く、42.1%となっています。

図表 1か月の家賃

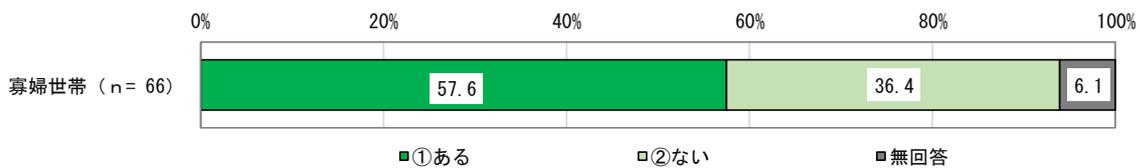


## 2-4. 母子家庭であった時期のことについて(寡婦世帯)

### (1) 児童扶養手当の受給の有無

寡婦世帯が母子家庭であった時期に、児童扶養手当を受給したかについて、「ある」が57.6%、「ない」が36.4%となっています。

図表 児童扶養手当の受給の有無



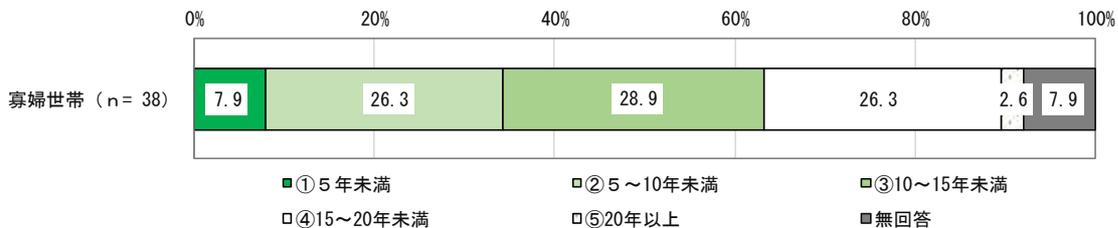
#### 【前回調査との比較】

「ある」と答えた人が、前回調査より8.4ポイント増加しています。

### (2) 児童扶養手当の受給期間

児童扶養手当を受給していた寡婦世帯に受給期間をきいたところ、「10～15年未満」が28.9%で最も多く、次いで「5～10年未満」、「15～20年未満」がともに26.3%となっています。

図表 児童扶養手当の受給期間



#### 【前回調査との比較】

前回調査では、「5～10年未満」が30.0%で最も多くなっていたことに対し、今回調査では「10～15年未満」が28.9%で最も多くなっています。また、「5年未満」が前回調査より7.1ポイント減少しています。

## 2-5. 養育費及び面会交流について

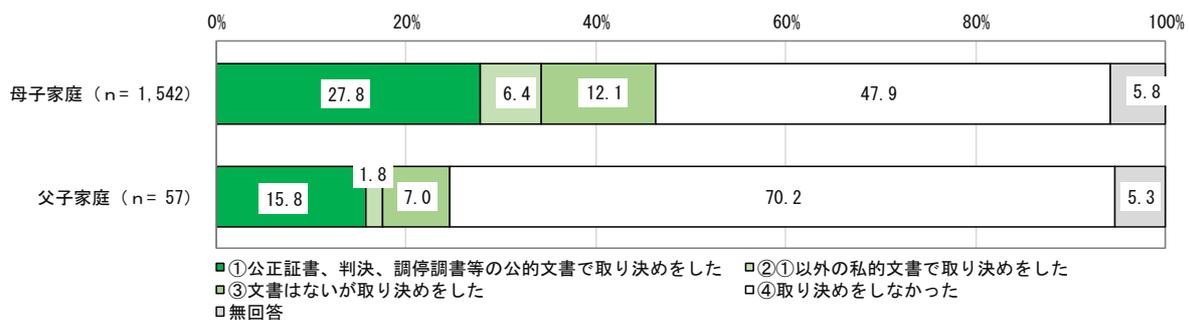
### (1) 養育費の受け取りについて

#### ① 養育費の受け取りについての取り決め

「死別」を除く理由でひとり親家庭になった人に、養育費の受け取りにかかる取り決めについてきたところ、母子家庭では何らかの方法で取り決めをした（「①公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」、「②①以外の私的文書で取り決めをした」、「③文書はないが取り決めをした」を合わせた割合）のは46.3%、「取り決めをしなかった」が47.9%となっています。

父子家庭では「取り決めをしなかった」が70.2%で、何らかの方法で取り決めをした（「①公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」、「②①以外の私的文書で取り決めをした」、「③文書はないが取り決めをした」を合わせた割合）のは24.6%となっています。

図表 養育費の受け取りについての取り決め



#### 【前回調査との比較】

「母子家庭」、「父子家庭」について、「取り決めをしなかった」がそれぞれ4.1ポイント、7.7ポイント増加しています。

図表 養育費の受給状況別にみた「養育費の取り決め状況」

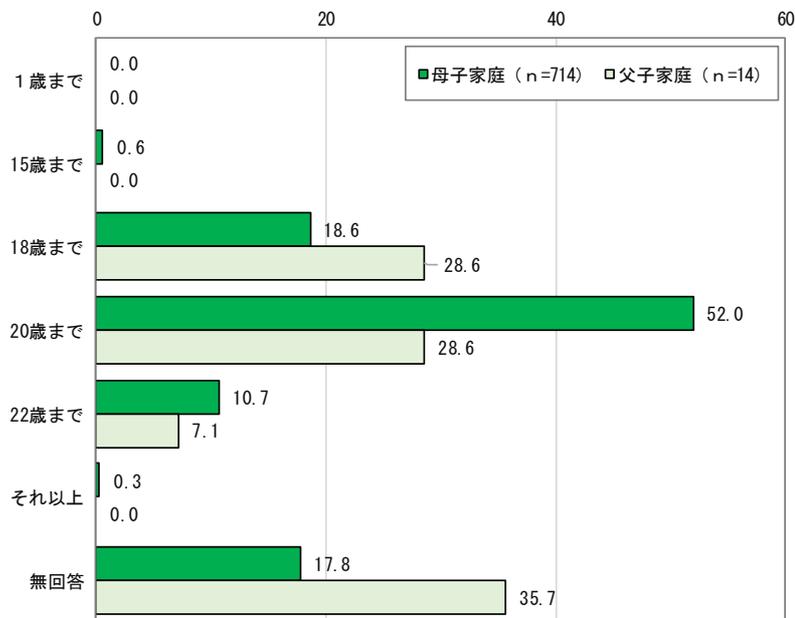
(単位：%)

	計	①公正証書等の公的文書で取り決めをした	②①以外の私的文書で取り決めをした	③文書はないが取り決めをした	④取り決めをしなかった
定期的に取り取っている (n=330)	100	71.8	9.1	16.1	3.0
不定期だが取り取っている (n=86)	100	43.0	12.8	25.6	18.6
取り取ったことはあるが、現在は取り取っていない (n=222)	100	38.3	11.7	18.5	31.5
一度も取り取ったことはない (n=827)	100	7.3	3.4	8.1	81.3

### ② 養育費の受け取り期間

養育費の受け取りについて取り決めた人と答えた人に、養育費の受け取り期間についてきいたところ、母子家庭では「20歳まで」が最も多く、52.0%となっており、次いで「18歳まで」が18.6%となっています。父子家庭では「18歳まで」および「20歳まで」がともに28.6%となっています。

図表 養育費の受け取り期間



#### 【前回調査との比較】

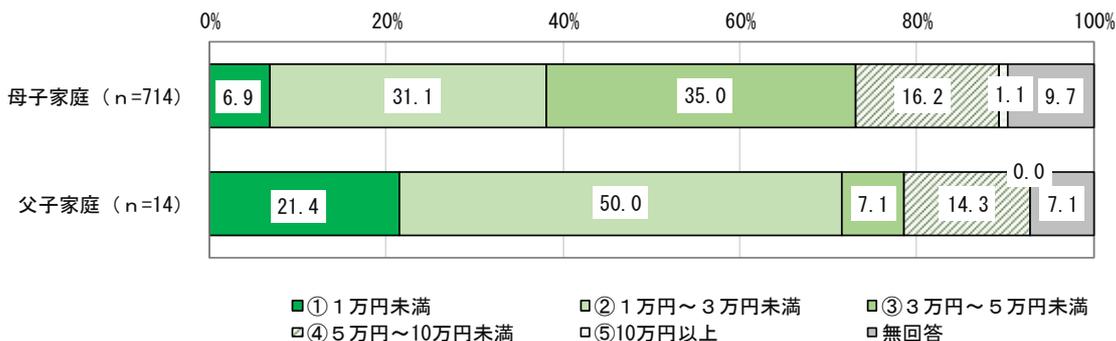
「母子家庭」では、「22歳まで」が5.9ポイント増加、「20歳まで」が5.8ポイント減少しています。

### ③ 子どもひとりあたりの養育費の月額(月平均)

養育費の受け取りについて取り決めた人と答えた人に、子どもひとりあたりの養育費の月額(月平均)をきいたところ、母子家庭では「3万円～5万円未満」が35.0%で最も多く、次いで「1万円～3万円未満」が31.1%となっています。

父子家庭では「1万円～3万円未満」が50.0%で最も多くなっています。

図表 子どもひとりあたりの養育費の月額(月平均)

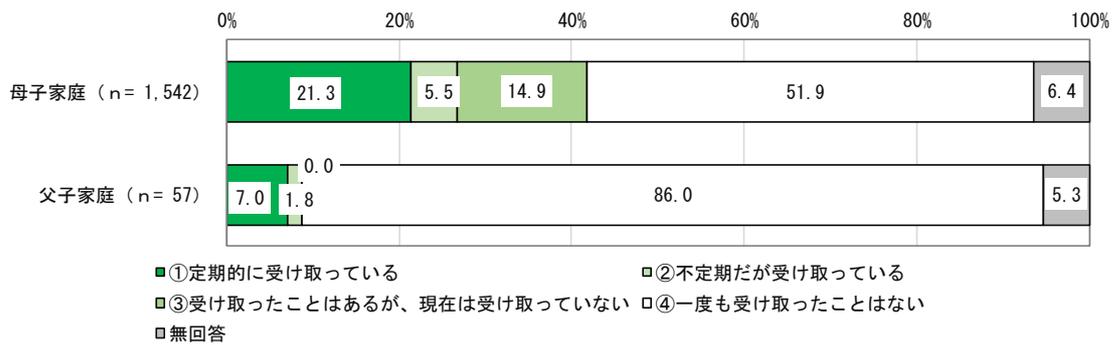


#### ④現在の子どもの養育費の受給状況

「死別」を除く理由でひとり親家庭になった人に、現在の子どもの養育費の受給状況についてきいたところ、母子家庭では「定期的に受け取っている」と「不定期だが受け取っている」を合わせて26.8%、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と「一度も受け取ったことはない」を合わせて66.8%で、約7割が現在養育費を受け取っていない状況にあります。また、51.9%は、「一度も受け取ったことはない」と回答しています。

父子家庭では「一度も受け取ったことはない」と答えた人が86.0%となっています。

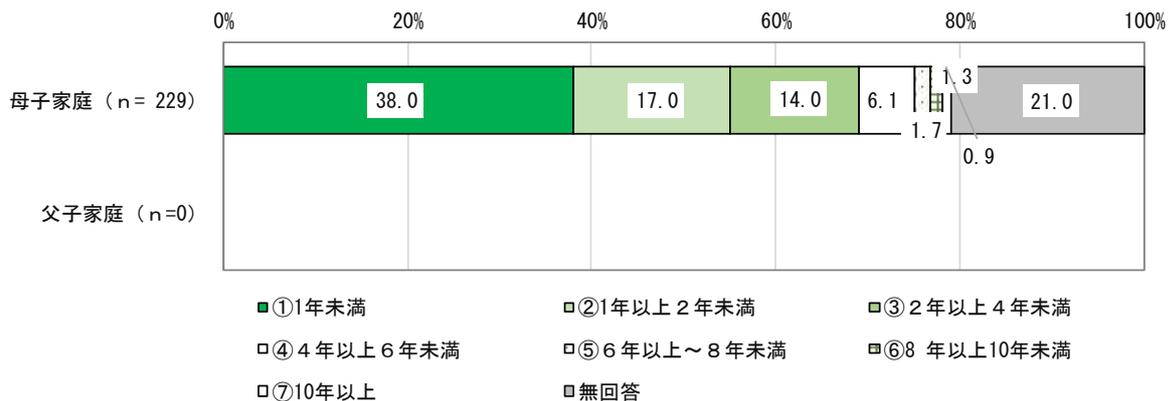
図表 現在の子どもの養育費の受給状況



#### ⑤養育費を受け取った期間

養育費を「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と答えた人に、養育費を受け取った期間についてきいたところ、「1年未満」が38.0%で最も多く、次いで「1年以上2年未満」が17.0%、「2年以上4年未満」が14.0%となっています。

図表 養育費を受け取った期間

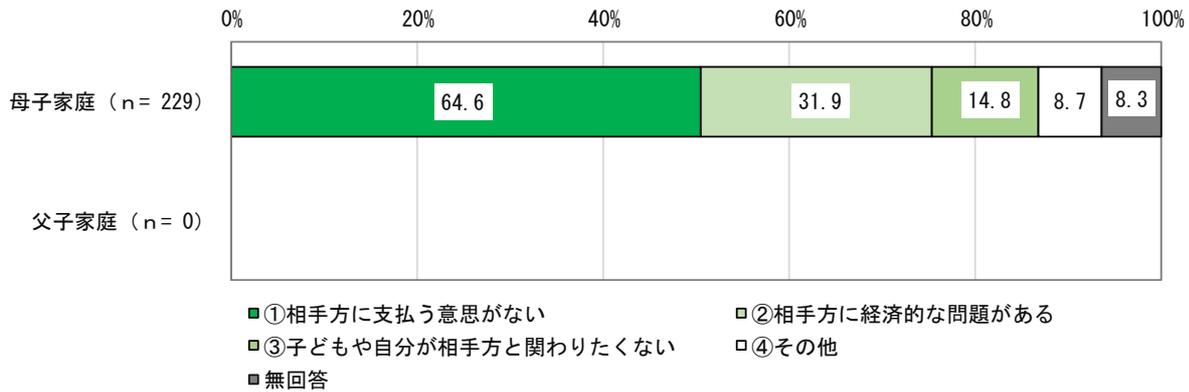


注：父子家庭で「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」は0人

⑥養育費を現在受け取っていない理由

養育費を「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と答えた人に、養育費を現在受け取っていない理由についてきいたところ、母子家庭では「相手方に支払う意思がない」が64.6%で最も多く、次いで「相手方に経済的な問題がある」が31.9%、「子どもや自分が相手方と関わりたくない」が14.8%となっています。

図表 養育費を現在受け取っていない理由（複数回答、いくつでも）

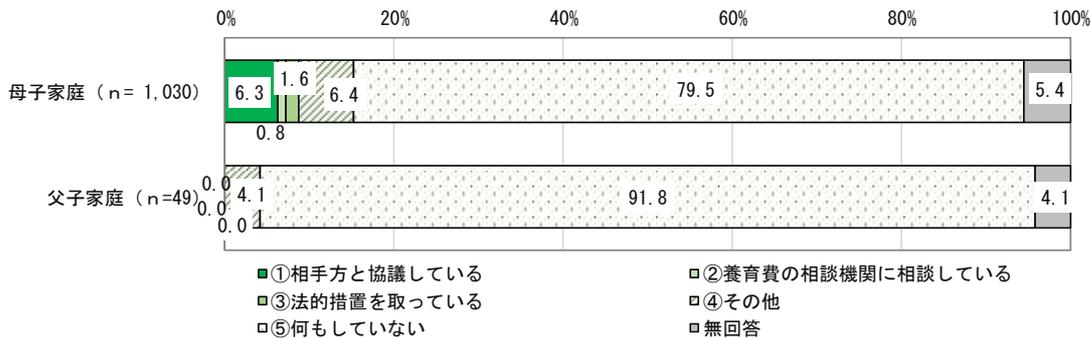


注：父子家庭で「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」は0人

⑦養育費がもらえないことに対する行動

養育費を「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」あるいは「一度も受け取ったことがない」と答えた人に、養育費がもらえないことに対する行動についてきいたところ、母子家庭で「何もしていない」が79.5%と約8割を占め、「相手方と協議している」(6.3%)や「法的措置を取っている」(1.6%)など何らかの行動を起こしている人は8.7%に留まっています。父子家庭では、91.8%が「何もしていない」となっています。

図表 養育費がもらえないことに対する行動



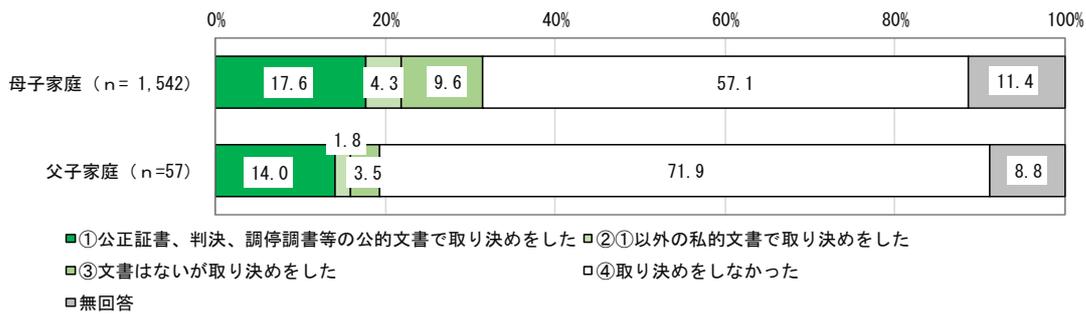
## (2)面会交流について

### ①面会交流についての取り決め状況

「死別」を除く理由でひとり親家庭になった人に、面会交流についての取り決めについてきいたところ、母子家庭では「何らかの方法で取り決めをした」のは31.5%、取り決めをしなかったが57.1%となっています。

父子家庭では「取り決めをしなかった」が71.9%で、「何らかの方法で取り決めをした」のは19.3%に留まっています。

図表 面会交流についての取り決め状況



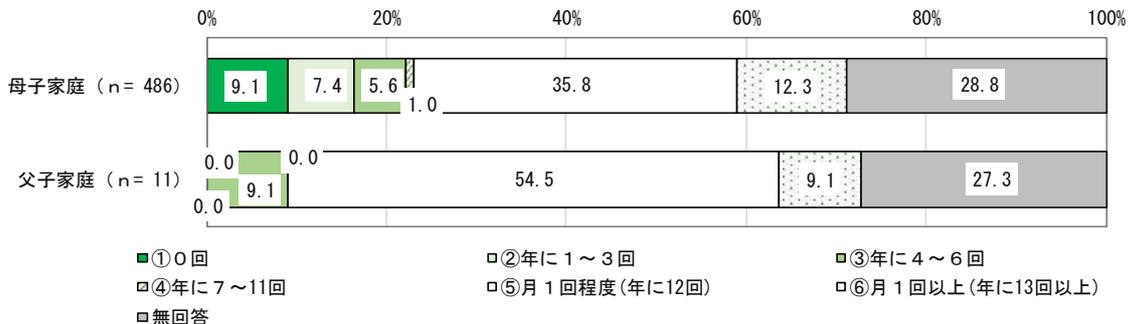
### 【前回調査との比較】

「母子家庭」について、「取り決めをしなかった」が2.6ポイント増加し、「何らかの取り決めをした」が4.4ポイント減少しました。「父子家庭」においては、ほぼ前回調査と同様です。

### ②面会交流の頻度

面会交流について取り決めをした人に、面会交流の頻度について聞いたところ、母子家庭では、「月に1回程度(年に12回)」が35.8%で最も多く、次いで「月に1回以上(年に13回以上)」が12.3%となっています。父子家庭でも「月に1回(年に12回)」が54.5%で最も多くなっています。

図表 面会交流の頻度



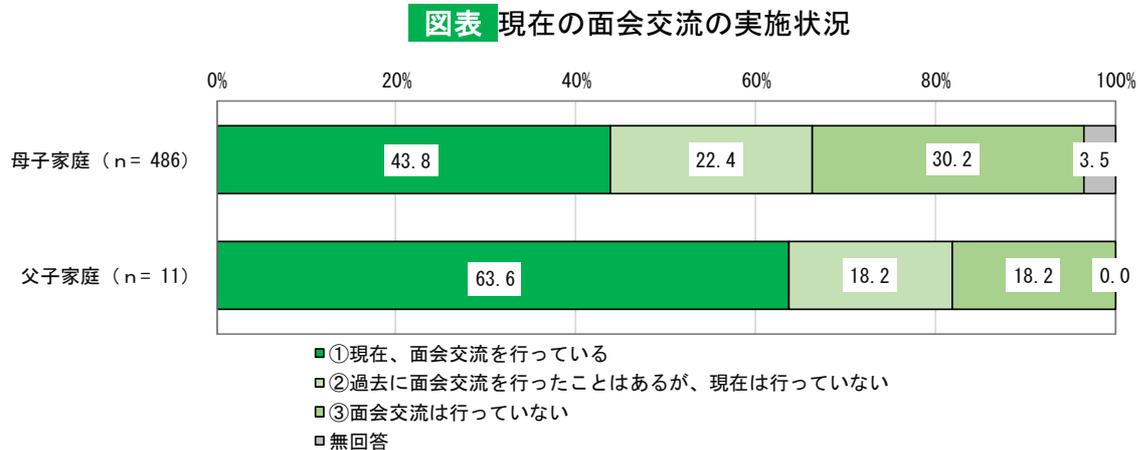
### 【前回調査との比較】

「母子家庭」について、「月1回程度」が6.3ポイント増加しています。

### ③現在の面会交流の実施状況

現在の面会交流の実施状況は、母子家庭では「現在、面会交流を行っている」が43.8%、「過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない」と「面会交流は行っていない」を合わせて52.6%で、約半数の方が現在面会交流を行っていない状況になっています。

父子家庭では「現在、面会交流を行っている」が63.6%となっています。

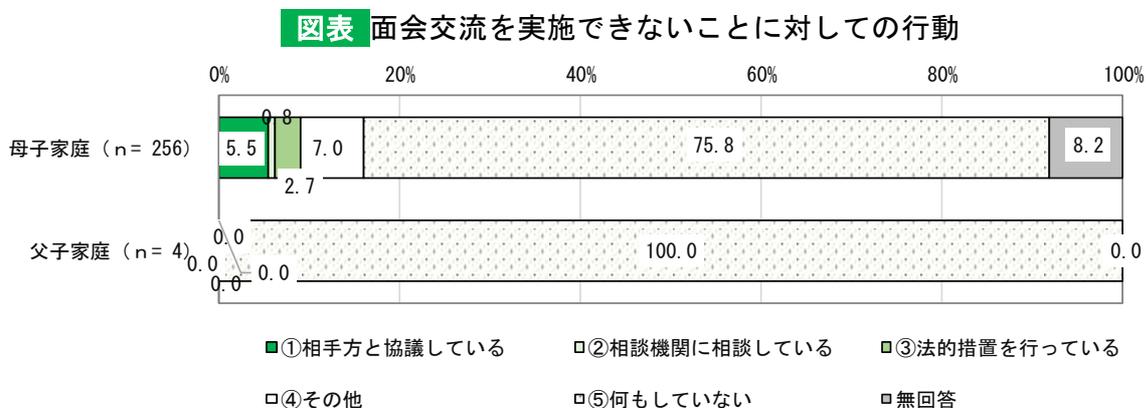


#### 【前回調査との比較】

「母子家庭」について、「過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない」が5.7ポイントの増加、「面会交流は行っていない」が3.6ポイント、「現在、面会交流を行っている」が1.5ポイント減少しています

### ④面会交流を実施できないことに対する行動

面会交流を行っていない人に面会交流を実施できないことに対する行動についてきくと、母子家庭では「何もしていない」が75.8%で最も多く、「相手方と協議している」(5.5%)など何らかの行動を起こしている人は9.0%となっています。父子家庭では、「何もしていない」が100%となっています。



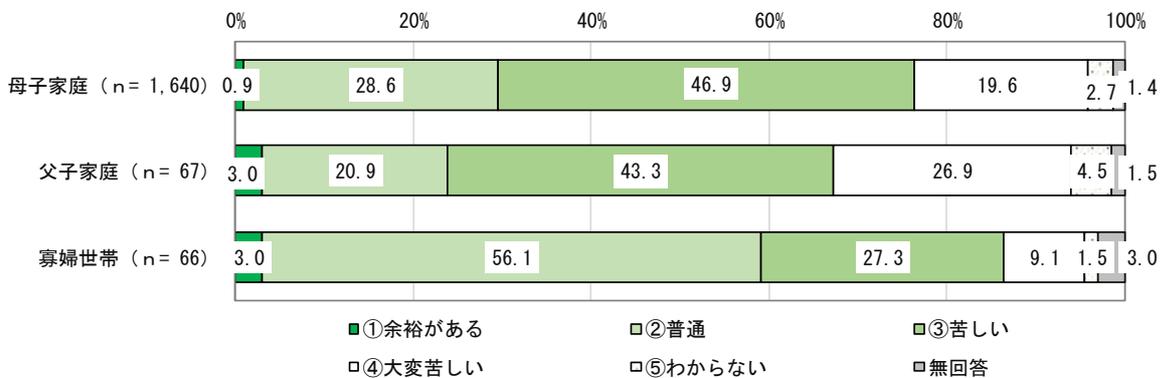
## 2-6. 生活一般・各種制度について

### (1) 現在の生活状況

現在の生活状況について、母子家庭では「苦しい」が46.9%と最も多く、次いで「普通」が28.6%、「大変苦しい」が19.6%となっています。また、父子家庭では、「苦しい」が43.3%と最も多く、次いで「大変苦しい」が26.9%となっており、母子家庭、父子家庭のそれぞれ66.5%、70.2%が現在の生活状況を苦しいと感じています。「余裕がある」は母子家庭で0.9%、父子家庭で3.0%に留まっています。

寡婦世帯では、「普通」が56.1%と最も多く、次いで「苦しい」が27.3%となっています。「余裕がある」は3.0%に留まっています。

図表 現在の生活状況



### 【前回調査との比較】

「母子家庭」について、前回調査では「苦しい」に次いで、「大変苦しい」が28.0%で多かったことに対し、今回調査では「苦しい」に次いで、「普通」が28.6%で多くなっています。また、今回調査では「普通」が5.9ポイントの増加、「大変苦しい」が8.4ポイント減少しています。

「父子家庭」について、前回調査より、「普通」が14.8ポイントの増加、「苦しい」が14.3ポイント減少しています。

「寡婦世帯」について、「普通」が前回調査より5.3ポイント増加し、「苦しい」が3.8ポイント減少しています。

図表 養育費の受給状況別にみた「現在の生活状況」

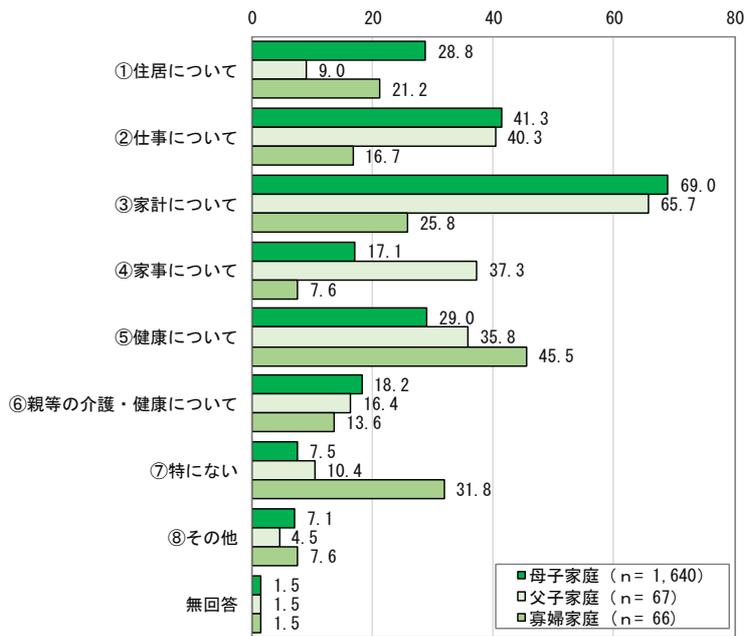
(単位：%)

	計	余裕がある	普通	苦しい	大変苦しい	わからない
定期的に受け取っている (n=329)	100	1.2	38.9	47.4	11.2	1.2
不定期だが受け取っている (n=85)	100	0	31.8	50.6	14.1	3.5
受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない (n=230)	100	0.9	23.5	49.6	22.6	3.5
一度も受け取ったことはない (n=842)	100	0.7	24.0	48.1	24.5	2.7

### (2) 現在困っていること

現在困っていることについて、母子家庭、父子家庭ともに「家計について」が最も多く、それぞれ69.0%、65.7%となっています。次いで母子家庭では「仕事について」が41.3%、「健康について」が29.0%となっています。父子家庭では次いで「仕事について」が40.3%、「家事について」が37.3%となっています。

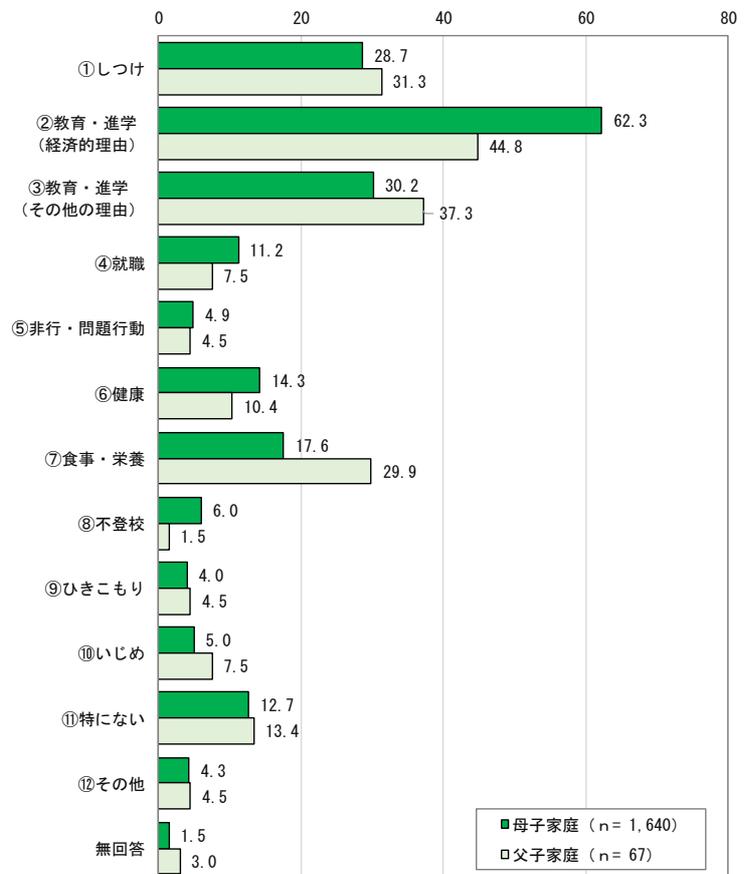
図表 現在困っていること（複数回答）



### (3) 子どもに関する悩み

子どもに関する悩みの内容について、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学（経済的理由）」が最も多く、それぞれ62.3%、44.8%となっています。次いで「教育・進学（その他の理由）」がそれぞれ30.2%と37.3%、「しつけ」がそれぞれ28.7%と31.3%となっており、母子家庭、父子家庭ともに、悩みの内容についてはこの3項目が多くなっています。

図表 子どもに関する悩みの内容（複数回答）

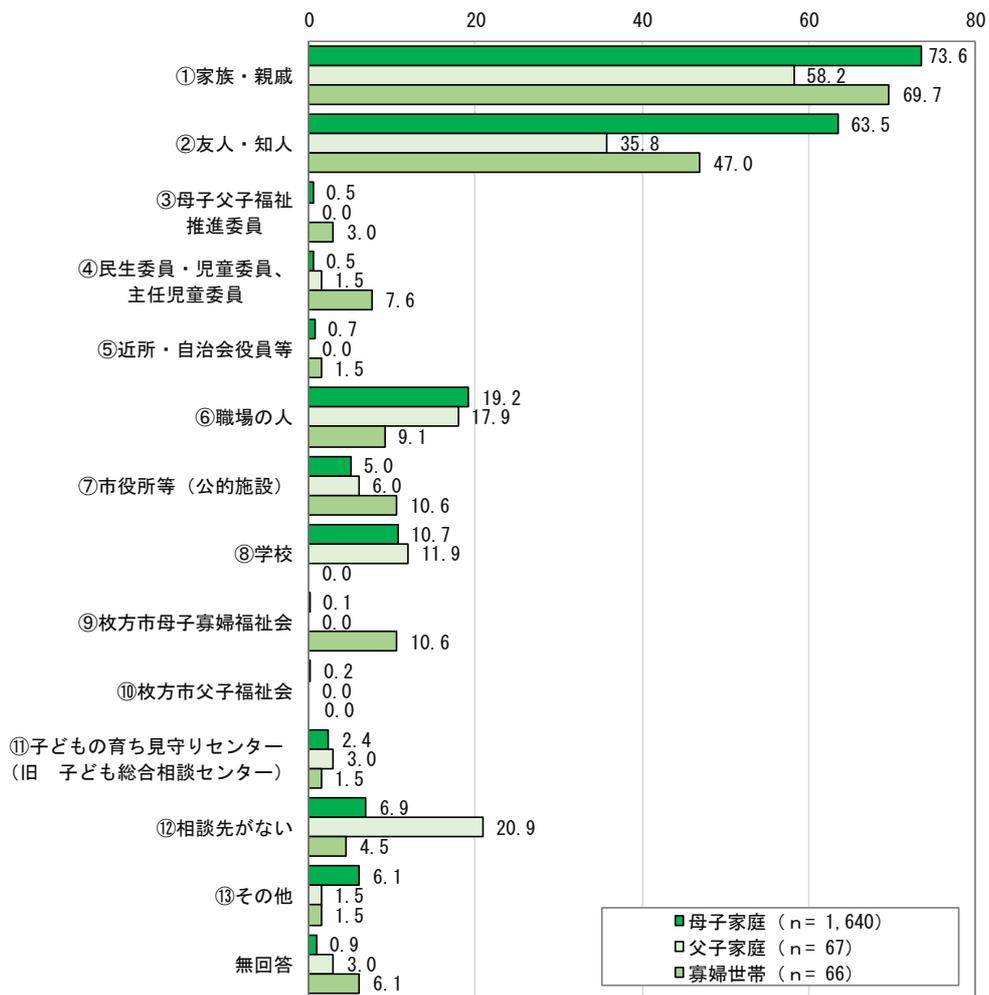


**(4) 困ったことがあるとき相談する相手**

困ったことがあるとき相談する相手について、母子家庭、父子家庭ともに「家族・親戚」が最も多く、それぞれ73.6%、58.2%となっています。次いで母子家庭、父子家庭ともに「友人・知人」で、それぞれ63.5%、35.8%となっています。父子家庭では「相談先がない」が20.9%となっています。

寡婦世帯でも、同様に「家族・親戚」が最も多く69.7%となっており、次いで「友人・知人」が47.0%となっています。「相談先がない」と答えた人は、4.5%に留まっています。

**図表** 困ったことがあるとき相談する相手（複数回答）



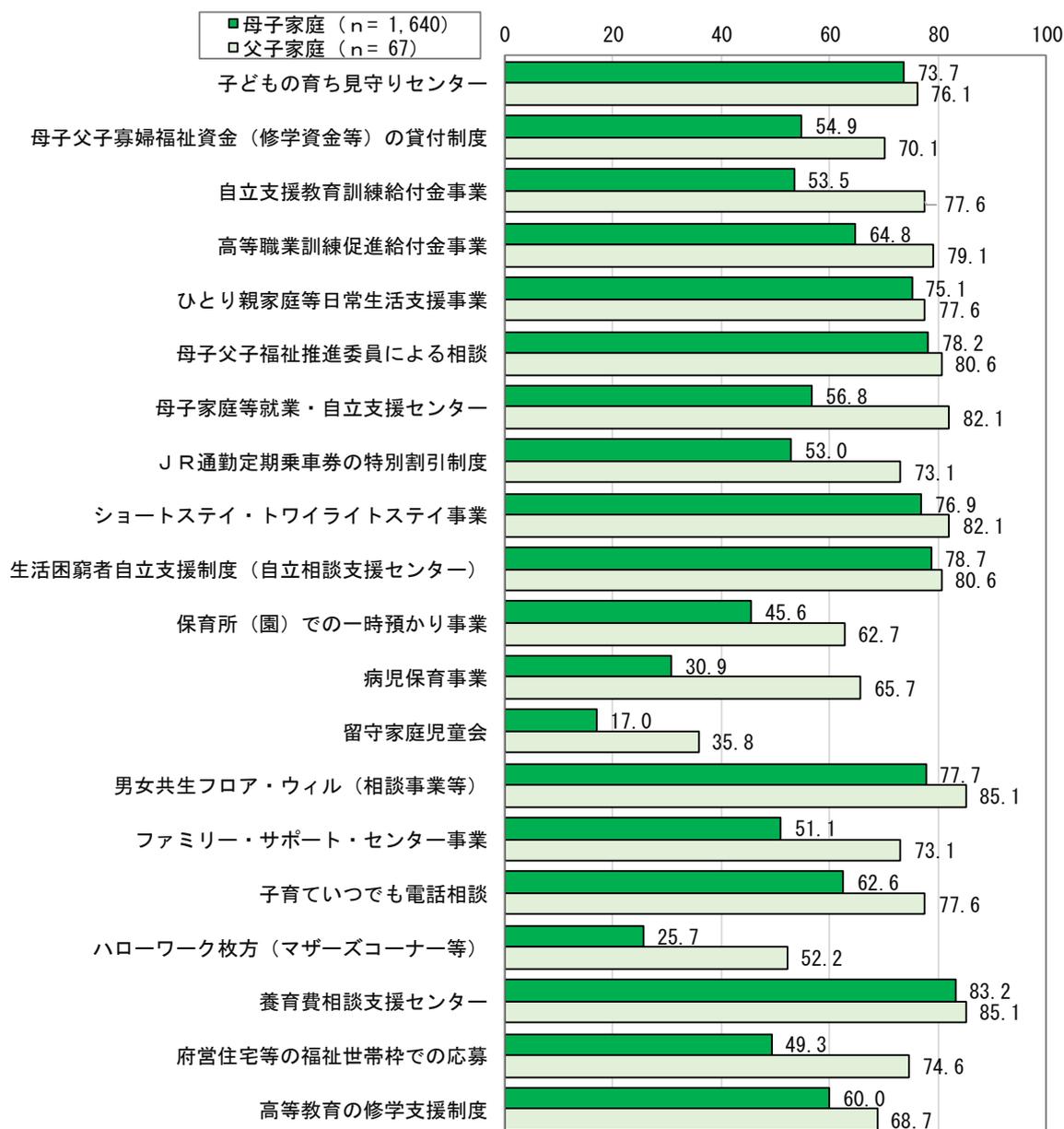
## (5)施設や制度について

### ①ひとり親家庭

施設や制度について、「知らない」と答えた人の割合は全体的に高く、特に母子家庭では、「養育費相談支援センター」、「生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)」、「母子父子福祉推進委員による相談」、「男女共生フロア・ウィル(相談事業等)」、「ショートステイ・トワイライトステイ事業」、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」で、75%以上の人が「知らない」と答えています。

父子家庭では「養育費相談支援センター」、「男女共生フロア・ウィル(相談事業等)」、「母子家庭等就業・自立支援センター」、「ショートステイ・トワイライトステイ事業」、「生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)」、「母子父子福祉推進委員による相談」で、「知らない」が80%以上となっています。

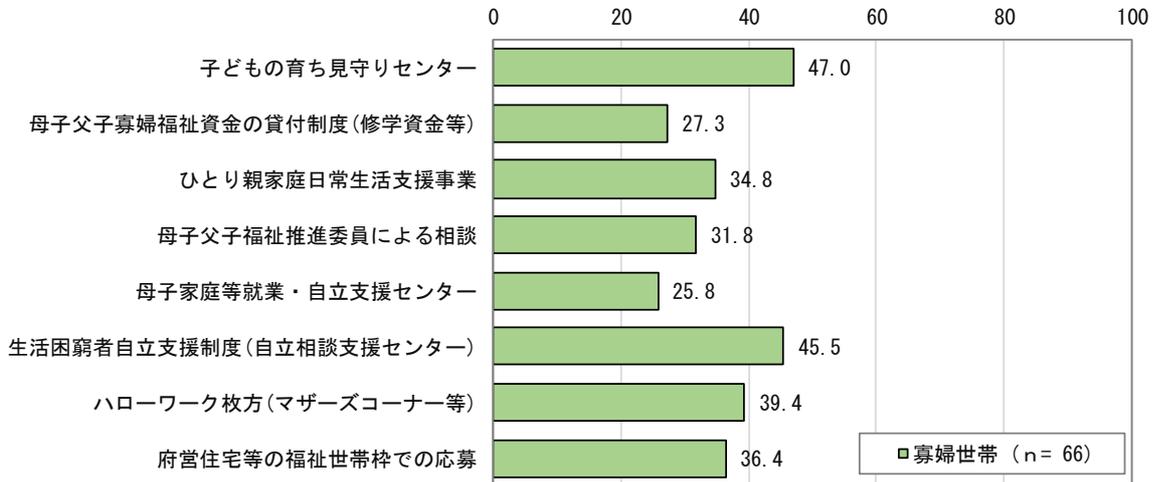
**図表** 施設や制度について「知らない」と答えた人の割合



## ② 寡婦世帯

施設や制度について、「知らない」と答えた人の割合は、「子どもの育ち見守りセンター」が最も高く47.0%、次いで「生活困窮者自立支援制度(自立相談支援センター)」が45.5%となっています。

図表 施設や制度について「知らない」と答えた人の割合（寡婦世帯）

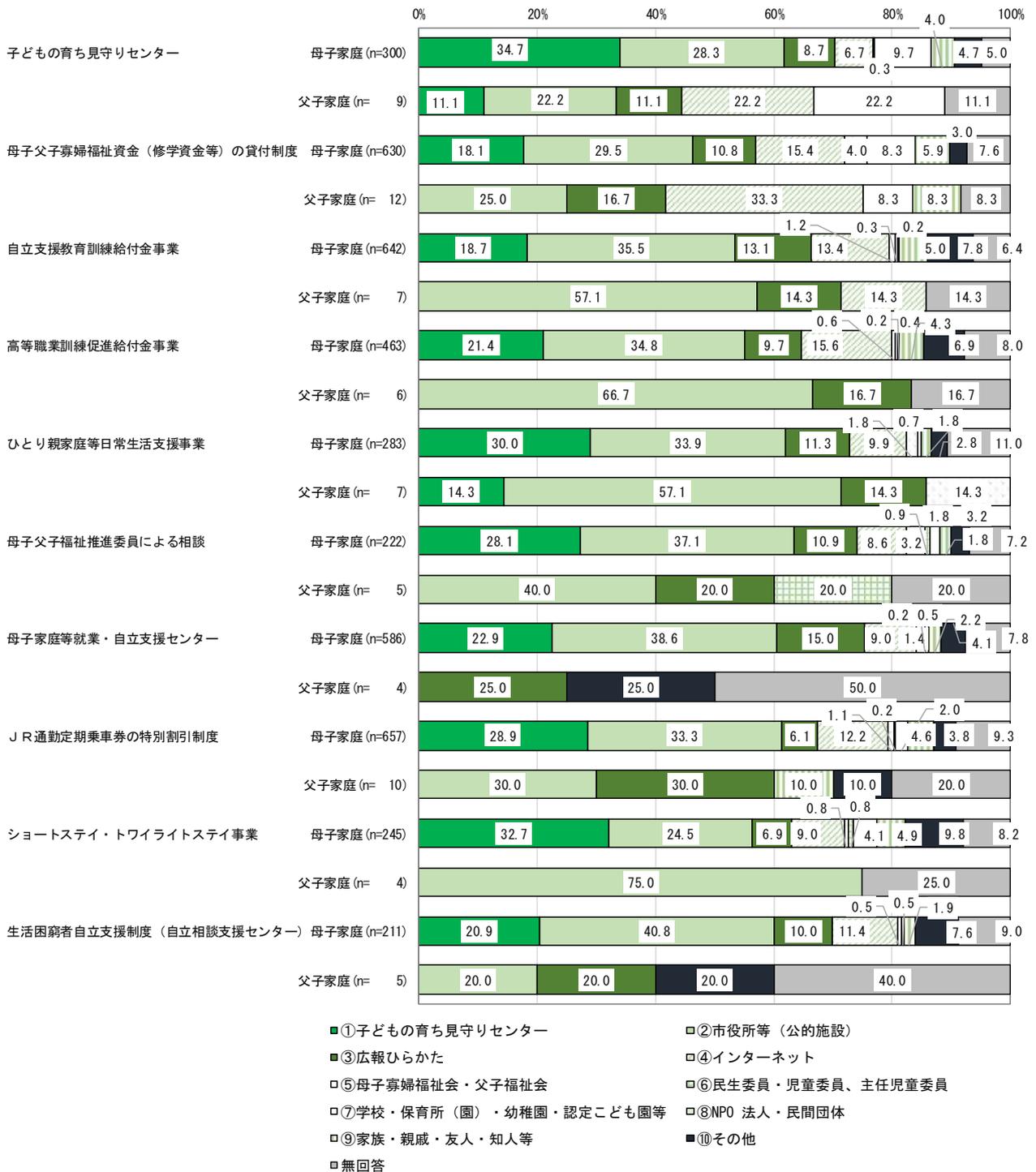


(6)施設や制度等の情報の入手先

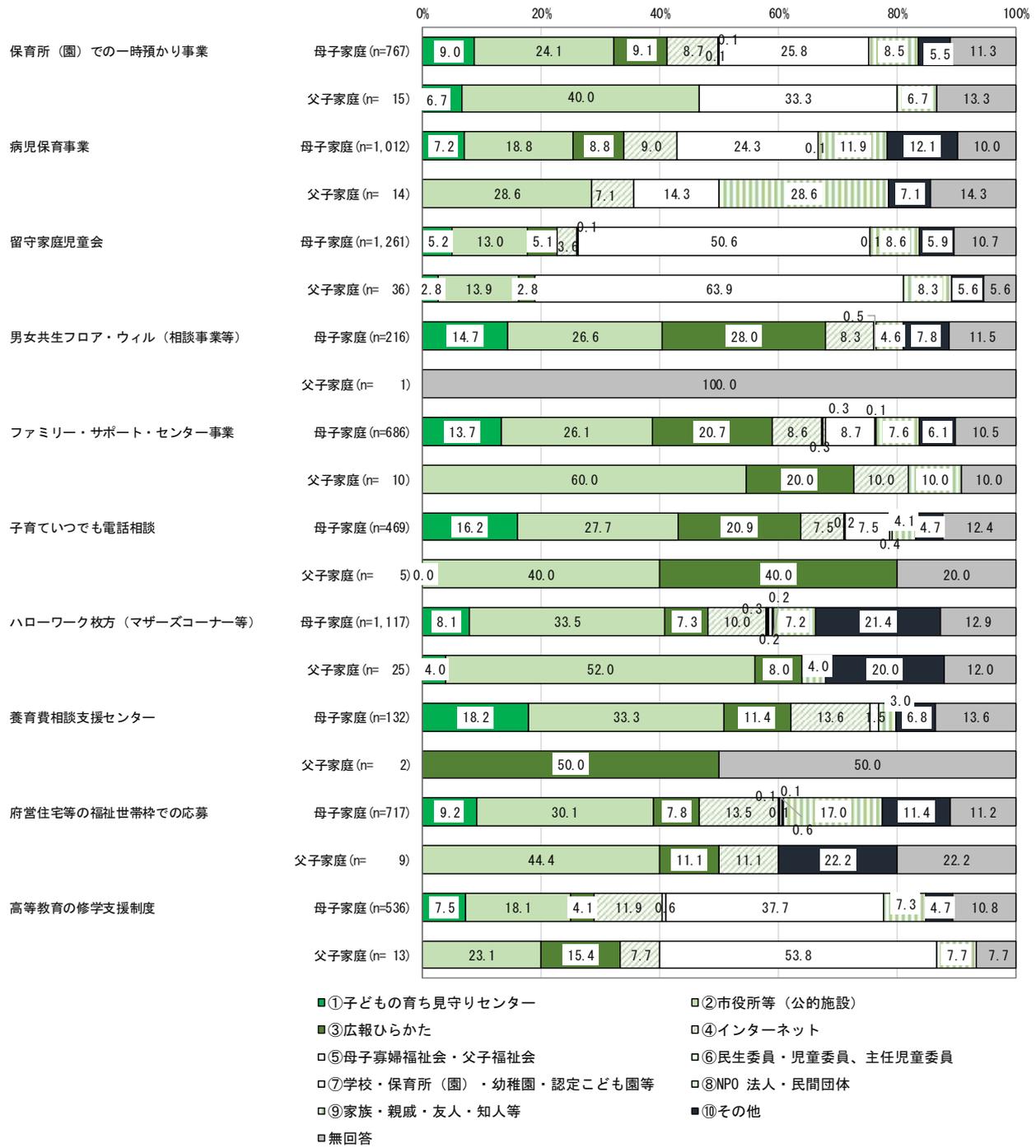
①ひとり親家庭

施設や制度の認知・利用についての設問で「知っている」と答えた人に、施設や制度等の情報の入手先についてきいたところ、それぞれの施設や制度により差は見られるものの、「市役所等(公的施設)」の割合が最も高い施設・制度が多くなっています。

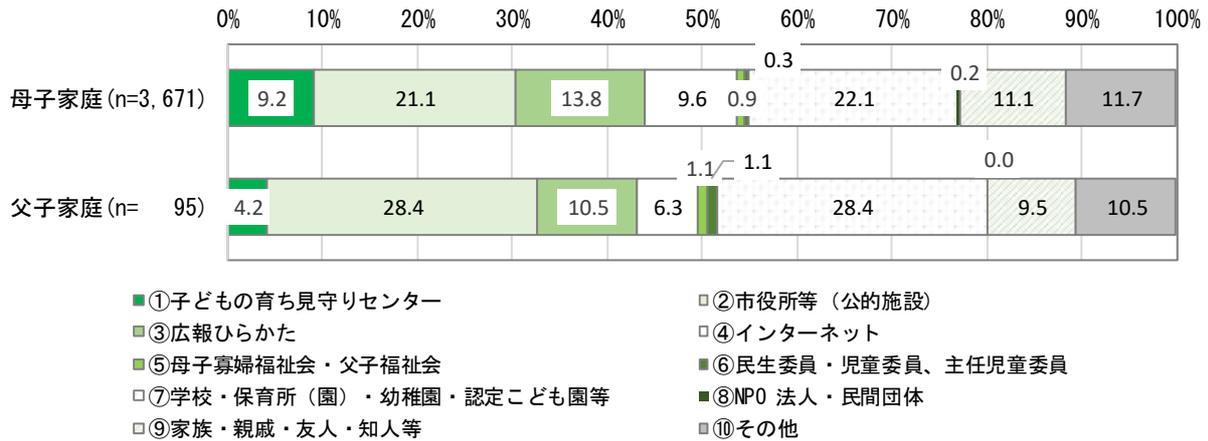
図表 施設や制度等の情報の入手先(複数回答)



図表 施設や制度等の情報の入手先（複数回答） 続き



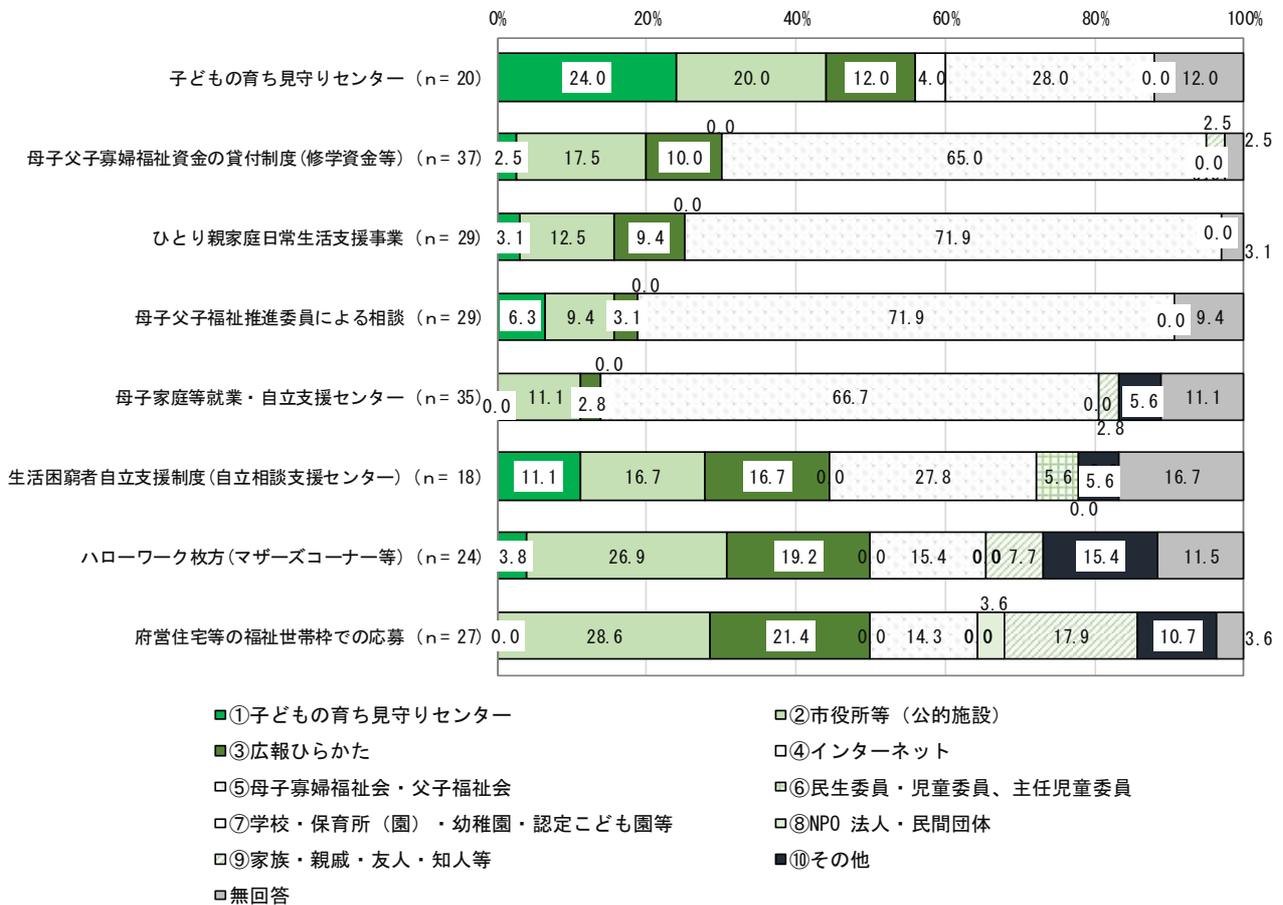
【参考】施設や制度等の情報の入手先（単数回答）



②寡婦世帯

施設や制度の認知・利用についての設問で「知っている」と答えた人に、施設や制度等の情報の入手先についてきいたところ、それぞれの施設や制度により差は見られるものの、「母子寡婦福祉会・父子福祉会」、「市役所等（公的施設）」、「広報ひらかた」等の割合が高くなっています。

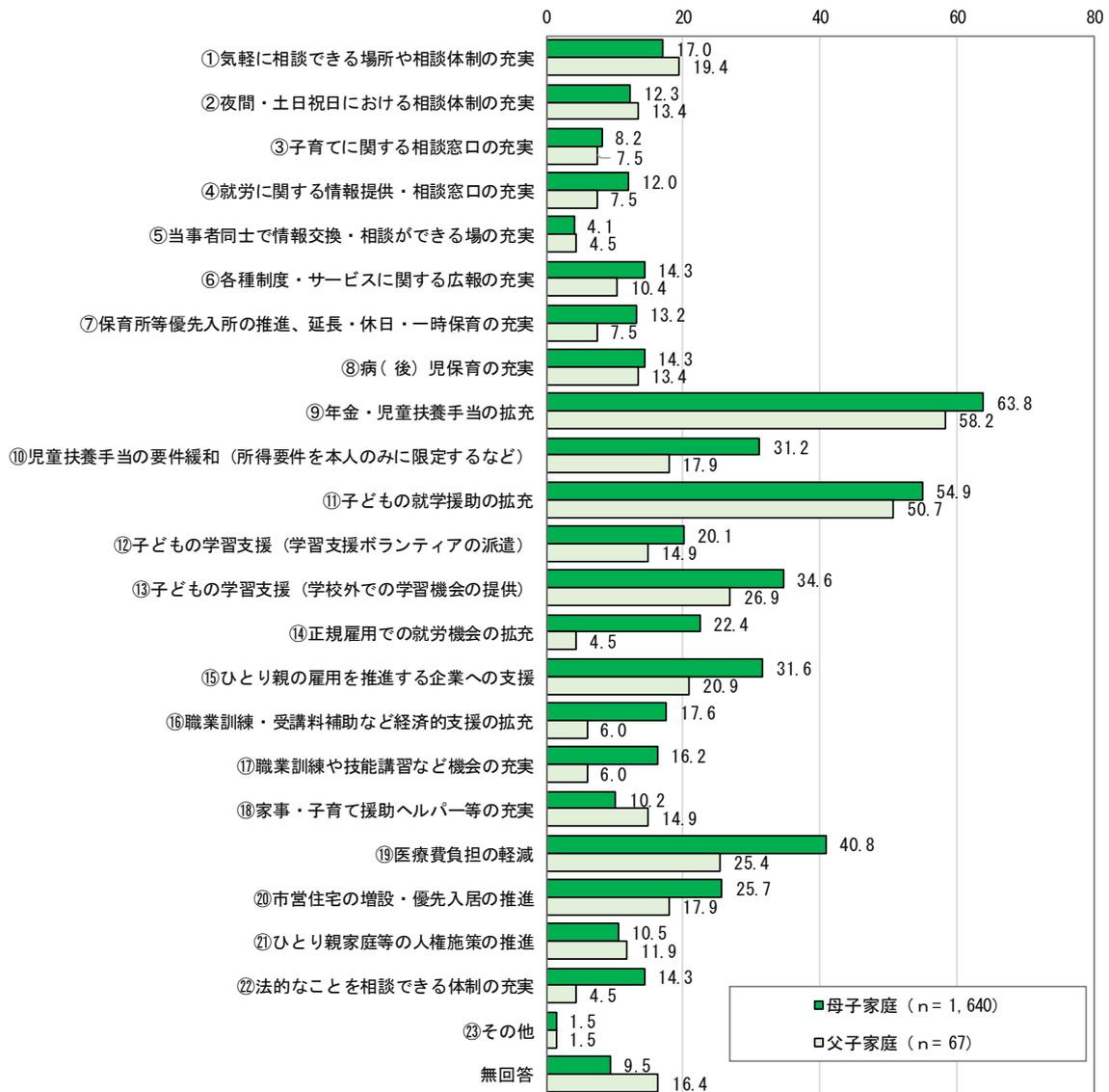
【参考】施設や制度等の情報の入手先（複数回答）



**(7)ご自身の自立や生活の安定を図るために望む支援策(ひとり親家庭)**

ご自身の自立や生活の安定を図るために望む支援策として、母子家庭、父子家庭ともに「年金・児童扶養手当の拡充」が最も多く、それぞれ63.8%、58.2%、次いで「子どもの就学援助の拡充」がそれぞれ54.9%、50.7%、母子家庭で「医療費負担の軽減」が40.8%、父子家庭で「子どもの学習支援(学校外での学習機会の提供)」が26.9%となっています。

**図表** ご自身の自立や生活の安定を図るために望む支援策（複数回答）



**【前回調査との比較】**

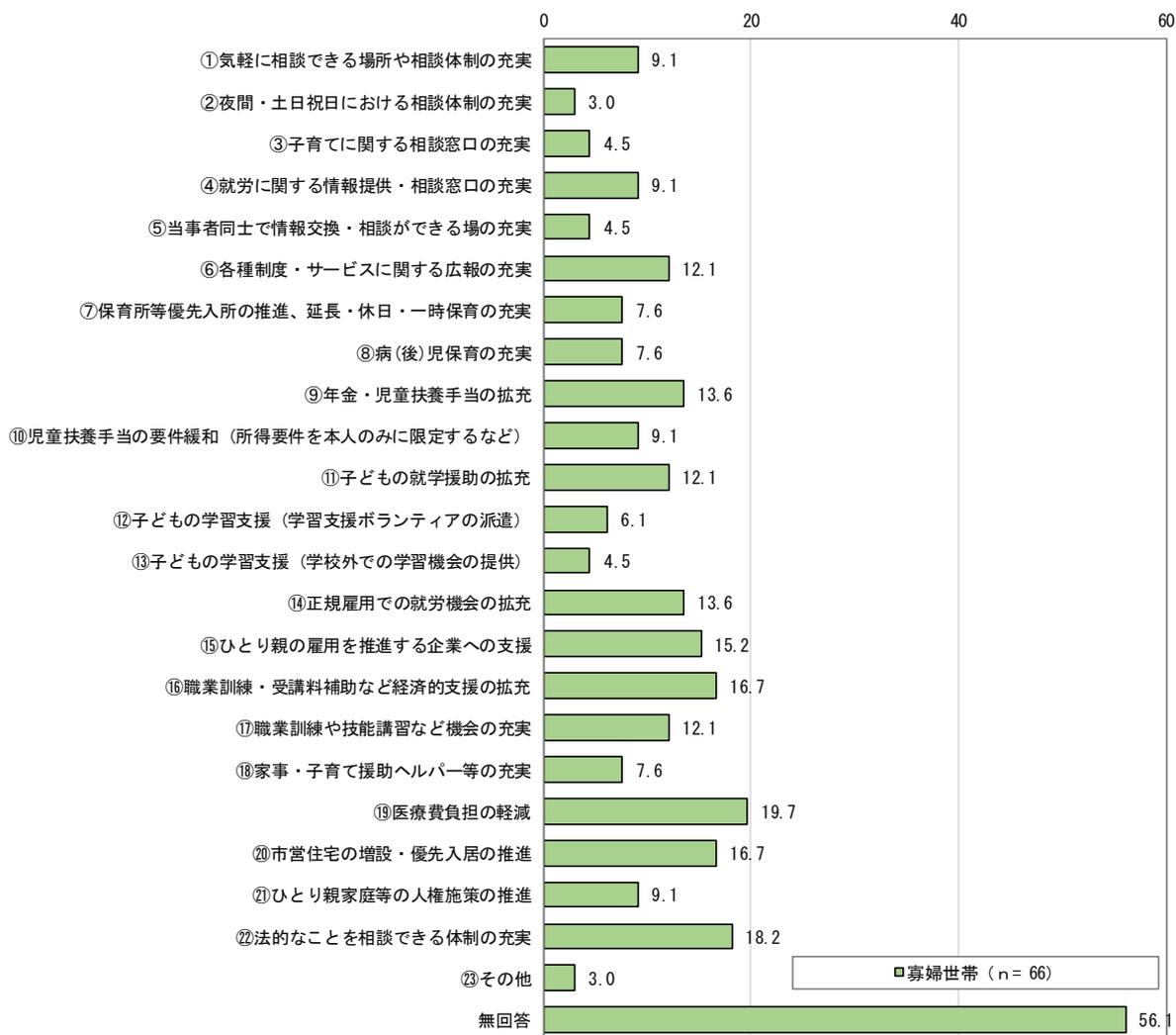
「母子家庭」、「父子家庭」とともに、「児童扶養手当の要件緩和(所得要件を本人のみに限定するなど)」がそれぞれ13.6ポイント、8.8ポイント増加しています。

## (8)自身の自立や生活の安定を図るための支援策(寡婦世帯)

### ①ご自身の自立や生活の安定を図るため、現在望む支援策(寡婦世帯)

寡婦世帯が、ご自身の自立や生活の安定を図るため、現在望む支援策として、「医療費負担の軽減」が最も多く19.7%、次いで「法的なことを相談できる体制の充実」が18.2%となっています。

**図表** ご自身の自立や生活の安定を図るため、現在望む支援策（寡婦世帯）（複数回答）



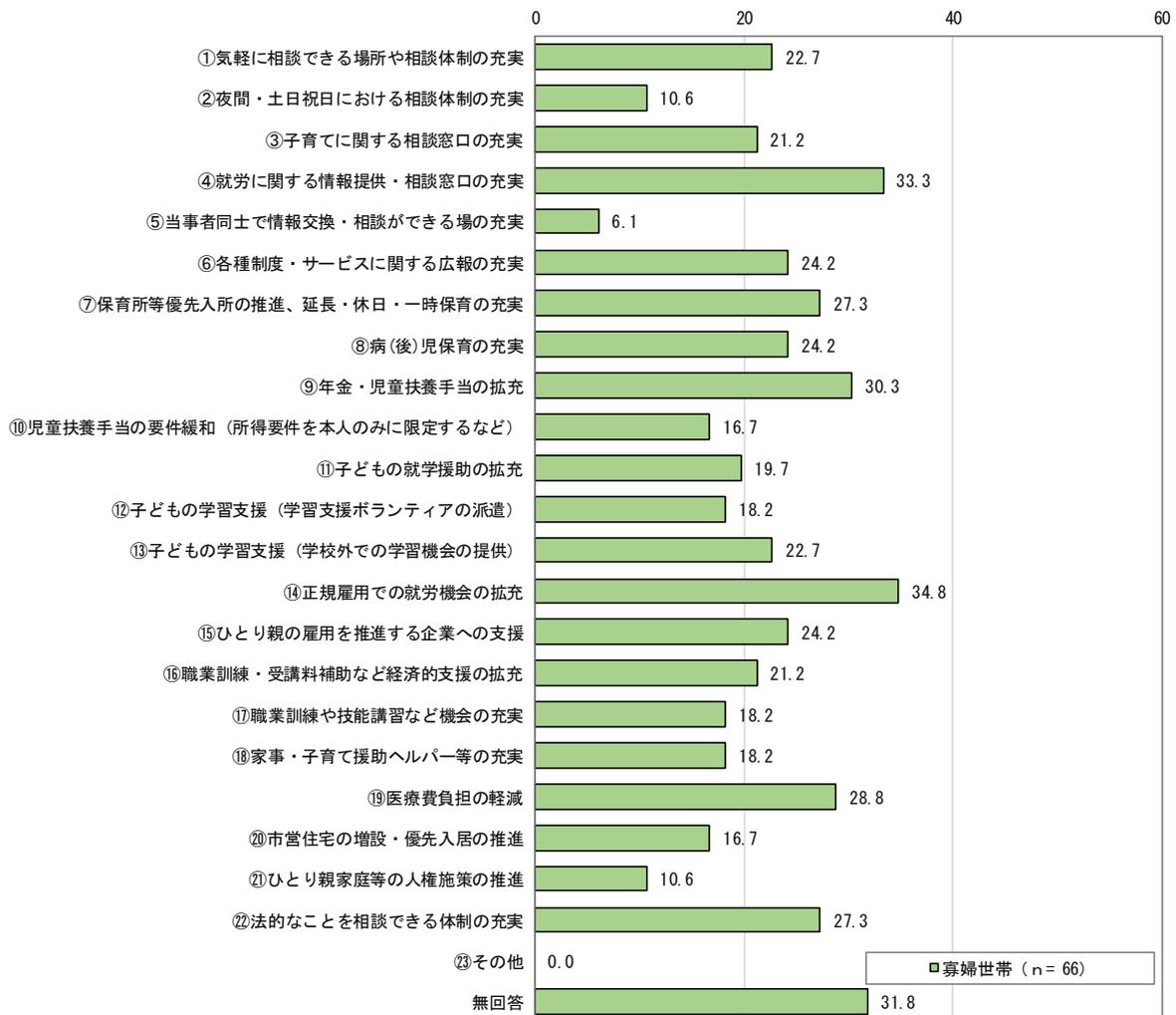
### 【前回調査との比較】

前回調査では「年金・児童扶養手当の拡充」が15.6%で最も多かったところ、今回調査では「医療費負担の軽減」が19.7%で最も多くなっています。

## ②ご自身の自立や生活の安定を図るため、ひとり親のときに望んだ支援策(寡婦世帯)

寡婦世帯が、ご自身の自立や生活の安定を図るため、ひとり親のときに望んだ支援策として、「正規雇用での就労機会の拡充」が最も多く34.8%、次いで「就労に関する情報提供・相談窓口の充実」が33.3%、「年金・児童扶養手当の拡充」が30.3%となっています。

**図表** ご自身の自立や生活の安定を図るため、ひとり親のときに望んだ支援策（寡婦世帯）  
（複数回答）



### 【前回調査との比較】

前回調査では「気軽に相談できる場所や相談体制の充実」が21.3%で最も多かったところ、今回調査では「正規雇用での就労機会の拡充」や「就労に関する情報提供・相談窓口の充実」など、就労に関する支援策を望む人が多くなっています。

## 2-7. 自由意見について

調査票の自由意見欄に、多くの意見や要望をご記入いただきました。

児童扶養手当等の手当の増額や対象年齢の延長、所得制限の緩和を求める声、塾に通わせるための費用や進学のための費用など「経済的な問題」についての意見・要望が多数ありました。

その他に、暮らしに対する不安や住宅に関すること、子どもの教育・勉強、進学に関すること、学校の問題など「子育て・生活の問題」についての意見・要望も多数ありました。

また、本アンケート調査の実施時期が、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急事態宣言が発令されている最中だったこともあり、コロナ禍で収入が減った、解雇されたというものや自身が感染した場合の生活への不安、また、新たな支援を求める意見等も多くありました。

図表 主な自由意見

項目	意見要旨	意見数
1 経済的な問題	経済的な困窮等	57
	児童扶養手当、ひとり親医療助成等の拡充 (増額、基準の緩和等)	261
	新たな制度の拡充	77
	子どもの学費等の負担軽減	111
2 子育て・生活の問題	保育サービス等の充実	33
	子どもに関すること(関わり方など)	40
	子どもの教育・勉強・進学に関する悩み	68
	住宅に関すること	43
	暮らしに対する不安	70
	自身の健康、老後の不安	26
3 仕事の問題	就職、正規雇用の希望	41
	雇用状況の改善(賃金、ひとり親への理解等)	48
4 養育費	養育費制度の充実	28
5 支援環境	相談窓口の充実	23
	情報提供の方法に対する改善	33

## 第3章 第3次計画の主な取り組みと第4次計画に向けて

本市では、「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成28年度～令和2年度）において、以下のとおり「基本理念」と「基本的な視点」を定め、それに基づき5つの「施策目標」の達成に取り組むことで、ひとり親家庭等への支援策を計画的に推進してきました。

**図表** 第3次計画における「基本理念」と「基本的な視点」及び「施策目標」

### 基本理念

「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」

### 基本的な視点

- ①相談機能の強化による早期からの継続した支援
- ②ひとり親家庭等の生活の安定と向上
- ③子どもの健やかな育ち
- ④ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

### 施策目標

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進
2. 就業支援の推進
3. 養育費の確保及び面会交流の支援
4. 経済的支援の充実
5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するにあたり、第3次計画における施策目標ごとの取り組み状況及び評価（取り組みの成果と課題）について、以下のとおりまとめました。

## 1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

### (1) 子育て環境の充実

ひとり親家庭の就業と子育ての両立を図るため、必要な時期に保育所（園）等を利用できるよう、ひとり親家庭の優先利用の取り組みや、待機児童の計画的な解消に努めるとともに、多様化する就業形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等の保育ニーズに対応できるよう、延長保育、夜間・休日保育、病児保育、一時預かり等、さまざまな保育サービスを実施してきました。

あわせて、ひとり親家庭に対する保育所保育料等の負担軽減にも努めてきましたが、令和元

年10月からは、国の幼児教育・保育の無償化を実施、また、令和2年4月からは市独自で第2子以降の保育料の無償化を行い、ひとり親家庭においてもさらなる負担軽減が図られました。また、就学後においては、平成30年度から留守家庭児童会室の入室対象年齢を6年生まで拡大し、待機することなく入室できるよう、施設及び環境の整備に取り組みました。

第4次計画においても、引き続き、ひとり親家庭が必要な時期に保育所（園）等や留守家庭児童会室を利用できるよう、令和2年3月に策定した「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童対策やきめ細やかな保育・子育て支援サービスの提供を計画的に推進しながら、ひとり親家庭が、安心して子育てと就業との両立ができる環境づくりを進めることが必要です。

**図表** 保育所（園）等の入所の状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入所児童数	7,721人	7,929人	8,043人	8,122人
うちひとり親家庭	879人	933人	899人	837人

（各年度 3月1日現在）

➤就学前児童数は減少傾向が続いているなかにおいても、女性就業率の増加等に伴う近年の保育需要の高まりから、入所児童数は継続的に増加しています。

**図表** 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用件数	377件	428件	337件	403件
（延べ利用日数）	（598日）	（622日）	（452日）	（569日）
うちひとり親家庭	297件	336件	185件	132件
	（511日）	（529日）	（277日）	（295日）

## （2）子育て相談の充実

子どもや家庭の多様化・複雑化する課題に対し、母子健康相談や育児・養育相談、教育相談など、さまざまな相談支援に取り組みました。特に、家庭児童相談やひとり親家庭等自立相談、ひきこもり相談などに総合的に対応する子ども総合相談センター「となどな」を平成28年に開設するとともに、平成29年には当センターを「子ども家庭総合支援拠点」と位置付け、人員体制の拡充等を図りながら相談しやすい体制づくりに努めました。さらに、令和2年度からは当センターを「子どもの育ち見守りセンター」に改編し、子どもに寄り添うソーシャルワークの拠点として、いっそうの機能強化を図りました。

また、すこやか健康相談室「北部リーフ」（現 健康福祉相談センター「北部リーフ」）を平成29年度に開設、身近な地域における子ども・子育て支援相談窓口の充実を推進しました。

第4次計画においては、ひとり親家庭等が抱える複合的な課題に対し、各相談支援機関同士の連携を深めながら、積極的に支援の情報を提供するとともに、早期から切れ目のない支援を届けるための相談機能の強化を図ることが必要です。

### (3)生活支援の推進

ひとり親家庭等が日常生活を送るうえにおいて困難や支障が生じる際に、個々の状況に応じた柔軟かつ円滑な支援が届けられるよう、家庭生活支援員の派遣や、ファミリー・サポート・センターの利用料金の助成を行いました。また、保護者の疾病などのため、子どもの養育が一時的に困難な場合には子育て短期支援事業を実施し、ひとり親家庭における子育て生活の安定を図りました。

しかしながら、アンケート調査結果等において各種制度の認知度が低い状況を踏まえると、ひとり親家庭等のニーズに即した支援サービスを届けるためのさらなる周知や、各種相談支援窓口等を通じての積極的な制度の利用促進を図ることが必要です。

**図表** ひとり親家庭等日常生活支援事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録世帯数（うち父子家庭）	4（1）世帯	5（1）世帯	13（4）世帯	18（4）世帯
派遣日数（うち父子家庭）	51（33）日	7（-）日	155（128）日	218（173）日

**図表** ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録世帯数	15世帯	12世帯	15世帯	12世帯
利用件数	10件	8件	9件	7件

➤各事業については、必要な時にスムーズに事業を活用できるよう、相談時に登録を促しています。その結果、ひとり親家庭等日常生活支援事業は、登録世帯数が増加傾向にあります。さらに、父子家庭の登録件数及び派遣日数も増加していることから、父子家庭においても就業と家事等の日常生活の両立が困難である状況がうかがえます。

### (4)子どもの育ちへの支援の充実

どのような状況であってもすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、相談支援、学習支援、居場所支援といった多方面における支援の充実を図りました。

家庭児童相談や教育相談、ひきこもり等子ども・若者相談といった各種相談支援の実施や、生活困窮者自立支援制度による学習支援に取り組んだほか、平成28年度に子どもの居場所づくり推進事業を開始し、「子ども食堂」への支援を通じた子どもたちの居場所づくりを進めました。

子どもの貧困が社会問題となるなか、第4次計画においても引き続き、子どもの視点に立った多方面における支援の充実を進めるとともに、地域や関係機関との連携、市の関係部署間における情報共有を図りながら、社会全体で子どもたちの健やかな成長と夢を育むための体制づくりが必要です。

**図表** 子どもの居場所づくり推進事業（子ども食堂）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施団体数	11 団体	19 団体	19 団体	20 団体
子どもの平均参加人数	19 人	22 人	26 人	29 人

➤子ども食堂については、参加する子どもの数が増加傾向にあり、実施団体の広がりとともに、地域に定着しつつあることがうかがえます。

## 2. 就業支援の推進

### (1)能力開発のための支援の充実

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親の就業に向けた資格取得を支援するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターや地域就労支援センター等、関係機関による講習会や相談、助言を通して、個々のニーズに応じた取り組みを進めてきました。平成28年度には、新たに、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を開始し、ひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、安定した雇用につなげる取り組みを進めました。

引き続き、国の制度改革に適切に対応しながら、能力開発のための支援の充実を図るとともに、第4次計画では、各種支援制度に係る情報提供のいっそうの強化や、日常生活と就業・修学との両立を後押しするためのライフプランニング支援が求められます。

**図表** ひとり親家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付件数	5 件	6 件	9 件	12 件
給付金額	367, 508 円	229, 976 円	342, 437 円	536, 600 円

**図表** ひとり親家庭自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給付件数	14 件	21 件	27 件	36 件
給付金額	13, 608, 500 円	19, 479, 000 円	28, 007, 000 円	44, 957, 500 円

➤ひとり親家庭自立支援給付金事業においては、支給年数の延長や給付対象者の拡大、給付額の増額等、国の制度改革が図られてきたことにより、申請者は増加傾向にあります。

## (2) 職業紹介機関等との連携の強化

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、相談者の希望する雇用条件や生活の状況を踏まえた求人情報の提供や就業相談に取り組みました。また、就労支援を効果的に推進するため、市役所内に設置したハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」や生活困窮者自立支援センター等の各関係機関との連携に取り組みました。

また、児童扶養手当の現況届手続きの時期に合わせて、現況届手続きと同一フロア内で就業相談会を開催し、事業の周知に努めました。

今後も引き続き、関係機関との連携を密にしながら、効果的・効率的な就業に関する情報提供を行うとともに、個々の家庭における生活状況やニーズに沿ったきめ細やかな就業支援を進める必要があります。

**図表** 母子家庭等就業・自立支援センター事業

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就職・技能習得等相談件数	22 件	12 件	11 件	7 件
求人情報提供件数	68 件	78 件	79 件	46 件

## (3) 就業機会創出のための支援の推進

市が募集する職員求人情報を、母子家庭等就業・自立支援センターに情報提供を行い、ひとり親家庭等の雇用促進に取り組みました。また、市が発注する業務委託の一部において、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図りました。

第4次計画においても、引き続き、関係機関と連携した就業機会の創出に努めるとともに、ひとり親家庭等が安心して働ける環境の整備と就業促進に向けた啓発の強化が重要です。

## (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

男女共生フロア・ウィルにおいて、男女間の均等な雇用待遇の促進のための啓発に取り組んだほか、出産や子育てのために一旦仕事を離れた女性が再び働く際の選択肢の一つとして、起業を考えることができるよう、起業セミナーやワークショップを開催しました。

第4次計画においても、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、パートタイム労働者や派遣労働者の権利保障の推進のための啓発を行っていくことが求められます。

### 3. 養育費の確保及び面会交流の支援

#### (1) 養育費確保に向けた相談・経済的支援の実施

養育費の確保に向けては、養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談を実施しました。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいても、養育費に関する相談・調整、情報提供や講習会を実施するとともに、母子・父子自立支援員による離婚前相談において、離婚までの手続きや養育費取得についての情報提供等を行いました。

養育費の受け取りは子どもの重要な権利ですが、アンケート調査結果では養育費の取り決めや受け取り率の低さがみられ、養育費の適切な履行確保のための支援の強化が課題であることから、第4次計画においては、養育費の取り決めから履行確保まで、総合的に支援ができる体制の整備が必要です。

**図表** 養育費等に関する相談

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子・父子自立支援員による 離婚前相談	123 件	122 件	185 件	228 件
母子家庭等就業・自立支援セ ンターによる養育費相談	5 件	12 件	30 件	34 件

➤自治体における養育費取得にかかる施策が推進されたこと等、養育費への関心が高まりつつあることが、相談件数からうかがえます。

#### (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

養育費取得の手続きや相談窓口などについてのリーフレットを関係課窓口に配架するなど、啓発や情報提供を行いました。

第4次計画においては、関係機関とのさらなる連携により、養育費は子どもの健やかな成長にとって重要であり、その支払いは親としての義務であることについて、当事者や社会が自覚するための周知・啓発や、養育費に関する取り決めの必要性についての情報提供のさらなる充実に取り組む必要があります。

#### (3) 面会交流に向けた支援の実施

ひとり親家庭等の個別状況に応じた、望ましい面会交流が行われるよう、離婚前相談等において助言、アドバイスを行ったほか、必要に応じて法律相談につなげるなどの支援を行いました。

アンケート調査結果では、養育費と同様に面会交流についても取り決め率の低さがみられ、今後は、面会交流の取り決めの必要性など、子どもの視点に立った周知・啓発の充実に努めるほか、面会交流のスムーズな実施につながるよう、相談員の研修を実施するなど、適切な助言や情報提供等を行う体制の強化に努める必要があります。

## 4. 経済的支援の充実

### (1) 経済的援助の実施

児童扶養手当の支給については、ひとり親家庭の児童の健全な育成や福祉の増進を図るため、平成30年度の所得制限限度額の引き上げや、令和元年度における段階的な支払い回数の見直しなどの国の制度改正に対応しながら、適正な支給に努めました。また、保護者の婚姻歴がない、いわゆる「未婚のひとり親」の方については、子どもの保育所保育料等の算定にかかる「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を行い、負担の軽減を図りました。母子父子寡婦福祉資金については、必要な家庭に情報を届けられるよう周知を図りました。

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親家庭等の収入の減少に対する支援を行うための特別給付金や休業手当金を市独自に創設、早期の対応に努めました。

第4次計画においても引き続き、児童扶養手当については、必要とする家庭に確実に届けられるよう、適切な支給に努めるとともに、母子父子寡婦福祉資金や令和2年度から開始された国の高等教育の修学支援新制度等の各種の経済的援助制度については、より利用しやすくするための情報提供の充実が必要です。

※「未婚のひとり親」の方についての「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用については、令和2年度税制改正により新たに「ひとり親控除」の対象となったことに伴い終了となります。

**図表** 児童扶養手当受給者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全資格者数	4,096人	3,984人	3,923人	3,873人
全部支給者数	1,984人	1,862人	2,161人	2,038人
一部支給者数	1,696人	1,678人	1,271人	1,289人
支給停止者数	416人	444人	491人	546人

(各年度 12月末日現在)

➤児童扶養手当の全資格者数及び支給者数(全部支給者と一部支給者の合計)は、ともに減少傾向が続いています。

**図表** 母子父子寡婦福祉資金貸付件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規貸付	24件	23件	12件	10件
修学資金	14件	15件	8件	10件
就学支度資金	10件	8件	3件	—件
生活資金	—件	—件	1件	—件
継続貸付	10件	21件	29件	29件
修学資金	10件	21件	29件	29件

➤母子父子寡婦福祉資金制度の利用件数については、日本学生支援機構の奨学金制度や国の授業料免除制度等の充実により、減少傾向にあります。

**図表** ひとり親等世帯への特別給付金（市独自事業）

	世帯数	高校生		その他	
児童扶養手当分	2,764 件	1,095 人	109,500 千円	3,052 人	152,600 千円
ひとり親医療分	175 件	91 人	9,100 千円	163 人	8,150 千円
合計	2,939 件	1,186 人	118,600 千円	3,215 人	160,750 千円

（令和3年2月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として実施。

※高校生1人あたり10万円、その他の児童1人あたり5万円を支給。

**図表** ひとり親等のための休業手当金（市独自事業）

申請件数	支給額
37 件	3,271,642 円

（令和3年2月1日現在）

※新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として実施。

※子どもの監護のため休業し給与等の減額があった場合に、一日最大4,600円を支給。

## （2）経済的負担の軽減

ひとり親家庭医療費助成の実施に関しては、医療費の月額負担上限額を世帯単位で計算し、超過分を自動償還する仕組みを新設したことや、食事療養費の現物給付を行うための食事証を交付するなどの取り組みにより、医療費のさらなる負担軽減を図りました。また、子どもの就学に必要な費用を援助するための就学援助、奨学金や、水道料金等公共料金の減免等により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。

第4次計画においても、引き続き各種制度の実施により負担軽減に取り組みつつ、適切な支援が対象者に届くよう、関係機関との連携等により情報提供の充実に努めることが必要です。

**図表** ひとり親家庭医療費助成対象者数等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象数	7,983 人	7,821 人	7,718 人	7,520 人
父、母、養育者	3,179 人	3,125 人	3,112 人	3,034 人
児童	4,804 人	4,696 人	4,606 人	4,486 人
世帯数	3,223 世帯	3,158 世帯	3,115 世帯	3,112 世帯
助成金額	248,868,192 円	245,805,297 円	242,229,191 円	258,230,610 円

※対象数、世帯数は各年度の平均値を記載

➤ひとり親家庭医療費助成の対象者と世帯数は減少傾向にあります。助成金額については、医療費の月額負担上限額を世帯単位で計算し、超過分を自動償還する仕組みを平成30年に新設したこと等から、直近では増加しています。

### (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

児童扶養手当の届出時や離婚届用紙の交付または受理時などの機会を捉えて、経済的支援を含むひとり親家庭等の支援サービスに関するリーフレットを配布するなど、関係部署間の連携による的確な情報提供に努めました。

第4次計画においても引き続き、関係部署間、関係機関との連携の強化等により、経済的支援を含むさまざまな支援に関する情報を適切に提供できるよう努める必要があります。

## 5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

### (1) 情報発信機能・相談機能の強化及び相談支援体制の充実

母子・父子自立支援員等によるひとり親家庭等相談では、相談員の資質向上や関係機関との連携強化を図りながら、離婚前からの早期相談支援など当事者の状況に沿った幅広い相談支援に努めてきました。また、ひとり親の母親同士が気軽に集える交流会を開催し、当事者同士の交流と情報交換の機会の提供を図りました。さらに、ひとり親家庭等に対する支援サービスについてわかりやすくまとめたリーフレットの作成や、子育て応援アプリの活用など、情報発信の充実を進めました。

ひとり親家庭等が抱える課題の背景にはさまざまな要因が絡み合い、各施策の個別対応のみでは課題解決が困難であるケースが多いことを踏まえ、第4次計画においては、ひとり親家庭等が抱えているさまざまな悩みや困難に寄り添った支援を行えるよう、関係機関や関係部署間の連携を一層強化し、早期からの適切な支援につなげていく必要があります。

**図表** 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活一般（資格取得・職業訓練・離婚前相談）	259（7）件	211（3）件	272（6）件	309（12）件
子どもの養育や教育	1 件	－件	－件	－件
経済的支援・生活援護	417（6）件	505（6）件	543（21）件	455（3）件
その他（母子生活支援施設入所等）	10 件	133 件	70 件	40 件
合計件数	687（13）件	849（9）件	885（27）件	804（15）件

※（ ）内の数は、父子家庭相談件数

➤平成28年度から家庭児童相談担当と人権政策室男女共同参画担当が同じフロアで業務を行うようになり、連携が図りやすくなったことから、課題を抱えるひとり親や離婚前の相談件数が増加しています。なお、平成29年度より「その他（母子生活支援施設入所等）」欄に母子生活支援施設入所者への同行支援や施設訪問回数等も含めています。

**図表** 女性相談件数（男女共生フロア・ウィル）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法律相談（うち離婚・夫婦関係）	121（72）件	112（66）件	121（85）件	112（70）件
面接相談（うち離婚・夫婦関係）	439（28）件	441（70）件	435（87）件	424（76）件
電話相談（うち離婚・夫婦関係）	521（52）件	538（62）件	580（70）件	587（79）件

➤女性相談件数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成29年3月には、男女共生フロア・ウィルをメセナひらかた会館から枚方市駅直結のサンプラザ3号館に移転し、利便性の向上を図りました。

## **(2)地域における関係機関等との連携の強化**

ひとり親家庭等への施策を効果的に実施していくために、枚方市母子寡婦福祉会、父子福祉会及びNPO等の当事者団体や民生委員・児童委員と連携した啓発活動や、支援上の情報交換に努めました。

第4次計画においても引き続き、地域における当事者団体、関係団体との連携を図りながら、ひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを進めていくことが大切です。

## **(3)ひとり親家庭等の人権の尊重**

ひとり親家庭等が、その家族形態に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、母子父子福祉推進委員を対象とした研修会のほか、市民意識の啓発・向上を図るための講座や講演会の開催に取り組みました。

今後も引き続き、さまざまな機会を通じて啓発を行い、ひとり親家庭等に対する偏見や差別の解消を図るとともに、気軽に相談できる環境の充実などの取り組みを進めることが必要です。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

この計画のめざすべき自立とは、自分がどのように生きるのかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのためには、子育てと生計をひとりで担うひとり親にとっては、安心して子育てができる環境と経済的な安定が必要であり、また、その子どもにとっては、健やかな成長と豊かな学びが保障されることが大切です。

そして、ひとり親家庭等への支援においては、未来だけでなく現在における視点も重要であり、加えて、生活状況もさまざまであることを前提に、すべてのひとり親家庭等に向けて、その生活の向上を後押ししていくことが必要と考えます。

これらの視点に立ち、このたび、基本理念を第3次計画の「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」から改めることとし、ひとり親家庭等が置かれている現状を社会全体で受け止め、ひとり親家庭等の誰もが自らの力を発揮しながら、いきいきと希望とともに生活を送れるような社会の実現をめざします。

### 2. 基本的な視点

この計画は、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方のひとつとして認識され、心豊かに、希望を持って地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。

#### (1)ひとり親家庭等の人権の尊重

「枚方市人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、ひとり親とその子どもたちの人権が、不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、行政だけでなく、事業者や市民一人ひとりが、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域で暮らす誰もがお互いに理解し、尊重し合える意識の醸成に取り組み、ひいては、すべてのひとり親家庭等の人権が尊重されるまちをめざします。

#### (2)積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

多くのひとり親家庭等において、日頃から相談の機会を持ちづらい状況を踏まえ、地域、学校園、関係機関等が相互に連携し、悩みや不安を抱えているひとり親家庭等を早期にかつ積極的に把握、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援につなげるとともに、必要に応じて他の支援機関につなぐなど、最も適切な支援に結びつける総合的・包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。

### **(3)ひとり親家庭等の生活の安定と向上**

雇用、労働における差別を解消するための啓発活動を推進するとともに、自らの能力を生かし、個々の生活状況やライフプランに適した収入が確保できるよう、さまざまな社会資源を活用した就業支援に取り組みます。また、ひとり親の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資することから、多様な子育て支援や日常生活支援を通じた、仕事と子育てが両立できる環境づくりや、経済的支援に総合的に取り組みます。

### **(4)子どもの健やかな育ち**

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、さまざまな支援制度を効果的に活用した切れ目のない支援を総合的に推進します。

また、子どもの自由と権利が保障されることを基本に、子どもの視点を第一に考え、養育費の確保や面会交流に向けた支援の充実を図ります。

## **3. 施策目標**

前述の4つの「基本的な視点」を踏まえて、次の5つの施策目標を設定し、施策を展開します。

### **施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進**

ひとり親が自立していくために、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に示されるさまざまな子ども・子育て支援策や、日常生活支援を進めるとともに、ひとり親家庭の多様なニーズに応じた適切な支援が講じられるよう、相談体制の充実を図ります。

また、子どもの人権が尊重されるまちづくりの推進を基本とし、子どもが直面しているさまざまな困難課題に対し、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、早期からの切れ目のない支援を届けるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、夢を育むための支援を進めます。

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

## 施策目標2 就業支援の推進

本市のアンケート調査では、ひとり親の8割以上は就業しているものの、収入は低く、厳しい生活状況がうかがえます。ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向けては、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが何より重要であることから、職業能力向上のための訓練や効果的な職業紹介等に取り組むとともに、各種支援の利用促進につなげるための周知の強化やライフプランニングの支援など、就業面での支援体制の充実に努めます。

また、就業機会の拡大や雇用確保に向け、関係機関との連携の強化を図るとともに、雇用・労働における差別の解消や、仕事と子育てが両立できる就労環境の整備をめざし、企業や団体等に対する啓発活動を推進します。

- (1) 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

## 施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

養育費については、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、「母子家庭等の児童の親は当該児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」とされていますが、本市のアンケート調査では、「取り決めをしなかった」との回答が母子家庭では4割、父子家庭では7割を超えています。

養育費や面会交流は子どもの健やかな成長にとって重要であり、その取り決めの必要性等について広報・啓発に努めるとともに、養育費の取り決めから履行確保までの、当事者に寄り添った相談支援体制の充実に努めます。

また、子どもにとって望ましい方法で面会交流が行われるよう情報提供を行うとともに、必要に応じて相談支援機関へつないでいくなど、面会交流に向けた支援にも取り組みます。

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

## 施策目標4 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定を維持し、子どもの育ちを守るため、個々の事情に応じ、母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付を基盤とした経済的支援を行うとともに、支援対象となる方に対する積極的な制度周知や情報提供に努めます。

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

## 施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

ひとり親家庭等が抱える課題は多岐にわたりますが、アンケート調査において、公的機関への相談が少ない調査結果を踏まえ、関係団体との連携強化、市の関係部署間における情報共有等を図りながら、総合的・包括的な相談支援体制の整備に努めます。

加えて、ひとり親家庭等にとって、生活上の大きな不安要素となる、病気やけが、災害の発生等といった緊急時に、迅速かつ積極的に支援を届けられる環境づくりを進めます。

また、ひとり親家庭等の誰もが心豊かに前向きな生活を送れるよう、地域とのつながりや当事者同士、親子の交流の機会の提供に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭等が生活を送るうえで、個人として尊重され、差別や偏見により人権が侵害されることのない、人権尊重の社会づくりに向けた啓発等を実施します。

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

## 4. 施策の体系

### <基本理念>

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

### <基本的な視点>

①ひとり親家庭等の人権の尊重

②積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

③ひとり親家庭等の生活の安定と向上

④子どもの健やかな育ち

### <施策目標>

### <施策の推進方向>

1. 子ども・子育て支援、生活支援の推進

- (1)子育て環境の充実
- (2)子育て相談の充実
- (3)生活支援の推進
- (4)子どもの育ちへの支援の充実

2. 就業支援の推進

- (1)能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2)職業紹介機関等との連携の強化
- (3)就業機会創出のための支援の推進
- (4)就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進

3. 養育費の確保及び面会交流の支援

- (1)養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2)養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3)面会交流に向けた支援の実施

4. 経済的支援の充実

- (1)経済的援助の実施
- (2)経済的負担の軽減
- (3)経済的支援に関する情報提供の充実

5. ひとり親家庭等を支える環境の充実

- (1)関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3)緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4)ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

## 第5章 施策の推進方向

### 施策目標1 子ども・子育て支援、生活支援の推進

#### 第4次計画における主な課題

- ひとり親は、子育て、生計の担い手など、ひとりていくつもの役割を担っているため、住居・家計・家事・子育てなどで複合的な課題を抱えやすい傾向にあります。特に、本市のアンケート調査結果では、子どもが乳幼児期の間にひとり親になる割合も高く、早期からの切れ目のない支援につなげるためにも、子育て支援サービスの利用促進が求められます。
- 核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに対しての不安や孤立感を抱えやすく、とりわけひとり親家庭においては、悩みを相談する機会も持ちづらい状況がうかがえ、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう、身近な地域で気軽に相談できる体制を整えることなど、安心して子育てができる環境づくりが求められます。また、本市のアンケート結果では、市の相談機関（子どもの育ち見守りセンター）を「知らない」と答えた割合が高く（母子家庭：73.7%、父子家庭76.1%）、加えて、各種支援制度の認知度も低いという調査結果を踏まえ、アウトリーチ等により把握した、支援が必要な家庭へ積極的に情報提供することを含め、子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制を整備することが重要です。
- 「子どもの貧困」が社会問題となるなか、特に、ひとり親家庭においては、おおよそ5割の家庭が相対的貧困状態（国民生活基礎調査）にあるとされるなど、厳しい経済状況がうかがえます。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の「子どもの貧困対策計画」として位置付ける「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」や、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの視点に立ったさまざまな支援に総合的に取り組むことが必要です。とりわけ、本市のアンケート調査では、子どもに関する悩みについて、母子家庭、父子家庭ともに「教育・進学（経済的理由）」が最も高く、特に母子家庭では6割を超える値となっており、貧困の連鎖を防止する観点からも、子どもの学習支援や、多様な体験活動等の機会の提供といった支援が求められます。
- 本市のアンケート調査結果を「未婚のひとり親」についてみると、配偶者と死別・離別したひとり親と比べて若年世代が多く、未就学の子どもを持つ割合が高いことや、子どもの「しつけ」や「食事・栄養」に関して悩む割合が高い傾向にあることから、母子保健担当とひとり親家庭等相談支援担当との連携を密にしながら、継続的なフォローが求められます。
- 住宅については、母子家庭でひとり親になった直後に63.4%の方が転居をしています。住宅を探すときや入居するときの困り事として、「家賃が高い」、「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」等が上位にあがっており、今後も居住の安定の確保を図ることが求められています。

## 施策の展開

### (1) 子育て環境の充実

ひとり親が、安心して、子育てと就業の両立ができるよう、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所（園）等における待機児童の計画的な解消を図り、必要な時期に保育を利用できる環境整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かり事業など、多様で弾力的な保育サービスを推進します。また、留守家庭児童会室については、子どもの就学前・就学後を通じた、保護者の継続的な保育ニーズに対応できるよう、安定的な運営に努めます。さらに、すべての児童に安全・安心な空間で豊かな放課後を過ごす時間を提供する総合型放課後事業の推進により、土曜日や三季休業期を含む居場所ニーズへの対応を図り、就学後における子育て環境の充実に努めます。

ひとり親家庭に対し、保育所（園）等の優先利用を推進するとともに、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化とあわせ、市独自の第2子以降の保育料の無償化を行うなど、引き続き保育サービス等利用にかかる負担軽減に取り組みます。

#### 主要な事業

- 保育所待機児童の解消
- 保育所（園）等の優先利用
- 保育所保育料等の軽減
- 多様な保育サービスの推進（延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、一時預かりの各事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 留守家庭児童会室への入室（放課後児童健全育成事業）
- 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育士等就職支援センター事業

### (2) 子育て相談の充実

日頃から相談の機会が持ちづらいひとり親家庭の生活状況を踏まえ、身近な地域で気軽に相談できる環境の充実を図るとともに、「母子訪問指導」や「こんにちは赤ちゃん訪問」をはじめとした訪問相談事業等を通じ、子育てに悩みや不安を抱えるひとり親家庭を積極的に把握し、早期からの継続的な支援につなげます。特に、未婚のひとり親の方については、妊娠届出での全数面接を通して、母子保健担当が最初につながることも多く、母子・父子自立支援員とのさらなる連携を図りながら、必要な支援サービスにつなげていきます。

また、家庭児童相談や教育相談、母子健康相談、障害福祉サービス等に関する相談の各相談支援に引き続き取り組むとともに、それらの各相談支援機関が持つ子どもの情報を集約し、複雑化する子どもに関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

### 主要な事業

- 家庭児童相談事業
- ひとり親家庭相談支援事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 母子健康手帳交付事業
- 母子訪問指導事業
- 母子健康相談事業（乳幼児健康相談等）
- 産後ケア事業（産後ママ安心ケアサービス）
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園における育児相談事業
- 教育相談事業
- 障害福祉サービス等に関する相談
- 未熟児等の保健事業
- 身体障害児及び長期療養児等療育指導事業
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備

### (3)生活支援の推進

ひとり親家庭にとって、生活の場である住宅問題は、離婚直後に直面する大きな課題であり、市営住宅の優先入居、府営住宅の募集に係る案内（福祉世帯向け募集）、あんぜん・あんしん賃貸検索システムの案内等により、住宅確保を支援します。また、離職等により住居を失った又はそのおそれがある人に対し、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。さらに、生活困難に直面するひとり親家庭に対し、生活の基盤を確保したうえで就労などの自立支援につなげていく観点から、住宅支援等について、国の動向を踏まえた検討を行います。

ひとり親家庭や寡婦が、残業、休日出勤、就職活動、通学等のため、また通院や冠婚葬祭などさまざまな事由により、家事・育児に係る支援が必要となる場合に、家庭生活支援員の派遣やファミリー・サポート・センターの利用助成を行い、ひとり親家庭等における日常生活の安定・向上を支援します。また、これらサービスの積極的な利用に向け、さまざまな相談支援窓口において利用登録を呼びかける等、周知の強化を図ります。

また、配偶者等からの暴力等さまざまな生活課題を抱える世帯については、安全で安心した生活が送れるよう母子生活支援施設において保護するとともに、施設への入所中や退所後においても、子育てや生活の自立が図れるよう、各関係機関と継続的なフォロー支援を行います。

### 主要な事業

- 市営住宅におけるひとり親世帯等への優先入居と府営住宅の募集案内（福祉世帯向け募集）
- 母子生活支援施設への入所
- 生活困窮者住居確保給付金の支給
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業

### コラム

#### 子どもの育ち見守りセンター「となとな」の開設 ～子ども家庭相談担当と母子・父子自立支援員との連携 による相談支援の事例～

子どもの育ち見守りセンター「となとな」子ども家庭相談担当の家庭児童相談員にひとり親家庭のお父さんのAさんが次男Bくん（4歳）のことで相談にいられました。

相談の内容は、Bくんが普段から落ち着きがないことから、関わり方について不安があるというものでした。お父さんからBくんの日常の様子などを聞き取りしているなかで、お父さん自身が悩みを抱えていることがわかりました。残業等で保育園へのお迎えが遅くなったり、帰りが遅くなる時には、Bくんが一人で留守番をすることもあり、「子どものことは心配だけでも、生活のためには働かなくてはいけないし…。」とのことでした。また、慣れない家事にも大変苦労されている様子が見受けられました。

そこで、少しでもお父さんの負担を減らすことはできないかと、家庭児童相談員から同センターひとり親相談担当である母子・父子自立支援員へ連絡し、一緒に話を聴き対応したことで、その日のうちに、お父さんの希望により自宅へヘルパーを派遣する

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の申請につながりました。

このように、子どもやその家族の相談窓口が同じ組織、フロアへ一元化したことで、迅速な対応ができるようになりました。



#### (4)子どもの育ちへの支援の充実

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って心身ともに健やかに成長していけるよう、安定した生活習慣や学習習慣の定着に向けた支援、地域において安心して過ごせる居場所づくりなど、子どもの視点に立った多方面における支援に、地域や関係機関との連携のもとで総合的に取り組みます。特に、総合型放課後事業の推進により、課業時間外における安全・安心な居場所の確保を図りながら、児童が豊かな放課後を自ら創造できる環境づくりを通じて、自主性や社会性、創造性といった子どもの生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みを進めます。

支援が必要な子どもやその家庭を早期に把握し、適切な支援を切れ目なく届けられるよう、市の各関係部署が把握する子どもに関する情報を、一元的に共有・活用できる体制を整備し、そのうえで、地域・事業者などと一体となって、子どもやその家庭を見守る地域づくりを進めていきます。

また、親との離別・死別等により心のバランスを崩し、不安定な状況にある子どもには、子ども家庭相談担当におけるプレイセラピーやカウンセリングを通した子どもの心のサポートを行うほか、小・中学校には「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」を配置、さらに、子どもがより利用しやすい相談ツールの検証など、子どもが安心して悩みを相談できる環境づくりを進めます。

##### 主要な事業

- 家庭児童相談事業（再掲）
- 教育相談事業（再掲）
- 専門相談員による青少年相談
- ひきこもり等子ども・若者相談支援事業
- 子どもの居場所づくりの推進
- 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」
- 学力向上推進事業（放課後自習教室事業）
- 土曜日や三季休業期などの居場所ニーズへの対応（総合型放課後事業）（再掲）
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の子ども）
- 教育と福祉の連携による課題を抱える子どもへの支援体制の整備
- 子どもを守る条例の制定
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備（再掲）

## 施策目標2 就業支援の推進

### 第4次計画における主な課題

- 本市のアンケート調査結果では、ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭、父子家庭ともに8割を超えています。しかしながら、就業形態をみると、母子家庭では「パート・アルバイト」が37.2%となっており、5年前調査と比較すると正社員率は5ポイント程度上昇しているものの、依然、不安定な雇用状況がみられます。一方、父子家庭においては、正社員率が53.7%と高いものの、年間の就労収入は300万円未満の世帯が66.8%と、母子家庭同様に厳しい経済状況がうかがわれます。また、家事等の生活面に悩みを抱える割合も高く、就業と生活の一体的な支援が求められます。
- アンケート調査結果では、仕事をするために何らかの資格を有する場合と資格がない場合とでは、正規雇用率や就労収入に差がみられることから、就業支援を行ううえでは、安定した雇用につなげるための資格取得にむけた支援の充実が重要です。
- 近年の雇用状況について、有効求人倍率は全国・大阪府・ハローワーク枚方管内（枚方市・寝屋川市・交野市）とも上昇傾向にあり、一定の改善がみられるものの、ハローワーク枚方管内においては、令和元年度の有効求人倍率は0.88倍と、全国や大阪府と比べて低い状況が続いており、引き続き、関係機関との連携等による就業機会の創出に向けた取り組みが必要です。
- 子育てと就労の両立を確保するためにも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、多様な働き方の実現に向けた意識啓発が必要です。また、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活状況に適した仕事の紹介など、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、ひとり親になって生活状況が大きく変わる状況等において、生活面や、就労面で前向きな将来像を描けるよう、また、その実現に向けた一歩を踏み出せるように後押ししていくことが求められます。

## 施策の展開

### (1)能力開発、ライフプランニングのための支援の充実

ひとり親家庭の親が就業に有利な資格を取得する際、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、安定した就業につながるよう支援します。

また、働く意欲がありながら、就職を妨げる諸要因のため就労できない就職困難者に、地域就労支援コーディネーターによる就労相談、就労支援セミナー等を実施し、就労スキルの向上を図ります。母子家庭等就業・自立支援センター事業においても、パソコン技能や介護職員の各研修などの資格取得に向けた就業支援講習会等を実施し、就業につながるよう支援します。

生活保護受給者及び生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成のための訓練を通して、日常生活自立、社会生活自立および就労自立に向けた段階的な支援を行います。

さらに、個々が望む将来像を描きながら、自己肯定感を高め、就労に向けた意欲を醸成できるよう、相談支援や講習会の開催等を通じたライフプランニングの支援に取り組みます。

#### 主要な事業

- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 地域就労支援事業
- 創業支援
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会等事業）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（対象：ひとり親家庭の親）
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 被保護者就労準備支援事業
- ライフプランニング支援のための相談、講習会

### (2)職業紹介機関等との連携の強化

母子・父子自立支援員による相談において、ハローワーク枚方や同マザーズコーナーとの連携を強化し、就労に向けた相談や情報提供を行います。また、地域就労支援事業においても、ハローワーク枚方など関係機関との連携により、就労支援セミナー等の就労支援を行います。

市とハローワーク枚方が、生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施するため、平成27年3月30日から、市役所内においてハローワークの常設窓口である「就労支援ひらかた」を設置し、積極的に就労支援を行っています。

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就職に向けて適切な助言を行うとともに、就業支援講習会修了者等に雇用条件にあった事業所の紹介や情報提供、電子メール相談等を行います。

**主要な事業**

- 地域就労支援事業（再掲）
- 児童扶養手当窓口における情報提供
- 生活保護受給者等就労自立促進事業との連携
- 母子・父子自立支援員による就業相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援事業・就業情報提供事業）

**(3)就業機会創出のための支援の推進**

商工会議所と連携して、事業者への雇用に関する情報発信を行います。また、市の職員等の雇用にあたり、母子家庭等就業・自立支援センターへの情報提供を行うとともに、市が発注する業務委託の一部においても、入札価格だけでなく、雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を適用し、雇用促進機会の確保を図り、その他の発注についても、発注内容に応じて可能な限り母子・父子福祉団体等への受注機会の確保に努めます。

**主要な事業**

- ひとり親家庭等の親への職員での雇用に向けた取り組み
- 業務委託における総合評価落札方式の入札による雇用促進機会の確保
- 商工会議所と連携した雇用啓発

**(4)就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発活動の推進**

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を進めるため、市民及び事業者等への啓発を行います。また、子育てと仕事の両立を図りながら、自らの希望する生き方を選択できる社会の実現に向け、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進、非正規労働者の待遇改善など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解と実践を促進するための広報、啓発に取り組めます。

**主要な事業**

- 「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」等の普及、啓発
- 女性の採用、職域拡大等に関する啓発
- ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発活動

## 施策目標3 養育費の確保及び面会交流の支援

### 第4次計画における主な課題

- 市のアンケート調査結果では、母子家庭で養育費の取り決めをした人は46.3%で、5年前調査から微増しましたが、依然として養育費の取り決め率は低い状況です。また、離婚前相談の際に、養育費の取り決めをしているかを確認すると「相手と会いたくない。」「折り合いがつかなかった。」など取り決めまで至っていないケースが見受けられます。加えて、公正証書の作成や調停などの手続きの煩わしさも取り決めの妨げになっています。このように、養育費取り決めから受け取りまでには多くの課題があることから、個々の状況に応じたきめ細かな支援を、離婚前相談から具体的な手続き等にかかるサポートまで、継続的かつ総合的に行う体制の整備が求められます。
- 民事執行法の改正（令和2年4月1日施行）により、債務者に係る給与や預貯金口座に係る情報を第三者が取得できる手続き等が新設され、養育費の不払いに対して強制執行等の実効性が高まりました。市のアンケート調査結果では、現在も養育費を受け取っている母子家庭は26.8%にとどまります。一方で、公正証書等の公的文書で取り決めをされた場合は、定期的に養育費を受け取っている割合も高く、養育費の継続した履行確保に向けては、国の動向を踏まえた効果的な支援を行うことが求められます。
- 面会交流について取り決めをした人は、母子家庭で31.5%、父子家庭で19.3%と、養育費同様に取り決め率は低い状況です。面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことですが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等、家庭の状況によっては面会交流が適切でない場合もあります。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識したうえで、面会交流の取り決め・実施が適切になされるよう周知啓発を行うとともに、相談支援体制を整えていくことが重要です。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条には「母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」と規定されています。養育費の受け取りや面会交流は子どもの権利であり、子どもの健やかな成長にとって重要なものです。親の子どもに対する責務の自覚を促し、その責務を果たしていくべきことを、当事者及び社会が認識するための啓発が求められます。

## 施策の展開

### (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実

養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行等の法律に関する問題について、弁護士や認定司法書士による法律相談のほか、離婚後の生活設計等に関する講座を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の取り決めや支払いの履行等に関する相談・調整や情報提供などを実施します。必要に応じて養育費相談支援センター（公益社団法人家庭問題情報センターFPIC）、日本司法支援センター（法テラス）等関係機関と連携し、養育費確保に向けた取り組みを支援します。

養育費は子どもの重要な権利ですが、確実な受け取りの確保には多くの課題がある現状を踏まえ、離婚前・離婚直後からの専門的な相談、伴走支援を行い、養育費の取り決めから履行、継続的な受け取りの確保までの総合的な相談支援を行う体制の整備に向けた取り組みを進めます。その一環として、取り決めの促進及び取り決め内容の実行性を高めるための、公正証書等の作成や手続きに係る支援、また、そのうえでの養育費保証契約の締結支援など、国の動向を注視しながら、取り組みに向けた検討を進めます。

#### 主要な事業

- 法律相談の実施
- 母子・父子自立支援員による養育費相談
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業（地域生活支援事業・養育費相談）
- 母子父子寡婦福祉資金（養育費取得の裁判費用とする資金）の貸付
- 男女共同参画啓発事業（離婚を考える女性のための法律講座等）
- 養育費支援事業

### (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実

ひとり親家庭の子どもが確実に養育費を取得できるよう、養育費の支払いは子どもの親として当然の責務であること等の社会的気運を醸成するため、広報紙等や、講演会等を通じて啓発を行います。また、当事者に向けては、養育費の取り決めの必要性を認識し、取り決めに向けた支援につながられるよう、離婚前相談や法律相談、女性相談等の各種相談窓口などにおいて情報提供に努めます。

#### 主要な事業

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進

### (3)面会交流に向けた支援の実施

子どもにとって望ましい面会交流の実現は、養育費の受け取りと同様に、子どもの健やかな成長にとって大切であり、その取り決めの必要性について、養育費とあわせて周知・啓発を行います。また、各種相談窓口などにおいての情報提供や弁護士や認定司法書士による法律相談など、面会交流の実施に向けた支援についても、養育費に係る支援とあわせた取り組みを進めます。

#### 主要な事業

- 面会交流に関する取り決めの支援
- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供(再掲)
- 養育費・面会交流についての啓発活動の推進(再掲)

#### コラム

#### 関係機関との連携による支援事例 ～配偶者暴力相談支援センター等との連携～

離婚を考えているCさん(女性)が、ひとり親になった場合、どんな支援があるのか知りたいと子どもの育ち見守りセンター「ととな」ひとり親相談担当の母子・父子自立支援員に相談に來られました。

離婚を考えるようになった経緯等のお話を母子・父子自立支援員がおうかがいしていたところ、夫から暴言を吐かれたり、叩かれるなどDVを受けていることがわかりました。

そこで、早急に母子の安全を確保する必要があると判断し、母子・父子自立支援員から配偶者暴力相談支援センターへ連絡し、ご本人の意向も確認したうえで、一時保護施設に避難してもらうことになりました。その後、大阪府女性相談センターと連携を図り、母子・父子自立支援員と面談を行った結果、ご本人の意向により母子生活支援施設への入所となりました。

入所後は、入所施設の見守りや支援のほか、母子・父子自立支援員との面談を随時行っています。また、弁護士を通じて離婚も成立し、入所施設近くでパート勤務しながら、自立に向けて進んでおられます。

## 施策目標4 経済的支援の充実

### 第4次計画における主な課題

- 市のアンケート調査結果では、ひとり親家庭の年間総収入について、200万円未満の家庭が母子家庭で41.1%、父子家庭で26.8%となっており、特に母子家庭の生活状況の厳しさがうかがわれます。また、父子家庭においても、現在の生活状況について「苦しい」または「大変苦しい」と答えた割合は70.2%にのぼり、母子家庭の66.5%よりも高い値となっています。経済的支援については、ひとり親家庭等の生活の安定のために引き続き重要であるとともに、その適切な運用が求められます。
- 離婚直後においては、転居や仕事の変化など生活面に大きな変化が生じ、アンケート調査結果でも、ひとり親になった直後に転居をした人は、母子家庭で63.4%、父子家庭で35.8%となっており、そのうち7割以上の方が、転職や無職になった等、仕事にも何らかの変化があったという結果から、そのような激変期において生活の安定を図るためには、経済的支援の重要性が特に高くなります。児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金等の経済的支援に係る諸制度については、必要な時期に適切に利用できるための積極的な情報提供が求められます。
- 子どもに希望する(していた)進路等についてのアンケート調査結果では、ひとり親家庭の保護者の4割以上が大学卒業を希望しています。また、「大学等における修学の支援に関する法律」が制定され、大学等の授業料の減免制度が開始されたことにより、子どもの進学に対する経済的支援の幅が広がりました。しかしながら、子どもの教育・進学(経済的理由)に悩みを抱えるひとり親家庭の割合も高いこと等から、特に子どもの教育面における経済的支援の重要性が高まっています。

## 施策の展開

### (1) 経済的援助の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当制度に係る情報提供を行い、適正な給付を行います。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、特に、大学進学を見据えた教育・進学費用について支援を必要とするひとり親家庭等は多く、修学資金や就学支度資金の活用等、制度の周知に努めます。

また、離職により住居を失った（又はそのおそれがある）人に対し、一定の要件を満たす場合、家賃相当分を支給することで、住宅と就労機会の確保を図り自立を支援します。

さらに、生活に困窮する場合に、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、自立を助長します。

#### 主要な事業

- 児童扶養手当の給付
- 児童手当の給付
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）
- 生活困窮者住居確保給付金の支給（再掲）
- 生活保護制度

### (2) 経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭医療費の助成や保育サービス等利用にかかる第2子以降の保育料の無償化の実施など、経済的負担を軽減する施策を実施します。

また、教育の機会均等を図るため、子どもたちの就学に必要な費用を援助します。

#### 主要な事業

- ひとり親家庭医療費助成の実施
- ひとり親家庭医療費の一部自己負担額償還（世帯合算分）の実施
- ひとり親家庭医療費の食事療養標準負担額助成証明書（食事証）の交付
- 保育所保育料等の軽減（再掲）
- 水道料金及び下水道使用料の福祉減免
- 子どもの就学に必要な費用の援助（就学援助、奨学金、交通災害遺児奨学金）

### (3)経済的支援に関する情報提供の充実

ひとり親家庭等に対する経済的援助や経済的負担の軽減に役立つ諸制度について、支援が必要な家庭に適切に情報を届けられるよう、関係機関、関係部署間の連携などにより、さまざまな機会を捉えた情報提供に努めます。また、大学や高等専門学校等への進学にあたっては、令和2年度から開始された国の高等教育の修学支援新制度などの支援制度について情報提供を行います。

#### 主要な事業

- 児童扶養手当や戸籍などの担当窓口等での情報提供(再掲)
- 市広報紙、ホームページ等による情報提供の充実

## 施策目標5 ひとり親家庭等を支える環境の充実

### 第4次計画における主な課題

- アンケート調査結果では、困ったことがあるときの相談相手として、「市役所等（公的施設）」や「子どもの育ち見守りセンター」と答えた割合は合計で、母子家庭では7.4%、父子家庭では9.0%、寡婦では12.1%にとどまり、一方で「相談先がない」と回答した人が母子家庭では6.9%、父子家庭では20.9%、寡婦では4.5%となっています。さらに、「相談先がない」と答えた人のうち約8割が生活状況について「苦しい」または「とても苦しい」と回答されており、生活上の悩みや不安について、周囲に相談しづらい傾向がうかがえます。支援が必要な家庭を支援していくためには、その内容に関わらず、まず気軽に相談できる環境の充実と、多様な手段を活用して支援情報を積極的に届けていくことが求められます。そのうえで、母子・父子自立支援員等が寄り添いながら、それぞれの悩みや課題に応じ、さまざまな支援メニューを提示し、また、必要に応じ、適切な支援機関につないでいくという包括的な相談支援体制を整備することが重要です。
- ひとり親家庭等の生活状況はさまざまであり、必ずしもすべての家庭が即座に支援を必要とされているわけではありません。しかし、仕事と家事、子育てをひとりで担う状況から、自分自身や子どもの健康面等、将来に不安を感じていたり、子どもと接する時間を十分に持てず、子育てに悩んでいるといった人が、アンケート調査でも多くみられました。すべてのひとり親家庭等が日々の暮らしを安心して、いきいきと希望を持って送れるよう、支援していくことが求められます。
- ひとり親家庭に限らず、すべての子育て家庭にとって、地域とのつながりや、家庭が相互につながりを持つことは、地域で安心して暮らせるための重要な要素となります。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人と人が直接集まる活動が難しい状況においても、「新しい生活様式」に沿いながら、人と人との支え合いやつながりづくりを引き続き推進し、ひとり親家庭等が心豊かな連帯感で結ばれるよう取り組んでいくことが求められます。
- 本市が実施した「ひとり親家庭等への支援に関する関係機関等調査」では、ひとり親家庭等に対して幅広い支援が行われており、特に、家庭の様子を見守り、必要に応じて声掛けや助言・相談を行う団体・機関が多くありました。市においては、ひとり親家庭等への支援に関する積極的な情報提供や、身近な地域における相談支援の充実が課題であるなか、地域でひとり親家庭等と接するさまざまな関係団体・機関との連携を深めながら、ひとり親家庭等に寄り添う重層的な支援のネットワークづくりに取り組むことが求められます。
- ひとり親家庭等が、結婚や離婚、婚姻歴の有無に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることがないように、市民意識の啓発・向上を図るための講座の開催や情報提供を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて今後も取り組んでいく必要があります。

## 施策の展開

### (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みや不安、複合的に重なる生活上の課題について、当事者に寄り添い、きめ細かな支援に結びつけられるよう、母子・父子自立支援員を中心に、関係部署間における情報共有、関係機関と連携の強化を図りながら、総合的・包括的な支援体制を整えます。地域においてひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関に対し、ひとり親家庭等への支援に関する情報を多様な機会を通じて積極的に提供するとともに、関係機関、団体同士の横の連携を深め、ひとり親家庭等に対する地域支援のネットワークづくりに努めます。

また、離婚前相談においては、その悩み等に寄り添い、ひとり親になった場合の生活の変化を見据えながら、相談や制度活用につなげます。その中で、DV被害やその恐れがある場合においては、枚方市配偶者暴力相談支援センターとの連携を図り、専門的な相談につなげます。

児童扶養手当の現況届の時期などを活用して、仕事を休まずに集中的に相談や手続きができるよう、相談窓口の充実に努めます。また、生活困窮者自立支援法に基づき設置している「自立相談支援センター」とセンターに隣接するハローワーク常設窓口との連携を深め、生活に困窮している方から就労を含め自立に向けた相談を包括的に受けるとともに、継続した支援を実施します。

ひとり親家庭等の子どもや保護者に障害がある場合においては、各種障害福祉サービスの利用に加え、ひとり親家庭等生活支援サービスを利用することにより生活の安定を図ることができるよう、各種支援制度に関する情報提供等の連携を図ります。

さらに、SNS等の活用による積極的な情報発信を通じた、ひとり親家庭等との継続的なつながりづくりを進めるとともに、各種支援制度の利用申し込みについては、可能な限りインターネット等による手続きができるよう見直しを進め、「新しい生活様式」への対応とともに、多忙なひとり親家庭等にとっての利便性の向上を図ります。

#### 主要な事業

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- 関係部署間の連携、情報の集約による子どもの育ちを見守る体制整備(再掲)
- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携
- 母子父子福祉推進委員制度の活用
- 母子・父子自立支援員や相談機関相談員の研修
- 男女共生フロア・ウィルでの各種相談の実施
- 枚方市配偶者暴力相談支援センターでのDV被害者支援
- 休日の相談窓口の開設
- 生活困窮者自立相談支援事業(自立相談支援センター)
- スクールソーシャルワーカーの活用
- コミュニティソーシャルワーカー事業(CSW)
- 「枚方市子育て応援アプリ」の配信
- ICTの活用による新たなつながりの構築

## **(2)当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援**

すべてのひとり親家庭等やその子どもが、地域の人たちとの交流を深めながら、心豊かな生活を送ることができるよう、地域で活動されるさまざまな関係団体との連携のもと、親子で参加できる体験・交流事業や、ひとり親家庭等の相互の交流・情報交換等に資する多様な機会を提供するとともに、その情報提供に努めます。

また、人と人との直接的なつながりが大事であるという視点を基本に、ひとり親家庭等と接する当事者団体や関係団体、関係機関との連携を深めながら、地域におけるひとり親家庭等の見守り、つながりづくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染拡大以降の「新しい生活様式」に沿った、地域における支え合いの取り組みを支援します。

### **主要な事業**

- 当事者団体や民生委員・児童委員等関係団体との連携（再掲）
- 母子父子福祉推進委員制度の活用（再掲）
- 親子で参加できる体験、交流の機会の提供
- ひとり親家庭等情報交換事業（シングルマザーズ・カフェ）
- 地域子育て支援拠点事業（再掲）
- 子どもの居場所づくり推進事業「子ども食堂」（再掲）

## **(3)緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備**

仕事と家事、子育てをひとりで支えるひとり親家庭等においては、病気やけがをすることや、災害の発生等が日常生活を送るうえでの大きな不安要素となります。そのような緊急時においても、ひとり親家庭等日常生活支援事業や、ファミリー・サポート・センター等の生活支援サービスの適切な利用につなげることで、生活の安定に努めます。また、子育てや健康、医療に関して、土曜日・夜間を含む24時間電話で相談できる体制を確保します。

さらに、日常においてはそのような支援を必要とされない方に対しても、緊急時には迅速かつ積極的に支援に関する情報を届けられるよう、ICTの活用等により、市と各ひとり親家庭等との間で、日頃からの継続的なつながりづくりに努めます。

### **主要な事業**

- ICTの活用による新たなつながりの構築（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）
- ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用支援事業（再掲）
- ひとり親家庭相談支援事業（再掲）
- ひらかた健康ほっとライン24

#### (4)ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見による人権侵害を受けないよう、講座や広報紙等での啓発活動に取り組みます。また、家族の多様性と個人が尊重される社会を築くため、ひとり親家庭等の置かれている状況や社会的背景への理解を深め、地域全体で共有していくための取り組みを推進します。

##### 主要な事業

- 人権啓発事業
- 人権ケースワーク事業
- 男女共同参画推進事業

##### コラム

#### ひとり親のみなさんへのメッセージ ～母子・父子自立支援員より～

子どもの育ち見守りセンター「となとな」にはひとり親相談窓口があります。「ひとり親が利用できる支援制度にはどのようなものがあるのか？」やこれからひとり親になるかもしれない方の相談をはじめ、仕事やお金、子育ての悩み、養育費の相談など…、生活のなかで発生するいろいろな悩みごとや相談をおうかがいしています。

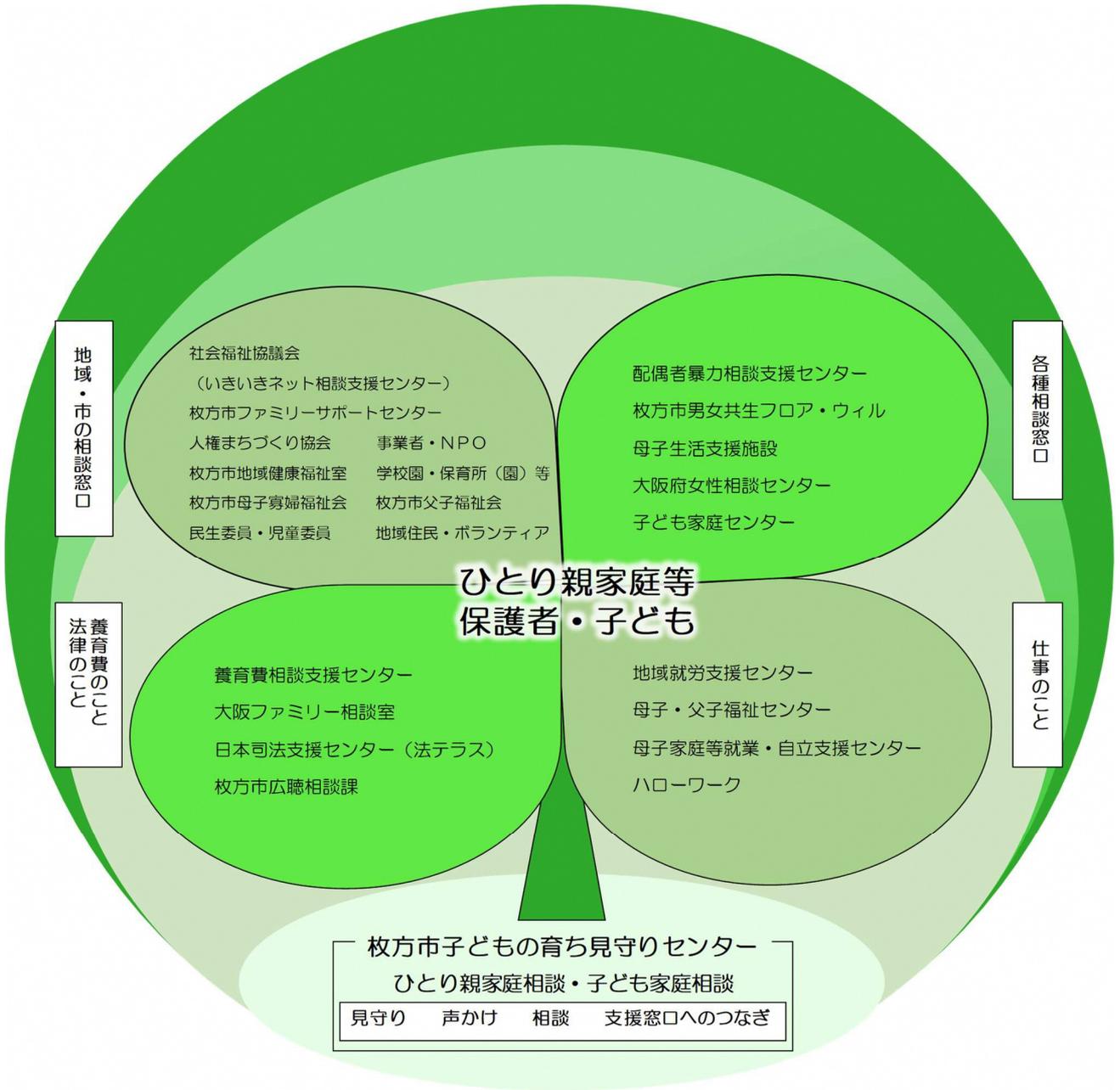
どこに相談したらいいか、わからないけれど悩んでいることや困っていることがある時、不安を感じている時、「となとな」を思い出してください。

話がまとまっていなくても、上手に話せなくても大丈夫です。相談なんてなかなか行きづらい(>\_<)、何から話せばいいのかわからない(+\_+)と思われる方も多いと思いますが、何か新しい発見があるかもしれません。

一緒に問題を整理しながら、考えていきましょう。是非一度、ひとりで抱えこまず、ご相談ください。



# ひとり親家庭等をめぐる支援ネットワークのイメージ



## 第6章 施策の推進に向けて

### 1. 計画に基づく情報発信

本計画のさまざまな施策を、市広報紙やホームページをはじめ多様な媒体で、機会を通じて広報・啓発していくことに努めます。

### 2. 計画の推進と進行管理

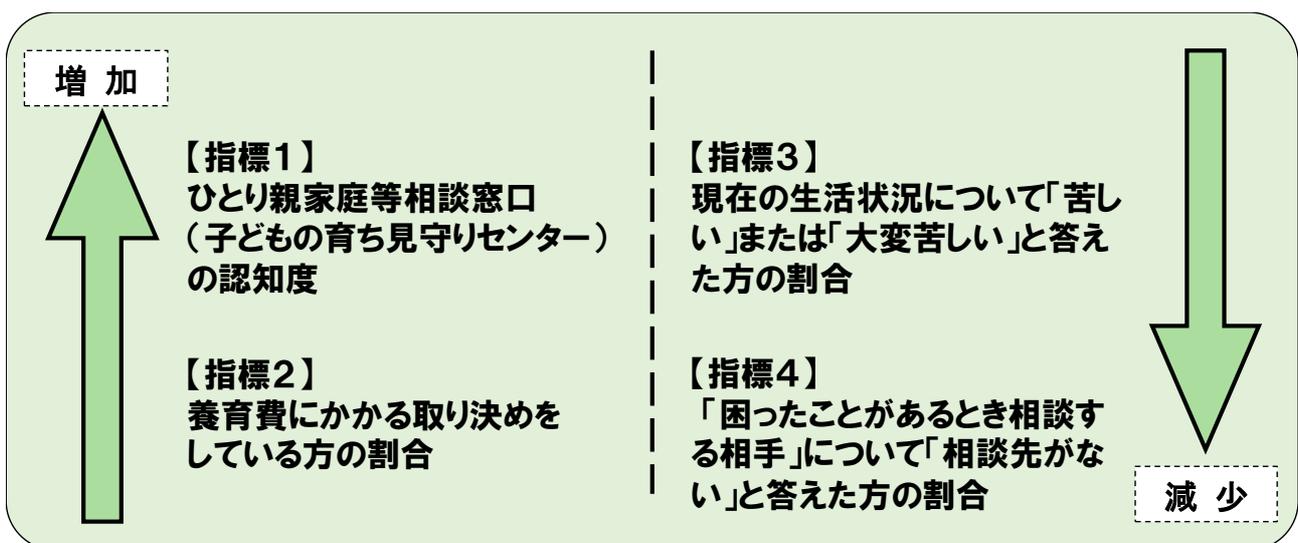
計画の推進及び進行管理にあたっては、庁内の関係部署で構成する「ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会」において、計画に基づく施策の実施状況を年度ごとに把握・点検し、施策単位の組織横断的な評価を行います。

加えて、それらの施策が、本計画の基本理念である「ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち」の実現に効果的につなげられているか等、計画の総合的な評価・検証を行うため、以下の「4つの取り組み指標」を設定します。

これらの進行管理については、児童福祉等に関する有識者や当事者団体、関係機関等で構成する外部機関（枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）において評価・審議をいただき、計画の進行管理にかかる実効性や透明性の確保に努めるとともに、今後の国の施策の動向、社会・経済情勢等の変化も見極めながら、各種施策の改善・見直しにつなげます。

なお、計画の進行管理にあたっては、その情報を市ホームページに掲載することなどにより、市民に周知します。

**図表** 第4次計画における4つの取り組み指標



### 【指標1】ひとり親家庭等相談窓口(子どもの育ち見守りセンター)の認知度

現状値 (R2)	目標値 (R7)
母子家庭 26.3% 父子家庭 23.9% 寡婦 53.0%	母子家庭、父子家庭、寡婦ともに 80%
	
<p>&lt;指標の説明&gt;                      ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るためには、まず各種支援制度の情報をひとり親家庭等の元にしっかり届けていく必要があります。令和2年4月に機構改革により、ひとり親家庭等の支援を所管する総合相談窓口が「子どもの育ち見守りセンター」に改称され、当センター内にひとり親家庭等の総合相談窓口があることを広く周知するため、認知度を指標として設定し、積極的な情報提供など、相談機能の強化を図りながら、各種支援制度の活用につなげていきます。</p> <p>現状値:「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」により把握。                      目標値:母子家庭及び父子家庭については、平成27年の調査結果(「母子・父子自立支援員制度」の認知度:母子48.4%、父子45.5%、寡婦41.0%)の数値を基準に、今後の周知強化の取り組みによる効果を見込んで設定。                      関連する「施策の推進方向」:施策目標1「子ども・子育て支援、生活支援の推進」</p>	

### 【指標2】養育費にかかる取り決めをしている方の割合

現状値 (R2)	目標値 (R7)
母子家庭 46.3% 父子家庭 24.6%	母子家庭 50% 父子家庭 30%
	
<p>&lt;指標の説明&gt;                      アンケート調査からは、ひとり親家庭で養育費の取り決めをした人は、5年前の調査より微増しているものの、依然としてその割合は低い状況です。養育費確保に向けた最初のステップである「養育費の取り決めをした方の割合」を指標として設定し、今後、養育費の取り決めから履行・確保までの総合的な相談支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。</p> <p>現状値:「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」により把握                      目標値:平成27年の調査結果(母子44.3%、父子12.5%)からの改善率を加味して設定。                      関連する「施策の推進方向」:施策目標3「養育費の確保及び面会交流の支援」</p>	

## 【指標3】現在の生活状況について「苦しい」または「大変苦しい」と答えた方の割合

現状値（R2）			目標値（R7）	
母子家庭	66.5%		母子家庭	60%
父子家庭	70.2%		父子家庭	60%
寡婦	36.4%		寡婦	30%
<p>&lt;指標の説明&gt; アンケート調査において「現在の生活状況」をうかがったところ、「苦しい」または「大変苦しい」と答えた方は、平成27年度の調査と比較して改善がみられるものの、依然として厳しい結果となっています。引き続き、安定的な雇用の確保や経済的支援の実施など、生活の安定と向上に向けた取り組みを進め、さらなる数値の改善をめざします。</p> <p>現状値：「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」により把握。 目標値：平成27年の調査結果（母子72.3%、父子84.9%、寡婦39.3%）からの改善率を加味して設定。 関連する「施策の推進方向」：施策目標2「就業支援の推進」 施策目標4「経済的支援の充実」</p>				

## 【指標4】「困ったことがあるとき相談する相手」について「相談先がない」と答えた方の割合

現状値（R2）			目標値（R7）	
母子家庭	6.9%		母子家庭	5%
父子家庭	20.9%		父子家庭	15%
寡婦	4.5%		寡婦	3%
<p>&lt;指標の説明&gt; ひとり親家庭等が日々の暮らしを安心していきいきと過ごせるよう、地域とのつながりやひとり親家庭相互の交流の促進、多様なツールを活用した支援情報の提供など、多方面の取り組みを進めていきます。特に、ひとり親家庭等の孤立を防ぎ、必要な支援につなげる支援体制の充実が求められることを踏まえ、「困った時の相談先がない人の割合」を指標として設定し、地域や関係機関との連携を深めながら、ひとり親家庭等を支える環境の充実に取り組みます。</p> <p>現状値：「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」により把握 目標値：母子家庭及び寡婦については、平成27年の調査結果（母子9.4%、寡婦4.9%）からの改善率を加味して設定。 父子家庭については、平成27年の調査結果と同水準の値（父子18.2%）を設定。 関連する「施策の推進方向」：施策目標5「ひとり親家庭等を支える環境の充実」</p>				

## 参考資料

### 1. 用語解説

※第5章「施策の推進方向」に掲載している「主要な事業」の具体的な内容については、計画の別冊「令和3年度から令和7年度にかかる主要な事業」に掲載しています。

#### あ行

##### ➤ ICT（アイシーティー）

「インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー」の略で、「情報通信技術」を指す言葉。メールや SNS などインターネットを活用してさまざまな人と人をつなぐ技術やサービスの総称。

##### ➤ アウトリーチ

積極的に地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、相談等の支援をはたらかせること。

##### ➤ 新しい生活様式

オンラインによる集会や、在宅勤務などによる3密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとした、新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。

##### ➤ あんぜん・あんしん賃貸検索システム

子育て世帯等が安心して入居できる一定の条件が整った民間賃貸住宅に関する情報をインターネット上で提供し、円滑な住まい探しを支援するシステム。

##### ➤ SNS（エスエヌエス）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、インターネットを利用し、個人やグループ間の社会的なネットワークの形成を支援するコミュニティ型のサービスの総称。

#### か行

##### ➤ 家庭生活支援員

ひとり親家庭等が修学や病気などさまざまな事情により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣するヘルパーのこと（ひとり親家庭等日常生活支援事業）。

##### ➤ 健康福祉相談センター「北部リーフ」

健康や子育て、福祉に関するさまざまな相談に対応する相談窓口。北部支所内に設置。

##### ➤ 公正証書

公証役場で公証人により作成される文書。公文書として高い証明力があり、養育費など金銭債務の取り決めについて公正証書を作成することで、相手方がその支払いを怠ったときに裁判所の判決を待たずに強制執行することができる。

##### ➤ 高等教育の修学支援新制度

意欲のある子どもたちの進学を支援するため、所得など要件を満たす世帯に対し、大学や高等専門学校等への修学に必要な「授業料・入学金の減額または免除」と、返還を要しない「給付型奨学金」の支給を行う国の制度。令和2年4月から開始された。

##### ➤ 心の教室相談員

小学校に配置され、不登校や問題行動など、生徒指導上の諸課題の解決のため、児童・保護者、教職員に助言を行うなどする専門員。

##### ➤ 子ども食堂

家で一人で食事をする、夜遅くまで一人で過ごすといった環境にある子どもたちに対し、地域住民等が主体となり、無料または低額で食事や団らんの場を提供する活動。

##### ➤ 子どもの育ち見守りセンター「となとな」

家庭児童相談やひとり親家庭等相談、ひきこもり相談等の子どもや子育てに関する相談支援を総合的に行う市の機関。令和2年4月に「子ども総合相談センター」から機能強化を行い、改編して設置。

## ➤ 子供の貧困対策に関する大綱

子どもの貧困が社会問題となるなか、平成26年に国において示された子どもの貧困対策の基本方針。本大綱に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育面、経済面、生活面など総合的に対策を進めることとされた。

## さ行

### ➤ 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を目的に支給される手当。

### ➤ 就労支援ひらかた

生活保護受給者等に対する就労支援を一体的に実施するため、枚方市役所内に設置されたハローワーク枚方の常設窓口。

### ➤ ショートステイ・トワイライトステイ事業

家庭での子どもの養育が一時的に困難になった時や保護者が仕事等のため夜間等に子どもの養育が困難になったときに、子どもを預かるサービス。

### ➤ スクールカウンセラー

いじめや不登校など学校生活上の子どもの諸課題の早期発見・対応のため、学校において教育相談等を行う専門員。

### ➤ スクールソーシャルワーカー

小・中学校等を巡回し、子どもの養育環境全般を把握、一人ひとりのさまざまな状況に応じて教育・福祉の両面から助言を行う専門員。

### ➤ 生活困窮者自立支援制度

(自立相談支援センター)

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、住居や就労、家計など総合的な支援を行う制度。自立相談支援センターでは、仕事や暮らしのこと等、相談支援員が一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援を行う。

## た行

### ➤ 男女共生フロア・ウィル

性別にかかわらず誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざす市の拠点施設。男女共同参画に関する講座等の開催や、夫婦・家族関係や生き方などさまざまな悩みに関する相談支援等を行う。

## な行

### ➤ 日本司法支援センター（法テラス）

国により設置された法的なトラブルの解決を支援する法務省所管の法人。各種相談機関に関する情報提供や、離婚や養育費等の無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立替え等を行う。

## は行

### ➤ 枚方市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法等に基づき策定する、待機児童の解消や子育てに関する相談支援、子どもの貧困対策など、本市の子ども・子育て支援策全般についての取り組みの方向性をまとめた計画。

### ➤ 枚方市父子福祉会

父子家庭の父親が会員となり、会員相互の支え合いを目的に活動する当事者団体。

### ➤ 枚方市母子寡婦福祉会

母子家庭の母親や、現在は子どもが成人し寡婦となった方までが会員となり、会員相互の支え合い活動等を行う当事者団体。

### ➤ ファミリー・サポート・センター

援助の必要な子育て家庭が、有償ボランティアの会員から子どもの預かりや送迎等のサポートを受けられる会員組織。

### ➤ 母子家庭等就業・自立支援センター

母子・父子家庭、寡婦の就業相談から求人情報の提供のほか、養育費に関する相談・情報提供等を実施する機関。

➤ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が子どもと一緒に入所できる施設。母子が安全で安心した生活を送れるよう、相談や援助を行いながら自立を支援する。

➤ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦に対し、子どもの就学資金など生活に必要な資金の貸付を行う制度。

➤ 母子・父子自立支援員

母子・父子家庭及び寡婦、これからひとり親になるかもしれない方のさまざまな相談に応じ、その自立のために必要な支援を行う専門員。

➤ 母子父子福祉推進委員

ひとり親家庭等からの悩み事や心配事などさまざまな相談に応じる地域の身近な相談員。

## ま行

➤ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、低所得者や高齢者世帯、障害者世帯、児童及び妊産婦のいる世帯などの実態把握と援助活動など、地域福祉を推進する役割を担う。

➤ 面会交流

夫婦が離婚等により離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つこと。

## や行

➤ 養育費相談支援センター

養育費や面会交流に関する支援を行うため国が設置した機関。当事者からの相談等に応じるほか、各地の母子家庭等就業・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修などを行う。

➤ 養育費保証契約

養育費の支払いについて取り決めをしたにもかかわらず不払いや遅延があった場合に、養育費の受け取りを保証（養育費の立替え等）するため、主に民間保証会社等との間で締結する契約。

➤ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料を無償とする国の制度。令和元年10月から開始。

## わ行

➤ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感をもって働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など私生活においても自分らしいライフスタイルを選択・実現できること。

## 2. 枚方市社会福祉審議会への諮問

---

子セ第 1425 号  
令和2年2月18日

枚方市社会福祉審議会  
委員長 上野谷 加代子 様  
児童福祉専門分科会  
会長 大西 雅裕 様

枚方市長 伏見 隆

### 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について（諮問）

標題の件につきまして、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条の規定による「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即して、同法第12条3項の規定に基づき、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」について、貴審議会に諮問します。

### 3. 枚方市社会福祉審議会からの答申

令和2年12月14日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会  
委員長 上野谷 加代子  
児童福祉専門分科会  
会長 大西 雅裕

#### 「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」について（答申）

枚方市社会福祉審議会は、令和2年2月18日付、子セ第1425号で「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について諮問を受け、本審議会の児童福祉専門分科会で審議することとし、「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」の結果等を踏まえながら継続的に審議した結果、別添「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」のとおり、下記の意見を付して答申します。

#### 記

「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」に対する付帯意見

1. 「ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち」を目指すうえで、行政だけでなく、事業者や関係団体、ひいては市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を果たしながら取り組んでいくことが不可欠であることから、市においては、様々な主体が互いに連携・協力し合える具体的な仕組みの構築に取り組んでいただきたい。
2. ひとり親家庭における子どもの貧困率は今なお高い水準にあり、厳しい生活状況がうかがえることから、計画に基づく制度・施策を、支援を必要とする子どもやその家庭に確実に届けるとともに、すべての子どもたちが夢や希望を持つことができるよう、社会全体で子どもを支える体制づくりに努められたい。

以上

## 4. 枚方市社会福祉審議会条例

平成 25 年 12 月 9 日

条例第 41 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日 条例第 13 号

平成 27 年 6 月 16 日 条例第 24 号

平成 29 年 9 月 13 日 条例第 40 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員19人以内で組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第6条 臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては3年(臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、3年以内)とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。)の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開等)

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条に規定する情報(平成29年枚方市条例第40号)第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(専門分科会)

第9条 審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担当するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項に規定する合議制の機関
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する合議制の機関
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する合議制の機関(専門分科会の組織及び運営)

第10条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

5 第7条及び第8条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

6 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第11条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 審議会は、審査部会(社会福祉法施行令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止)

2 枚方市障害者施策推進審議会条例(平成24年枚方市条例第36号)は、廃止する。

(枚方市附属機関条例の一部改正)

3 枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附則[平成27年3月9日条例第13号]

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止)

2 枚方市子ども・子育て審議会条例(平成25年枚方市条例第10号)は、廃止する。

附則[平成27年6月16日条例第24号]

この条例は、公布の日から施行する。

附則[平成29年9月13日条例第40号抄]

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 5. 枚方市社会福祉審議会規則

平成 26 年 3 月 31 日

規則第 26 号

改正 平成 26 年 9 月 30 日規則第 106 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 29 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 20 号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号。以下「政令」という。)及び枚方市社会福祉審議会条例(平成 25 年枚方市条例第 41 号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 審議会は、法第 11 条第2項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

(2) 障害福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議

ロ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第4項各号に掲げる事務

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 10 項に規定する事務

(3) 児童福祉専門分科会 次に掲げる事務

イ 児童の福祉に関する事項の調査審議

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第7条第2号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

ハ 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

(4) 子ども・子育て専門分科会 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

(5) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項の調査審議

(6) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項の調査審議

(7) 社会福祉法人設立認可等専門分科会 次に掲げる事務

イ 社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員解職勧告及び解散命令に関する調査審議

ロ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

(審査部会)

第3条 審議会は、政令第3条第1項及び条例第 11 条第1項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会及び児童福祉施設認可審査部会を置くことができる。

2 審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 第一審査部会 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第2項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査

(2) 第二審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

- (3) 母子・父子福祉審査部会 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条に規定する母子福祉資金、同法第 31 条の6に規定する父子福祉資金及び同法第 32 条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査
- (4) 児童福祉施設認可審査部会 次に掲げる事務
  - イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第4項及び第 35 条第6項に規定する認可に関する事項の審査
  - ロ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第3項に規定する認可、同法第 21 条第2項に規定する命令及び同法第 22 条第2項に規定する認可の取消しに関する事項の審査
- 3 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 5 審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。
- 6 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則〔平成 26 年9月 30 日規則第 106 号抄〕

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 10 月1日から施行する。

附 則〔平成 27 年3月 31 日規則第 29 号〕

この規則は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則〔平成 30 年3月 30 日規則第 20 号〕

この規則は、平成 30 年4月1日から施行する。

## 6. 枚方市社会福祉審議会(本審)及び児童福祉専門分科会委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属等	本審 (注1)	分科会 (注2)	備考
明石 隆行	種智院大学 教授	委員		
荒 義重	枚方市民生委員児童委員協議会 副会長		委員	
安藤 和彦	ユマニテク短期大学 特別招聘教授 京都西山短期大学 客員教授	委員		
石田 慎二	帝塚山大学 教授	委員		
井上 一隆	弁護士		委員	R2.3.31 まで
上野谷 加代子	同志社大学 名誉教授	委員長		
枝村 たつ江	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 関西 理事		委員	
遠藤 修司	枚方市父子福祉会 会長		委員	R2.7.22 から
大西 雅裕	神戸女子大学 教授	委員	会長	
大村 美智代	北大阪商工会議所会員増強推進室 室長		委員	R2.3.31 まで
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会 会長	委員		
岡本 千代子	枚方市母子寡婦福祉会 会長		委員	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会 役員	委員		
河野 暢之	枚方公共職業安定所 次長		委員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会 副会長	委員		
高田 研一	北大阪商工会議所総務部総務課 課長		委員	R2.4.1 から
武 正行	枚方市社会福祉協議会 会長	委員		
玉野 まりこ	弁護士		委員	R2.4.1 から
所 めぐみ	関西大学 教授	副委員長		

氏名	所属等	本審 (注1)	分科会 (注2)	備考
富岡 量秀	大谷大学 教授	委員	副会長	
仲 光男	税理士		委員	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会	委員		
橋本 有理子	関西福祉科学大学 教授	委員		
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会 委員	委員		
原 啓一郎	弁護士	委員		
肥田 時子	(本審) 枚方市民生委員児童委員協議会 会長 (分科会) 枚方市社会福祉協議会 副会長	副委員長	委員	
藤本 良知	枚方市医師会 名誉会長	委員		
三木 桂一	枚方市父子福祉会 会長		委員	R2.7.22 まで
三田 優子	大阪府立大学 准教授	委員		
三戸 隆	枚方市医師会 理事	委員		

(注1) 令和3年3月31日時点

(注2) 令和2年2月18日～令和2年12月14日(第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画策定の諮問期間)

## 7. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画策定の経過

開催日	審議会名	案 件
令和2年 2月18日	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について諮問	
	令和元年度 第2回 児童福祉専門分科会	(1) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について (2) 計画策定に向けたアンケート調査について
令和2年 5月7日 ～ 6月30日	「ひとり親家庭等に関するアンケート調査」を実施 【調査対象】 ●母子・父子家庭 3,879件（有効回収数 1,712件） ●寡婦家庭 109件（有効回収数 66件）	
令和2年 5月15日 ～ 6月4日	令和2年度 第1回 枚方市社会福祉審議会 （書面会議）	・専門分科会等の委員の選出について ・専門分科会等の決議権限等の取扱いについて 他
令和2年 7月22日	令和2年度 第1回 児童福祉専門分科会	(1) ひとり親家庭等に関するアンケート調査結果（速報版）について (2) 第3次ひとり親家庭等自立促進計画の確認及び評価と第4次計画における基本的な考え方について
令和2年 9月15日	令和2年度 第2回 児童福祉専門分科会	(1) ひとり親家庭等に関するアンケート調査及び関係機関等調査の結果について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（骨子案）について 他
令和2年 10月30日	令和2年度 第3回 児童福祉専門分科会	(1) ひとり親家庭等への支援に関する関係機関等調査報告書（案）について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）について
令和2年 12月14日	令和2年度 第4回 児童福祉専門分科会	(1) 【報告】母子父子寡婦福祉資金貸付金の状況について (2) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）について
	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」について答申	
令和2年 12月25日 ～ 令和3年 1月14日	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」についてのパブリックコメントの実施 ※市民説明会（令和3年1月9日）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、計画案の概要について説明を行う動画を配信。	



## **第 4 次 枚方市ひとり親家庭等自立促進計画**

令和 3（2021）年 3 月

発行 枚方市子ども未来部子ども青少年政策課  
〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 2 0 号  
TEL : 072-841-1375  
FAX : 072-843-2244  
E-mail : kodosei@city.hirakata.osaka.jp